平成16年6月1日(火曜日)第2回定例会

出席議員	1	2	1	夕	1
山/市硪貝	l	_	- 1	\Box	,

1番	佐	竹	敬	_	議員	2	番	佐	藤		毅	議員
3番	鴨	田	俊	•	議員	4	番	楳	津	博	\pm	議員
5番	安孫	系子	市)	美夫	議員	6	番	松	田		孝	議員
7番	猪	倉	謙力	总郎	議員	8	番	石	Ш	忠	義	議員
9番	鈴	木	賢	也	議員	1 0	番	荒	木	春	吉	議員
11番	柏	倉	信	_	議員	1 2	番	髙	橋	勝	文	議員
13番	伊	藤	忠	男	議員	1 4	番	髙	橋	秀	治	議員
15番	松	田	伸	_	議員	1 6	番	佐	藤	暘	子	議員
17番	Ш	越	孝	男	議員	1 8	番	内	藤		明	議員
19番	那	須		稔	議員	2 0	番	遠	藤	聖	作	議員
2 1番	新	宮	征	_	議員							

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

-	,5					702 V III											
	佐	藤	誠	六	市		ŧ	툿	荒	木		恒	助			í.	殳
	安孫	紆	勝	_	収)	\	役	大	泉	愼	_	教	育	委	美員	長
					選:	举管理	季	会									
	奥	Щ	幸	助	委	, n i		長	武	田		浩	農	業才	き員	会会	美長
	芳	賀	友	幸	庶	務	課	長	鹿	間		康	企	画	調	整誤	₹長
	秋	場		元	財	政	課	長	宇	野	健	雄	税	矛	务	課	長
	斎	藤	健	_	市	民	課	長	有	Ш	洋	_	生	活	環	境誤	₹長
	浦	Щ	邦	憲	土	木	課	長	柏	倉	隆	夫	都	市	計	画調	₹長
					花	• 緑	• t t	ナらぎ									
	犬	餇	_	好	推	進	課	長	佐	藤		昭	下	水	追	訓	長
	木	村	正	之	農	林	課	長	兼	子	善	男	商	I	観	光 誤	₹長
	尾	形	清	_	地	域 振	興調	果長	石	Ш	忠	則	健	康	福	祉 誃	₹長
	真	木	憲	_	会	計	課	長	安	彦		守	水	道	事	業月	「長
	那	須	義	行	病	院 事	₣ 務	長	大	谷	昭	男	教		育	ĵ	長
	熊	谷	英	昭	管	理	課	長	菊	地	宏	哉	学	校	教	育誃	₹長
	鈴	木	英	雄	社	会 教	育調	! 長	石	Щ		忠	社	会	体	育調	₹長
					選	挙管 理	■委員	会									
	=	瓶	正	博	事	務	局	長	安	经	雅	美	監	겉	\$	委	員
	_	7120		113	監	查	委	員	243.	J. J	-		農		- 委		
	布	七仁	崇		事	務	局	長	Ŋ١	松	<i>i</i> —		事		务	局	長
_		施			7	仍	冋	乜	۱,۱	14	仁			1	Ħ	冋	区
事	豨后	職員	出店	琽													
	片	桐	久	志	事	務	局	長	安	食	俊	博	局	ŧ	₹	補	佐
	月	光	龍	弘	庶	務	主	查	大	沼	秀	彦	調	虿	Ĭ	係	長

議事日程第1号

第2回定例会

平成16年6月1日(火)

午前9時30分開議

開会

日程第 1 会議録署名議員指名

- **"** 2 会期決定
- " 3 諸般の報告
 - (1)定例監査結果等報告について
 - (2)第111回山形県市議会議長会定期総会の報告について
 - (3)第56回東北市議会議長会定期総会の報告について
 - (4) 第80回全国市議会議長会定期総会の報告について
- " 4 行政報告
 - (1) 平成17年度国県に対する重要事業の要望事項について
 - (2) 平成15年度寒河江市土地開発公社決算及び平成16年度寒河江市土地開発公社予算について
 - (3) 平成15年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成16年度財団法人寒河江 市体育振興公社予算について
 - (4)月山観光開発株式会社の営業状況の報告について
 - (5)株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について
- " 5 全国市議会議長会表章3状及び感謝状伝達
- " 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
- 7 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- " 8 報告第2号 平成15年度寒河江市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 9 報告第3号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算 書の報告について
- # 10 報告第4号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計事故繰越し繰越計算 書の報告について
- " 11 報告第5号 平成15年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 12 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
- # 13 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (寒河江市都市計画税条例の一部を改 正する条例)
- 14 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例)
- # 15 議第37号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
- 16 議第38号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- # 17 議第39号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
- " 18 議第40号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- # 19 議第41号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第20 議第42号 市道路線の廃止について

- # 21 議第43号 市道路線の認定について
- # 2.2 請願第8号 義務教育費国庫負担法を維持し、義務教育費国庫負担金を一般財源化しない よう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- " 23 請願第9号 教育基本法の早期改正を求め、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- " 24 陳情第1号 国・地方公務員および民間労働者、ならびに生活保護世帯の生活への影響、 地方自治体財政、地域経済などへの影響をふまえ、寒冷地手当の改悪につな がる「見直し」をおこなわない旨の意見書提出を求める陳情
- **" 25 議案説明**
- # 26 質疑
- " 27 予算特別委員会設置
- # 28 委員会付託
 - 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

第2回定例会日程

月	日	時 間	会	議	場所
	1日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達、人権擁護委員の候補	議場
				者推薦、議案・請願・陳情 上程、同説明、質疑、予算 特別委員会設置、委員会付 託	
		本会議終了後		付 託 案 件 審 査	議場
6月	2日(水)		休	会	14 15
6月	3日(木)	午前9時30分	本 会 議	一般質問	議場
6月	4日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議場
6月	5日(土)		休	会	
6月	6日(日)		<u>休</u>	会	1
6月	7日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議場
			総務委員会分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
6 月	8日(火)	午前9時30分	文教厚生委員会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
			建設経済委員会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
6月	9日(水)		休	会	
6月1	0日(木)		休	会	
		午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議場
6月1	1日(金)	予算特別委員会 終 了 後	本 会 議	議案・請願・陳情上程、 委員長報告、質疑・討論・ 採決、閉会	議場

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから平成16年第2回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、5月27日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において10番荒木春吉議員、14番髙橋秀治議員 を指名いたします。

会 期 決 定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から6月11日までの11日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

諸 般 の 報 告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告であります。

- (1)定例監査結果等報告について
- (2)第111回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- (3)第56回東北市議会議長会定期総会の報告について
- (4)第80回全国市議会議長会定期総会の報告について
- 以上の諸般の報告については、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行 政 報告

佐竹敬一議長 日程第4、行政報告であります。

- (1) 平成17年度国県に対する重要事業の要望事項について
- (2) 平成15年度寒河江市土地開発公社決算及び平成16年度寒河江市土地開発公社予算について
- (3) 平成15年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について
 - (4) 月山観光開発株式会社の営業状況の報告について
 - (5)株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について

市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、平成17年度国県に対する重要事業の要望事項について報告申しあげます。

国県に対する重要事業の要望につきましては、西村山地方総合開発推進委員会において、各市町の要望 事項を取りまとめの上、県との調整をとりながら事業促進を図っていくものであります。

本市の平成17年度の要望事項は21件であり、お手元に配付いたしました別冊資料のとおりであります。

主なものといたしましては、厳しい行財政下における地方財政の充実強化についての要望を初め、特別 養護老人ホーム建設に対する財源措置、農業基盤の整備等を図るための土地改良事業や国営かんがい排水 事業、自然との触れ合いや憩いの場となる緑地公園の整備事業、広域的な道路網の確立と市街地間のスム ーズな連結、交流を図るための都市計画道路柴橋日田線、八幡町地内整備を初めとした道路網の整備、駅 前中心市街地を流れる沼川の整備を行うふるさとの川整備事業や街なみ環境整備事業、全市下水道化に向 けた公共下水道事業などの促進などであります。

これらの重要事業の促進により、第4次振興計画に掲げる「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市」の実現に向けて努めてまいる所存でありますので、皆様の御理解と御協力をお願い申しあげます。

次に、平成15年度寒河江市土地開発公社決算及び平成16年度寒河江市土地開発公社予算について御報告申しあげます。

平成15年度の事業報告及び決算でありますが、委託事業としまして駅前中心市街地整備用地や寒河江学 園体育施設・居室等改築用地などの取得・処分を行っております。

自主事業では、寒河江みずき団地用地などの取得・造成・処分を行っております。特に、本市の新しいまちとなる寒河江みずき団地は、昨年10月に分譲を開始しましたが、今年3月末までに144区画を分譲し、そのうち本市以外の方が40%近くを占め、本市の定住人口の増加と地域の活性化に大きく寄与するものと期待されます。

以上のような主要事業を実施した結果、当期利益は 8,618万 3,000円となり、平成15年度末における準備金合計は15億 1,658万 5,000円となっております。

また、平成16年度の事業計画及び予算につきましては、土地開発公社の設立目的と役割を認識しながら、委託事業及び自主事業を積極的に推進することとし、これらに伴う収益的支出予算として19億 8,358 万 4,000円を、また資本的支出予算として45億 7,668万 8,000円をそれぞれ計上したものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

次に、平成15年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について御報告申しあげます。

平成15年度の事業報告及び決算でありますが、市が管理を委託した七つの体育施設が、市民の生涯スポーツ活動を実践する拠点施設として効率的に活用できるよう管理運営を行い、さらに自主事業として各種

のスポーツ教室などを開催し、スポーツに親しむ機会を提供してまいりました。

これらの活動の中で施設利用者数は14万3,441名を数え、決算総額は歳入歳出とも5,061万2,127円となっております。

平成16年度の事業計画及び予算につきましては、財団法人寒河江市体育振興公社の設立目的と役割に沿った各種事業を実施するため、予算総額 5,193万 2,000円を計上し、生涯スポーツなどの普及振興を積極的に推進してまいります。

なお、詳細につきましては、お手元の別冊資料のとおりであります。

以上、2件について地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき御報告申しあげます。

次に、月山観光開発株式会社の営業状況について御報告申しあげます。

平成16年3月2日、西川町において第45回定時株主総会が開催され、第45期の平成15年1月1日から平成15年12月31日までの営業報告並びに貸借対照表、損益計算書及び利益処分案などについて審議が行われ、原案のとおり承認・可決されました。

当期の営業概要について申しあげます。

4月10日にスキー場をオープンしましたが、週末の天候に恵まれず、さらに他スキー場との競合もあり、悪条件でのスタートとなりましたが、後半は残雪も多く、天候に恵まれたことから、利用者数は順調に推移いたしました。

その後夏山シーズンに入りましたが、週末の天候に恵まれず、しかも冷夏が重なったことなどから利用は伸びず、年間を通したリフトの利用者数は23万 8,000人と厳しかった前年並みとなり、営業収入が前期比 101.3%の1億 4,673万円、当期利益は 1,565万円となりました。

なお、詳細につきましてはお手元の別冊資料のとおりであります。

次に、株式会社チェリーランドさがえの営業状況について御報告申しあげます。

平成16年3月24日、株式会社チェリーランドさがえ会議室において第14回定時株主総会が開催され、第14期の平成15年1月1日から平成15年12月31日までの営業報告並びに貸借対照表、損益計算書及び利益処分案などについて審議が行われ、原案のとおり承認可決されました。

当期の営業概要について申しあげます。

平成15年における営業環境は、企業の業績が向上し、経済成長も期待されましたが、個人消費や消費マインドは引き締まったままでありました。しかし、果樹生産が好調で地域経済に貢献し、「花咲かフェアINさがえ」は関連事業の成果を高め、国民文化祭も周辺に潤いをもたらしました。業績につきましては、売上高が前期 比96.3% の13億 8,239万円、当期利益は4,077万円となりました。

以上、御報告申しあげます。

以上です。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告中、平成17年度国県に対する重要事業の要望事項について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成15年度寒河江市土地開発公社決算及び平成16年度寒河江市土地開発公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、平成15年度財団法人寒河江市体育振興公社決算及び平成16年度財団法人寒河江市体育振興公社予算について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、月山観光開発株式会社の営業状況の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、株式会社チェリーランドさがえの営業状況の報告について質疑はありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)

全 国 市 議 会 議 長 会表彰状及び感謝状伝達

佐竹敬一議長 日程第5、全国市議会議長会表彰状及び感謝状の伝達であります。

事務局長から申しあげます。

片桐久志事務局長 それでは、私から申しあげます。

去る5月25日、東京日比谷公会堂において開催されました第80回全国市議会議長会定期総会におきまして、本市議会から議員経験25年以上で遠藤聖作議員が表彰を受けられました。

また、全国市議会議長会地方行政委員会委員としての功績に対しまして、佐竹敬一議員に感謝状が送呈されておりますので、伝達を行います。

最初に表彰状の伝達を行います。遠藤聖作議員に議長から伝達をお願いいたします。

遠藤聖作議員、御登壇お願いします。

佐竹敬一議長

表彰状

寒河江市 遠藤聖作 殿

あなたは、市議会議員として25年の長きにわたり、市勢の発展に尽くされたその功績は特に著しいものがありますので、第80回定期総会にあたり、本会表章
規程により特別表章いたします。

平成16年5月25日

全国市議会議長会会長 片山 尹

おめでとうございました。

〔表彰狀授与〕(拍手)

片桐久志事務局長次に、佐竹敬一議員に副議長から感謝状の伝達をお願いたします。

新宮征一副議長

感謝状

寒河江市 佐竹敬一 殿

あなたは、全国市議会議長会地方行政委員会委員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に 尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第80回定期総会にあたり、深甚なる感謝の意を表 します。

平成16年5月25日

全国市議会議長会会長 片山 尹

おめでとうございました。

〔表彰狀授与〕(拍手)

片桐久志事務局長以上で、表彰状及び感謝状の伝達を終わります。

人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

佐竹敬一議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配付しております文書のとおり、委員候補者2名の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに 決しました。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第7、報告第1号から日程第24、陳情第1号までの18案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第25、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第1号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申しあげます。

昨年6月3日午後1時45分ごろ、寒河江市総合福祉保健センターにおいてツベルクリン注射を実施した際に、乳児の左ひじを内障させ、損害を与えた事故について示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたので御報告申しあげるものであります。

次に、平成15年度補正予算で繰越明許の手続をとりました平成15年度寒河江市一般会計、寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申しあげます。

初めに、報告第2号は街なみ環境整備事業費2,311万6,000円を平成16年度に繰り越したものであります。

次に、報告第3号は寒河江市駅前中心市街地整備事業費4億3,859万6,000円を平成16年度に繰り越ししたものであります。

次に、報告第4号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告に ついて御説明申しあげます。

平成14年度補正予算で繰越明許の手続をとりました寒河江市駅前中心市街地整備事業費3億6,540万7,000円のうち、家屋移転補償1戸について不測の事態が発生し、平成15年度内の移転が不可能となったことにより1,600万円を平成16年度に繰り越ししたものであります。

次に、報告第5号平成15年度寒河江市水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申しあげます。

平成15年度建設改良事業において、配水管布設事業費 1,103万 8,600円を平成16年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第 3 項の規定により、御報告申しあげるものであります。

次に、承認第1号から第3号までの専決処分の承認を求めることについて、3承認案件とも関連がありますので、一括して御説明申しあげます。

地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律が平成16年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、寒河江市市税条例の一部を改正する条例、寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例及び寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例について、専決処分を行ったものであります。

承認第1号寒河江市市税条例の一部を改正する条例の主な内容は、市民税の個人均等割の税率及び非課税の範囲の変更並びに土地譲渡所得の税率の引き下げ等についての改正であります。

承認第2号寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例の主な内容は、課税標準の特例見直しに係る 条文の整備であります。

また、承認第3号寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の主な内容は、課税免除に係る減収補てん制度の適用期限の延長に伴う改正であります。

以上、承認第1号、第2号及び第3号については議会を招集するいとまがなく急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、その承認を得ようとするものであります。

次に、議第37号平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、乳幼児医療給付事業の改正に伴い 993万 8,000円を追加するものであります。 この歳出予算に対する歳入については、県支出金 496万 9,000円、繰越金 496万 9,000円で対応 することとし、その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 134億 3,993万 8,000円とするものであります。

第2表債務負担行為補正については、株式会社チェリーランドさがえの借入金に対する損失補償を追加するものであります。

次に、議第38号平成16年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、平成15年度の医療給付に係る支払基金交付金返還金 114万 6,000円を計上する ものであります。

この歳出予算に対する歳入については、繰越金で対応することとし、その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ38億 8,289万 5,000円とするものであります。

次に、議第39号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを御説明申しあげます。

印鑑登録に伴う本人確認を厳格にするため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第40号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申しあげます。

子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子供を産み育てられる社会環境を充実させるため、乳幼児医療給付の所得制限を緩和しようとするものであります。

次に、議第41号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申しあげます。

社会保険診療報酬支払基金に納付する介護納付金の額が増額となることに伴い、国民健康保険税の介護 分に係る所得割、資産割、均等割及び平等割の各案分率について所要の改正をしようとするとともに、地 方税法等の一部改正に伴う条文整備をしようとするものであります。

次に、関連があります議第42号市道路線の廃止について及び議第43号市道路線の認定について御説明申しあげます。

上高屋1号線ほか1路線は、道路網を再編するため認定がえを行うべく廃止しようとするものであり、 新たに開発行為等による11路線を認定し、円滑な道路交通の確保と住民生活の向上に寄与しようとするものであります。

以上、7議案を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申しあげます。

以上です。

佐竹敬一議長 日程第26、これより質疑に入ります。

報告第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

承認第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐竹敬一議長 議第37号に対する質疑はありませんか。19番那須 稔議員。

那須 稔議員 今回の補正でありますけれども、先ほどの市長の説明にもありましたが、乳児医療給付事業の拡大ということで補正されているようであります。この乳児医療費につきましては、今までゼロ歳から始まりまして、それぞれ段階的に改正をされておりまして、平成13年からは小学校の就学前までというような改正をされておったわけであります。

それで、議第40号の医療費の一部改正とも関連をするわけでありますけれども、今回の改正、要するに 乳児医療費の所得制限の緩和、これがされたということで拡大になっているようでありますけれども、そ の辺、今回所得制限、40号では出ておりますけれども、今までは330万円というような最低ラインがあったわけですけれども、その辺今回の改正でどの程度の所得になっているのか。

当然、今までは1人、2人、3人ということで所得が同じだったわけでありますけれども、今回の改正でどういうふうな形で改正をされるのか。それから子供の数、4人、5人というふうな人数の中でも所得制限が緩和になっているのかどうか、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、今回のこの辺の改正でどれほどの該当者が該当してくるのか。今までも結構 330万円の所得の制限の際にも該当者があったわけでありますけれども、今回の制限が緩和される中でどれほどの方々が該当しておられるのか。県内のカバー率とありますけれども、実際に今までのカバー率と違って今回どれほどのカバー率、パーセントが上昇してくるのか、この辺をお聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 お答えしたいと思います。

範囲の拡大でございますけれども、対象者につきましては従来と同じようにゼロ歳から就学前までの幼児ということで現行どおりでございます。

それから、所得の制限の拡大でありますけれども、従来は子供さん3人までについては所得制限が330万円ということで切られておりました。今回の拡大につきましては、1人の子供さんの場合は498万円、2人目が536万円、4人につきましては612万円というふうに1人につき38万円ずつ加算されていくというふうなことでございます。

それから、対象者というようなことですけれども、当初予算の段階ではカバー率65%というふうな中で 予算計上されております。

当初予算では 1,830人ほど計上されておりますけれども、今回カバー率85%まで拡大される見込みでございます。その拡大される人数につきましては、 564人というふうに見ております。したがいまして、トータルで 2,394人まで拡大されるというふうなことになります。 以上でございます。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 乳児医療費の医療給付制度でありますけれども、この制度は少子化ということで経済負担 から軽減されるということで、非常に事業的には今後進められるべき事業ではないかなと思っておりましたけれども、こういう形で今回も全体的には 564人という拡大にされているようであります。

特に、所得の制限が今までは3人までにそれぞれ330万円ということで一律のところが、それぞれ1人、2人、3人と子供の数でもって所得がそれぞれ38万円ずつ上乗せになったということも、大きな拡大の弾みになったのではないかなと思っております。

特に、これは65%のカバー率から85%までになったということは、たしかこれは全国的にも非常に高い レベルになったという話を聞いているところであります。そういう意味では、今後少子化の対策に弾みが つく事業ではないかなと、このように思っているところであります。

特に、これから当然こういう制度が市民の方にそれぞれ周知されて、7月からのそれぞれ実施ということになるようでありますけれども、当然こういう制度は申請主義といいまして申請しなければ落ちてしまうという方などもいらっしゃるのではないかなと思いますので、その辺どういう形で市民の方にアピールをされていくのか。アピールの媒体として市報とかいろいろな形があろうかと思いますけれども、その辺具体的にどういう形で、先ほどありました該当者 564名の方々に対してどういうふうな形で宣伝をされていくのか、その辺お聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 那須 稔議員。

那須 稔議員 乳児医療費の医療給付制度でありますけれども、この制度は少子化ということで経済負担 から軽減されるということで、非常に事業的には今後進められるべき事業ではないかなと思っておりましたけれども、こういう形で今回も全体的には 564人という拡大にされているようであります。

特に、所得の制限が今までは3人までにそれぞれ330万円ということで一律のところが、それぞれ1人、2人、3人と子供の数でもって所得がそれぞれ38万円ずつ上乗せになったということも、大きな拡大の弾みになったのではないかなと思っております。

特に、これは65%のカバー率から85%までになったということは、たしかこれは全国的にも非常に高い レベルになったという話を聞いているところであります。そういう意味では、今後少子化の対策に弾みが つく事業ではないかなと、このように思っているところであります。

特に、これから当然こういう制度が市民の方にそれぞれ周知されて、7月からのそれぞれ実施ということになるようでありますけれども、当然こういう制度は申請主義といいまして申請しなければ落ちてしまうという方などもいらっしゃるのではないかなと思いますので、その辺どういう形で市民の方にアピールをされていくのか。アピールの媒体として市報とかいろいろな形があろうかと思いますけれども、その辺具体的にどういう形で、先ほどありました該当者 564名の方々に対してどういうふうな形で宣伝をされていくのか、その辺お聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 ゼロ歳から就学前の児童をお持ちの方の世帯に対してその通知をお上げして、申請をいただくというふうなことになろうかと思います。漏れのないようにしていきたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第39号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第40号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第41号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

陳情第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第27、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第37号については、議長を除く20人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第37号については、議長を除く20名を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第28、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	承認第1号、承認第2号 承認第3号、議第39号 陳情第1号
文教厚生委員会	議第38号、議第40号 議第41号、請願第8号 請願第9号
建设経済委員会	議第42号、議第43号
予算特別委員会	議第37号

散 会 午前10時07分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

平成16年6月3日(木曜日)第2回定例会

出席議員	(2	0名)
------	---	---	-----

1番	佐	竹	敬	_	議員	2番	佐	藤		毅	議員
3番	鴨	田	俊	•	議員	4番	楳	津	博	\pm	議員
6番	松	田		孝	議員	7番	猪	倉	謙え	郎	議員
8番	石	Ш	忠	義	議員	9番	鈴	木	賢	也	議員
10番	荒	木	春	吉	議員	11番	柏	倉	信	_	議員
12番	髙	橋	勝	文	議員	13番	伊	藤	忠	男	議員
14番	髙	橋	秀	治	議員	15番	松	田	伸	_	議員
16番	佐	藤	暘	子	議員	17番	Ш	越	孝	男	議員
18番	内	藤		明	議員	19番	那	須		稔	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	2 1番	新	宮	征	_	議員
欠席議員(1名)										

5番 安孫子 市美夫 議員

説明のため出席した者の職氏名

1	左	藤	誠	六	市			長	荒	木		恒	助			役	ţ
5	安務	衧	勝	_	収	j	\	役	大	泉	愼	_	教	育	委	員	長
					選	学管理	₹委員	会									
Ī	奥	Щ	幸	助	委	j	Į	툱	武	田		浩	農	業委	員	会会	長
7	芳	賀	友	幸	庶	務	課	長	鹿	間		康	企	画記	周季	整 課	長
7	阦	場		元	財	政	課	툱	宇	野	健	雄	税	矜	į	課	長
Ī	斎	藤	健	_	市	民	課	長	有	Ш	洋	_	生	活耳	睘 圠	竟 課	長
;	浦	Щ	邦	憲	土	木	課	長	柏	倉	隆	夫	都	市	† <u>E</u>	画 課	長
					花	• 緑	• ##	らぎ									
7	犬	餇	_	好	推	進	課	長	佐	藤		昭	下	水	道	課	長
7	木	村	正	之	農	林	課	長	兼	子	善	男	商	工都	誢う	七 課	長
j	宒	形	清	_	地	域 振	興 課	長	石	Ш	忠	則	健	康礼	畐衤	业 課	長
j	真	木	憲	_	会	計	課	長	安	彦		守	水	道	事	業所	長
J	那	須	義	行	病	院	事 務	툱	熊	谷	英	昭	管	理	<u> </u>	課	長
3	菊	地	宏	哉	学	校 教	育課	長	鈴	木	英	雄	社	会都	牧育	育 課	長
7	石	Щ		忠	社	会 体	育課	長	Ξ	瓶	正	博	選事農	学管 務 業	 ;	委員 局 員	会 長 会
5	安務	衧	雅	美	監	查	委	員	小	松	仁	_	事	来		局	長
事	艑	職員	出席	渚													
J	片	桐	久	志	事	務	局	長	安	食	俊	博	局	ŧ	į	補	佐
J	月	光	龍	弘	庶	務	主	查	大	沼	秀	彦	調	查	:	係	長

議事日程第2号 第2回定例会 平成16年6月3日(木) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

一般質問通告書

平成16年6月3日(木)

(第2回定例会)

番号	質 問	事	項	要)III	質	問]	者	答	弁	者
2	公共工の有 いて	i 効利用	またつ	や利残な環組での 事が題対ア用土い型みはよ全件、が応スさにの社に、う国が本あ策フれつが会力 こに的相市っと	事がでは、これでは、でない。というでは、でいまのをれ考に次でたし、というでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないので、では、ないので、で、ないので、で、ないので、で、ないので、で、で、ないので、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、	生発で国へがつたすしよたの・生きでの、いいるてう、連有すては取本て、虐いなそ携効るい循り市ど、待る問のや	4 7		博	+	市		長
3	合併断念事 周年記念事 山形自動車 112号線も 地すべり等 て	i業につ 車道 (i含めて	いて 国道 () の	今興市つ地本再後計制にする	併に至らなかった(市の目指すものと) について 行50周年記念事 りの現況と今後の! とった対応策は 防ぐために、沿線! 会組織づくりにつ!	第5次振 業計画に 見通し 自治体で	8番石	s 川	忠	義	市		長
5	樹木管理に	こついて	 - -	市文化	の樹木の管理につい財(樹木)の管理		15 耆 松	-	伸	_	市教育	委員	長長
6	都市施設の)景観に	つい	ハて	跨線橋の壁面利用I	について					市		長

7	財政難の中での事業選	予算執行に当たっての市長の基本	16耆	K			市	+	刚
	択と予算の使い方につ	的な考え方について	佐	藤	暘	子			
	いて	不要不急の大型事業やイベント等							
		の見直しについて							
		公費を使ったさくらんぼなどの贈							
		答の是非について							

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁をされますよう要望いたします。

棋津博士議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番、2番について、4番楳津博士議員。

[4番 楳津博士議員 登壇]

棋津博士議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの質問に関心をお持ちの市民を代表し、以下の質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

通告番号1番、公共工事に伴う建設発生土の有効利用についてであります。

今日の社会経済システムは、自然からの恵みを用い、かつ不要物を自然環境へ排出することにより成立していますが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムにおける経済活動の拡大は急速に環境負荷を増大させ、私たちの生存基盤である自然環境のバランスを崩し始め、さまざまな地球規模の環境問題としてあらわれております。

こうした中、政府は21世紀『環の国』づくり会議を開催し、地球規模での国際協力の環、物質循環の環、生態系の環などの実現を訴え、経済財政の基本方針を定める経済財政諮問会議でも重点的に推進すべき分野の第一として、循環型経済社会の構築、環境問題への対応を挙げるなど、国政全体において環境保全政策の重要性が高まり、環境基本法とそれに基づく環境基本計画で、循環型社会形成推進基本法が平成12年に成立したことは、皆さんも御承知のことと思います。

循環を基調とする社会経済システムの実現に向け、総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の適切な推進を図り、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した取り組みを本格的に進める必要が求められております。このようなことから、自然環境保護や限られた資源を有効活用するため、さまざまな分野で積極的にリサイクルなどに取り組み、成果を上げています。

建設工事関係では、コンクリートやアスファルト、また木材は産業廃棄物として扱われ、処分場にて粉砕粒度調整され、再生骨材やペレットにリサイクルされております。しかし、工事に伴い大量に発生する建設発生土は、産業廃棄物として扱われておらず、ほとんどが有効利用されず処分されております。公共工事等で発生する建設発生土の有効利用については、再利用への取り組みがおくれ、近年深刻な問題となってきています。

現在、全国的に建設発生土の有効利用に取り組むべく検討がなされております。従来より公共工事においては、コスト縮減等の観点より、設計の段階から切り土、盛り土のバランスをとるなど建設発生土の現場利用に努められてまいりました。しかしながら、一工事単位での有効利用は推進されていますが、他工事への利用はごく限られたものにとどまっているのが現状です。平成14年度の調査による全国の建設発生土場外搬出量は約2億4,500万立方メートルに及んでいますが、工事間で利用されているものは7,400万立方メートルとわずか3割程度になっています。

山形県での平成14年度の公共事業における建設発生土の発生量は270万立方メートルであり、場外搬出量は約50%になっております。そのうち最終処分される発生土は、約22%に当たる60万立方メートルに及んでおります。

この結果、特に首都圏を中心とした地域で、大量の土砂の放置による自然環境、生活環境に影響を及ぼすとともに、土砂利用量の約5割を占める新材の採取により、自然環境に多大な影響を及ぼしております。また、土の運搬に用いるトラックの排出ガスによる大気汚染への影響も無視できないものがあります。さらに、建設工事中に遭遇する汚染土壌や廃棄物の不法投棄に伴い生じる廃棄物まじり土の存在等、建設発生土等を取り巻く厳しいものがあります。

このようなとき、平成14年11月には中央環境審議会より「今後の廃棄物リサイクル制度のあり方について」が意見具申され、その中で「汚染土壌以外の建設工事に伴い生じる土砂については、現在その約9割が公共事業に伴い生ずるものであることから、まずその発注者である公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取り組みが必要である。具体的には、国の直轄工事において導入され、地方公共団体にも普及しつつあるように、発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定するという指定処分を徹底する必要がある。またあわせて、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土砂の搬出の抑制や、発生土砂とその土砂利用にかかわる情報交換の促進、及びストックヤードの整備等による工事間利用の促進などの取り組みを促していくことが必要である。こうした取り組みを体系的に進め、発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を実態的に確保していくことを中心に、必要な対策を講じていくことが適当である」との指摘がありました。

ここで、建設発生土の有効利用に関する現状と課題について一部を取り上げてみますと、一つ、工事間の切り土、盛り土施工工程の不一致、すなわち施工する時期が折り合わない。

二つ、基本的な有効利用にかかわる対策が立案されていないとともに、個々の建設発生土の行き先が把握されておらず、公共工事における土砂のフローを管理するシステムが構築されていないため、実態が把握できない。また、行き先が把握できないことから、結果として工事間で利用されていない建設発生土のごく一部が、大量の土砂の放置といった形で不適正に処理され、自然環境、生活環境に多大な影響を及ぼしている。

三つ、必ずしも土質に応じた適用用途に搬出されているわけではないため、工事利用に適した第1種から第3種建設発生土でも、残容量の少ない最終処分場に搬出されていることがある。

四つ、建設発生土の工事利用が進んでいないこともあり、新材の購入の需要が大きくなっており、自然 環境に多大な影響を及ぼしている。

五つ、建設発生土の場外搬出量は、土砂利用量の2倍と供給過多状態になっているため、建設発生土を 受け入れる仕組みの構築と、場外搬出量の削減が求められているなどが挙げられております。

現在、山形県発注の公共工事でも工事間利用に積極的に取り組んでおりますが、現場間の切り土、盛り土の工程が折り合わず、結果的には発生土を利用できないケースが多々あるようです。

寒河江市では、発注工事のほとんどが自由処分と設計書に明記されていて、受注業者が捨て場を確保し処分したり、骨材販売店に処分料金を支払うなどして対応しております。また、農地改良届を提出して盛り土を行うなど、発生土処理対応に苦慮しているのが現状です。しかし、近年それらの土地の確保が困難になり、かなりの受注業者が寒河江市外まで運搬するなどの対応をせざるを得なくなっております。いずれにしても、自由処分となれば、建設発生土の有効利用が促進されない環境になっていると言えるでしょう。

このように、全国的に自然環境を保護する運動が展開されている現在、何らかの施策、システムの構築を発注者として取り組まなければならないと考えます。建設発生土を取り巻く環境を整備していくには、さきに述べたように、解決しなければならないさまざまな問題がありますが、公共工事土量調査の実施、行動計画の策定など、現状と対応方針について検討を行えば、相当数の発生土有効利用につながるものと確信いたします。また、これを実現するに当たり、市単独では簡単に解決できないと思われるので、県当局、国などと連携をとり、ネットを構築するなどしなければならないと考えます。

また、有効利用の最も妨げとなっている現場間の搬出、受け入れ時期の不一致ですが、ストックヤードの確保・活用により、調整も可能であると考えます。

先ほど述べたように、建設発生残士の有効利用については、受注した業者だけで解決することはできません。発注者と一体となって取り組んでいかなくてはならないと思っております。

ここで市長に質問いたします。

近年では、最上川緑地公園の発生土をみずき団地に流用し販売価格の低下に努めるなど、利用実績はありますが、全体的にまだまだ有効利用とまで至っていないのが現状です。以上のことから、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」を推進し、美しい環境を維持する意味でも重要な事項ととらえ、国の推進している建設発生土有効利用に向け、積極的に取り組まなくてはならない時代に来ていると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

続いて、通告番号2番、深刻化する幼児・児童虐待についてお伺いいたします。

近年、親が子供に対して激しい暴力を加えたり、必要な世話を行わず放置して子供の心身に重大な影響を与えたり、甚だしい場合には子供を死に至らせるという幼児や児童虐待に関する悲しい報道が毎日のように相次いでおります。

日本での子供虐待の取り組みの沿革を振り返りますと、昭和8年に児童虐待防止法が制定され、昭和22年に児童福祉法が制定されたことにより児童虐待防止法は廃止されましたが、その第34条に児童虐待防止法の禁止事項が挙げられておりました。その当時の子供の虐待の背景は現在と異なり、絶対的な貧困と儒教的・家父長的家族制度に基づく私物的我が子観があり、幼い子供がその犠牲になっていたようです。

その後、さまざまな機関による実態調査、研究が実施され、平成元年に国連総会で児童の権利に関する条約が採択されました。その19条に「締結国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)から、その児童を保護するためすべての適正な立法上、行政上及び教育上の措置をとる」と明記されており、初めて国際条約の中に子供虐待やネグレクトが明記されました。

当時の厚生省でも、平成2年度から虐待における児童相談所を主訴とする相談処理件数を厚生省報告例により公表するとともに、平成8年には児童虐待ケースマネジメントモデル事業を北海道、栃木県、北九州市など8道府県市において実施し、子供虐待対応における機関連携を推進することにしました。さらに同年度、子供虐待防止の手引きを作成し、学校など関係機関による児童相談所への通告等を促すことが盛り込まれております。

平成9年度には、児童福祉法が制定後50年ぶりに大幅に改正され、子供の虐待等複雑多様化する子供家庭問題に児童相談所が的確に対応できるよう、児童相談所を専門的にバックアップする仕組みが講じられました。

さらに近年、児童相談所における虐待相談件数の急増、児童虐待によって、最悪の場合生命を奪われ、 生命を奪われないまでも心身に重大な被害を受ける児童が後を絶たないことから、国会の衆議院青少年問題に関する特別委員会において多数の参考人からの意見聴取、児童福祉施設への視察、精力的な集中審議が実施され、平成12年5月に児童虐待防止等に関する法律が成立し、同年11月より施行されております。

ここで、急増する児童相談所における全国の児童虐待処理相談件数の推移を見てみますと、平成2年に1,101件の相談処理件数があり、この平成2年度の1,101件を1と指数にした場合、平成11年には10.56倍の1万1.631件、平成14年には21.56倍の2万3.738件に増加しております。

皆さんも御存じのとおり、児童虐待防止法では、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の四つの行為類型として規定されていますが、平成14年度の相談処理件数のうち、虐待別内訳は、身体的虐待が46%、ネグレクトが38%、性的虐待は3%、心理的虐待は13%ほどになっております。また、虐待の経路別相談件数で比較的多いのは、家族、福祉事務所、近隣、知人、学校からなどとなっております。

山形県の場合は平成2年のデータはなく、平成3年のデータからとなりますが、その年の処理件数は4件、平成10年には9.75倍の39件、平成14年には36.75倍の147件に増加しております。傾向としては、平成9年から増加し、平成12年の168件をピークとして、やや落ちついた状況にありますが、なお予断を許さない状況にあります。虐待の種別、相談経路も数値的割合は全国同様の傾向を示しております。

山形県内の児童相談所は、中央、庄内の2カ所にありますが、平成13年度のデータによりますと、これまでの相談処理のうち、施設入所指導は6割程度でありましたが、13年度は8割にふえている点でも、虐待の深刻化がうかがえます。

なお、説明をつけ加えさせていただきますと、相談件数とは児童相談所に持ちかけられた総数で、相談 処理件数は相談を受け何らかの対応が必要と判断され、実施した件数を言っております。平成14年度、全国 182カ所の児童相談所が受けた相談件数は39万 8,500件ほどでありました。

なぜ虐待が深刻化してしまうか判断することは難しいとしながらも、虐待を認めない心理と虐待の悪循環という、虐待の深刻化をとらえる二つの視点があると言われております。

虐待を認めない心理として、子供を虐待する親の中には、自分のしている行為が虐待であると自覚し、 責任の重大さや罪の意識に悩み、外からの援助を積極的に求めようとしている人もいます。しかし、虐待 が深刻化してしまった事件では、虐待していることを自分自身に対してさえ認めることができない親が少 なくありません。

虐待を認めない心理には、二つの場合があると言われております。一つは、子供に対する虐待行為そのものは自覚していますが、親自身の内面の問題として、自分が子供を虐待していることが受け入れられないため、それをしつけであるとか、子供が言うことをきかないからだなどとして正当化している場合です。

もう一つは、虐待の問題にかかわる児童相談所等の児童福祉機関や周囲の人に対して、自分の行った行為そのものを否定し、子供のけがは階段で転んだときのものだなどと主張している場合です。なぜこのような心理が働くのか、さまざまな背景があるものと理解されますが、社会から非難され不利益を受けること、家族や親戚に大きな危機を招いてしまうこと、親としての存在を否定されること、罪の意識に直面することなどを避けたいがため虐待を認めないものと考えられております。こうした心理が強く働くと、児童福祉機関が子供を保護しようとしても、親がこれを拒絶してしまうために保護することが難しくなり、虐待が深刻化してしまう場合があります。

また、虐待の悪循環に関しては、虐待をする親の中には、子供に対して「子供はこうあるべきだ」「何々さんのように育ってほしい」という強い思い込みや期待を抱き、そのような要求が子供の状況に見合っているかどうかを検討せずに子供に押しつけ、無理を強いる人がいます。

一方で、子供は時として、親から受けた虐待を自分に対する悪意ある行為とは受けとめず、愛情の一つと意味づけて、親の要求にこたえようとすることも少なくありません。お母さんの言うことを守らなかったからたたかれたなどと述べ、自分の方に非があると受けとめる子供もいます。このように親の要求が過剰になった場合、子供はその要求に無理をして適応しようとする傾向があるため、親は自分の養育態度の問題に気づかないまま不適当な対応を繰り返すという悪循環か生じてしまって、虐待が深刻化してしまうことがあります。

虐待が起こっている家庭の中には、近隣や親戚との関係が悪く疎遠であったり、子供の通う保育所や学校からの働きかけを拒否するなど、家族が社会から孤立している場合が少なくありません。そのような場合には、外からの援助が必要な状況にあるにもかかわらず、援助が受けられないため家庭内のストレスがますます高くなってしまうことがあります。このような家族には、周囲からの援助のための働きかけすらストレスと感じられる場合があり、さらに家族の孤立化が進んでしまうことがあります。これらの悪循環も虐待が深刻化する背景にあると考えられます。

虐待は、家庭という閉ざされた空間で発生し次第に深刻化するため、児童福祉機関が介入する端緒を発見しにくいことが特徴として挙げられております。それだけに、虐待を早期に発見し適切な初期対応をとることが、虐待の深刻化に歯どめをかけることにつながると考えられております。

地域全体で子供を育てるという意識を持ち、地域において見過ごせないような状況に気づいたときに

は、子供福祉にかかわっている身近で最も連絡しやすい機関、例えば児童相談所、地域の民生児童委員、 市町村役場の福祉相談窓口、保健所、警察、虐待が疑われる子供が通っている保育所や幼稚園、学校など に速やかに連絡することが大切です。そして、ここで紹介した虐待の深刻化のメカニズムを理解する視点 等を踏まえて、時期を誤らずに子供を保護できるように、日常から児童福祉機関のほか、保健所、保育 所、学校等の子供を取り巻く各機関が相互に連携を図ることも大切であると考えます。

以上のことから、本市でこれまでこのような問題が発生したのか。あるとすれば、虐待の相談件数及び 相談処理件数、そしてその推移はどのようになっているのか。また、その際関係機関との連携や調整など 円滑な対応が図られていたのか実態をお伺いし、第1問といたします。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

御質問の建設発生土のことでございますが、ちょっと長くなりますけれども、申しあげたいと思います。御案内のように、建設工事において発生し、不用になった土砂のことでありますが、公共工事に伴う建設発生土の有効利用につきましては、国土交通省が策定した建設発生土などの有効利用に関する行動計画により対応することとなっております。

これに至った経過を述べさせてもらいますと、平成12年6月に、これまでの大量生産、大量消費、大量 廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質の有効的な利用やリサイクル を進めることにより資源の消費が抑制され、環境に配慮した循環型社会を形成するため、環境基本法の基 本理念にのっとり、循環型社会形成推進基本法が公布されました。この基本法と一体的に、廃棄物処理 法、再生資源利用促進法、建設資材リサイクル法、さらに食品リサイクル法、グリーン購入法の五つの法 律が制定されております。御案内かと思います。

その中で、建設関係については再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を通じて、資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を図るために、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、通称建設資材リサイクル法が創設されました。御指摘のようにこの内容は、コンクリート、アスファルト、木材等の産業廃棄物の再資源化及び適正な処理に関してであり、建設発生土については触れられていない状況となっておりました。

その後、平成15年3月に環境型社会形成推進基本法第15条に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会形成推進基本計画が策定されました。これを受け、国土交通省では平成15年10月、昨年10月に建設資材リサイクル法では除かれていた、建設発生土の有効利用に関する具体的な施策を内容とする、建設発生残土等の有効利用に関する行動計画を策定しております。

この計画は、利用土砂の建設発生土利用率の目標を平成22年度に95%としていることや、基本的な考え方として、公共工事の設計段階から切り土、盛り土のバランスをとるなど建設発生土の現場内利用を進めるとともに、一つには指定処分を徹底し、各公共工事の発注者が建設発生土の行き先を完全に把握する。二つには、可能な限り建設発生土の工事間利用を促進し、地方ブロック内の工事間利用調整を徹底する。三つ目には、建設発生土の場外搬出量が供給過多状態である場合は、砂防ソイルセメント工法などの新技術を活用し、削減に努める。四つ目には、今申しあげました三つの支援策としまして、公共工事における土砂の利活用の管理など必要な施策を随時実施していくと。そして、5番目には、各公共工事の発注者間などの連携を強化するということでございます。

そして、これらの実現に向けた具体的な施策といたしましては、一つには公共工事士量調査の実施、二つには建設発生土などの指定処分の徹底、そして三つ目には建設発生土などの工事間利用の促進、ストックヤードの活用やネットワークの構築などでございます。そして四つ目には、建設発生土の広域利用の促進、五つは建設発生土の場外搬出量の削減、そして六つは法的対応の検討でございまして、建設発生土の有効利用の促進、不適正処理防止の観点から、法的な対応を検討するということでございます。七つ目には、汚染土壌への対応マニュアルの策定、そして八つ目には廃棄物まじり土への対応マニュアルの検討でございます。

国土交通省におきましては、本行動計画に示された施策については速やかに実施していくことになるが、施策の実施主体が国から市町村までの多岐にわたるため、建設発生土などの有効利用の必要性、計画の意義など、計画の理念を発注者に周知徹底していくことにしております。

本市の平成15年度の建設発生土については、総掘削土量約25万3,000立方メートルでございまして、そ

のうち約45%に当たる11万 5,000立方メートルが建設発生土、いわゆる自由処分となっております。残りは工事現場内で活用されている状況となっております。

御指摘もございましたけれども、平成15年、昨年には最上川緑地公園などの建設発生土を堤防の腹づけ盛り土や開発公社のみずき団地造成工事に流用しております。これまでにおきましても、市道及び県道の道路改良工事や下水道工事などの建設発生土を落衣前の区画整理事業、あるいは新山第2区画整理事業、そして白岩のさくら団地造成事業などに流用し、有効利用を図ってまいりました。

さらに、庁内の建設担当課、水道事業所、下水道課、都市計画課、農林課、土木課、土地開発公社で構成しております、庁内建設事業担当課所業務打ち合わせ会におきましても、工期の調整とあわせまして、発生土量の情報交換も行いながら利用に努めてきましたが、今後とも積極的な調整を行い、有効利用に努めていきたいと考えております。

御質問にもありました建設発生土等の有効利用に関する行動計画に対しましては、今後の国や県などの動向を踏まえなくてはなりませんが、市といたしましても調査し、研究して、建設発生土の有効利用にさらに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番目の幼児・児童の虐待問題でございます。

最近の虐待の事件はまことに痛ましくて、一番愛されなければならない時期、愛されなければならない 人に虐待される、これほど悲惨なことはないと思っております。家庭内のことだから、外からはなかなか 見えにくい点もあると思いますが、幼児期のこのような虐待というものが、次の世代になっても、自分の 子供に虐待を加える例が多くあると言われております。

子供の虐待とは、親または親にかわる保護者によって、子供の心や身体に加えられる子供にとって有害な行為のことを言っております。幾ら子供のためを思ってしたことでありましても、それが子供にとって苦痛であり有害であれば、その行為は虐待とされております。

子供の虐待は、子供自身の病気や障害など子供側の要因や、親の育児に対する不安、病気など親側の要因、そして経済的な苦しさ、家族関係の不和などの家族を取り巻く環境要因など、さまざまな要因が絡んで起きているようでございます。また、親族や地域社会から孤立している場合が多いと指摘されております。近年、地域でのコミュニケーションの疎遠化などが子供の虐待増加の要因と言われており、これを未然に防ぎ、すべての子供の心身の健康な成長や発達を支えていく社会づくりが求められていたところでございます。

国は、地方の児童虐待への対応の規範とすべく、児童福祉法の定めとは別に、児童の虐待防止等に関することを明確に定めることと、これに関する施策を促進することを目的に、児童虐待の防止等に関する法律を平成12年5月24日に公布しております。

この法律では、児童に対する虐待の禁止、防止に関する国及び地方公共団体の責務や児童虐待を受けた児童保護のための措置などに関することを定めたものでございます。御案内かと思います。これを受けた市町村の責務は、虐待の発見、防止に資するため、児童虐待に係る通告義務などについて必要な広報、その他の啓発活動を行わなければならないと規定されております。その他主要な内容は、民生児童委員が直接児童相談所へ発見通報のほか、教職員、医師、保健師、その他保育士などの児童福祉に職務上関係する者の早期発見の責務などについて明らかにしたものでございます。

この法律は施行後3年をめどとして、施行状況等を勘案し、検討が加えられることになっていたところでありますが、このほど一部が改正されました。ことし、平成16年4月14日に公布して、10月1日施行とされたものでございますが、児童虐待を行った保護者に対する指導と、虐待を受けた児童に対する支援が新たに設けられ、通告義務についても「虐待を受けた」を、「虐待を受けたと思われる」に、現行法よりもその範囲が拡大されたところでございます。

本市におけるこれまでの児童虐待相談状況でございますが、法律の施行以後過去3カ年の状況を申しあ

げますと、相談件数は平成13年度が6件、平成14年度が12件、平成15年度が6件となっており、そのうち何らかの対応が必要とされた相談処理件数は、年度ごとに6件、12件、4件でございます。

相談処理件数22件の虐待別内訳は、身体的虐待が3件と、保護の怠慢・拒否、いわゆるネグレクトが19件であり、性的虐待と心理的虐待はありませんでした。虐待内容は、全国や山形県とほぼ同じような傾向を示しており、育児不安や負担感の増が原因となっているケースが多いようでございます。いずれにしましても、重大な事件に発展するようなケースではなく、児童相談所と連携のもとに、本市の家庭相談員や保健師などの訪問面接指導により解決が図られているところでございます。

次に、関係機関との連携状況についてでございますが、法律の施行を受けまして、児童虐待などの児童に関する諸問題を研究し、本市の未来を担う児童の健全育成を図ることを目的に、寒河江市児童問題連絡会議を平成12年12月に設置しております。連絡会議は、福祉事務所長と市内にある児童の健全育成に携わる方で構成し、メンバーは小中学校の養護教諭、就学前児童施設長、児童養護施設長、民生児童委員協議会長及び主任児童委員、それから警察署の児童担当者、保健師及び家庭相談員のほか、福祉事務所児童担当職員となっております。会議におきましては、法律の周知徹底と現状把握及び情報交換などを通じて未然防止や意識の啓発に努め、関係機関の連携の強化を図ってきたところであります。

一方、県においても、児童虐待防止ネットワークとしまして、ブロック別に四つの児童虐待防止連絡会議を組織しております。本市は村山地区に所属し、医師会、家庭裁判所、警察署、校長会、各市町村関係者などとともに、虐待防止のための意見や情報を交換し、さらに円滑な業務の推進と関係機関との連携強化を図っております。

そのようなことでございますので、今後とも児童虐待が心身の成長、人格の形成に重大な影響を与え、 子供の一生を左右することを受けとめ、きめ細かな行政サービスの実施、連帯性のある地域社会の創成に 努め、児童虐待などが起こらない、起こさない、子供を健全に育てる家庭基盤づくりを支援してまいろう と思っているところでございます。以上です。 佐竹敬一議長 楳津博士議員。

棋津博士議員 御答弁ありがとうございました。

建設発生土につきましては、確かに国の動向とかいろいろな部分がありますものですから、当市だけでは解決できない部分もたくさんあると思います。

現在、県当局から建設発生土の有効利用の実施について、少しでも具現化すべく検討してほしいという 依頼がありまして、社団法人山形県建設業協会西村山支部で建設発生土検討委員会を発足し、山形県と協 議しながら問題解決に向け努力しております。そして、西村山から有効利用実施先進地域として県全体に 発信しようと一生懸命取り組んでおります。

私は、その中心である寒河江市、当市において、同じ歩調で歩んでいただければと考えている一人であります。国が指針を打ち出し、実施している現在、やはりできるところから少しでも取り組んでいくことが必要でありますし、国からやれという指示が来るかもしれませんが、その前に当市や当市を取り巻く環境についても精査しておく必要があるのではないかと考えております。その点、当局でも重要視していただいて、検討しなければならないと考えますので、循環型社会基盤整備の一環として、検討会や協議会を立ち上げ推進すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いしたいと思っております。

また、虐待についてでありますが、当市でもあったのかということをお聞きし、大変残念に思っている ところであります。

さきに開催された虐待防止法の改正案についての審議で、子供保護を拒む家庭への警察官の立ち入り権が見送られたということがありました。児童相談所や警察が現行法をより積極的に活用して、子供の安全確認や保護に当たるよう義務規定を設けることになりましたが、先ほど言った、警察官の立ち入り権が見送られたということで、虐待だとわかっていても、これまで中に入って子供を保護できなかった。それが、また同じように見送られて、強制的な捜査ができなくなったということになります。確かに捜索などの令状主義を定めた憲法との整合性をとるという点では、立ち入り権というのは見送られても仕方がないと思うのですが、前進したようで全く前進していなかったような、何かもやもやした気持ちを持っております。

先ほど市長の答弁にもございました、「虐待を受けた子供」が「虐待を受けたと思われる子供」に拡大された点については、一定の理解を示しますけれども、逆に言えば、結果的に行政や関係機関のより一層の対応のあり方が問われるようになったわけでありますし、先ほど会議を開いているいろ連絡調整をしているとありましたが、当局の対応が迅速かつ適切に遂行されるようより一層整えて、施策を講じていく必要があると思われます。その点については、今後とも連携を密にしていただいて、児童虐待はあってはならないのですが、早期対応、適切な処理をしていただきたいと思います。

先ほど言いました、残土検討委員会の協議会などを設置する件につきましてお話をいただき、第2問に いたしたいと思います。

佐藤誠六市長 先ほども答弁申しあげましたが、有効利用というのは本市だけではなくて、発注者も市なり、県なり、そしてまた国なりがございますし、広範囲に検討すべきものだと思っております。ですから、まずは山形県の村山総合支庁西庁舎と協議しながら、財団法人ですか、県の建設業協会西村山支部で検討委員会が発足したことを受けまして、村山の総合支庁と十分協議しながら検討したいと思っております。

それから、警察官の問題でございますが、御指摘のように法律が一部改正されまして、警察官の立ち入り権が先送りされたということで、行政の方でなお一層頑張らなくてはならないという事態になったわけでございます。これも、大阪府岸和田市の事件などを受けまして、警察官の立ち入り権の新設が焦点になっておったようでございますが、警察官の立ち入りは法律に盛り込まず、3年後の再見直しまで検討することになったようでございます。

それで、行政機関の方で頑張らなくてはならないわけでございますが、児童虐待を受けたと思われる通告を受けた児童相談所が、子供の安全確認、または1次保護のため立入調査をする際、子供との面会を拒む保護者の場合や施錠している場合などには、必要に応じ、適切に警察署長に援助を求めなければならないと言っているようでございますので、虐待への対応につきましては、児童の日常の状況を十分に把握している学校あるいは幼稚園、保育所とのより密接な情報交換とともに、児童相談所や警察署及び地域の関係者と適切な連携協力の確保がなお一層必要になり、努めていかなければならないものになったんだろうと考えております。

また、休日夜間の緊急時におきましても、児童相談所との間に緊急連絡網を整備しておりますので、こういう時間帯におきましては、迅速かつ適切な対応ができるものと思っております。 以上でございます。 佐竹敬一議長 楳津博士議員。

楳津博士議員 ありがとうございました。

今後とも佐藤市長におかれましては、ソフト面での環境整備と虐待の発生しにくい社会基盤整備の方に 御尽力いただきますよう切にお願いして、質問を閉じさせていただきます。 ありがとうございました。

石川忠義議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号3番、4番について、8番石川忠義議員。

[8番 石川忠義議員 登壇]

石川忠義議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告している事柄について御質問いたしますので、市長の御答弁をよろしくお願い申しあげます。

6月に入り、本市は街路樹の草植物も咲きそろい、今からが1年を通して一番美しく輝く時期を迎えました。間もなく始まる花咲かフェアINさがえ、さくらんぼ狩りツアーとたくさんの観光客でにぎわう季節になりました。また、姉妹都市寒川町議会からも6月17、18の両日、親善訪問に来てくださるとか、心より歓迎申しあげます。全市民挙げて、観光客の皆様方をおもてなしの気持ちで歓迎してくれることと確信いたしております。

さて、通告番号3番、合併断念と市制施行50周年記念事業について、まず御質問いたします。

西川町、朝日町との1市2町による合併問題は、昨年7月1日、本市に任意合併協議会を設置いたしました。8回に及ぶ任意協議会をこなし、26項目の合併協定素案を決定、建設計画案でも6項目を決定いたしました。

これまで、本会議において合併についての質問が多く出ました。私ども緑政会議員は、合併の必要性を訴えてまいりました。御案内のとおり、少子高齢化による人口のアンバランス、それに伴う税収の減少による三位一体改革の推進が昨年6月に示されました。それらを勘案しますと、今それぞれ置かれている自治体は、特に地方において財政的な窮地に陥ることは火を見るよりも明らかであります。

事実、その改革の初年度として、16年度の国の地方財政計画では税源移譲額が 6,500億円であるのに対し、国庫補助金、負担金、地方交付税の削減額は3兆 9,000億円と6倍もの額が地方にとって少なく交付されたと3月議会でも述べました。自立の道を歩むと主張している大江町長も、今春の町長選挙で無競争当選した第一声の弁は「16年度予算は非常に厳しい」ということでございました。ちなみに、大江町の15年度一般会計予算額が約54億円に対し、16年度では47億円と大幅にダウンしております。大江町ばかりではなく、いずれの自治体も五十歩百歩で、今後大きな財政状況の悪化が問題となります。

このように、本市も含め、いずれの自治体においても、少子高齢化の波は避けられず、大きな財政問題を抱えるわけであります。とりわけ西村山地方の高齢化率は県内でも一、二番と高い地域でもあります。他自治体のことは心配するに及びませんが、どうする考えなんでしょうか。合併すると、本市の借金返済に振り分けられるようなうわさを流したチラシも見られましたが、全くの詭弁であります。そんなことを信じた町民がいたならば、大変不幸なことです。例えば、建設計画案の一つに、特例債を使った平塩橋の新橋かけかえの計画もございました。平塩地区、中郷地区、金谷地区、及び市民の大多数の人が大変そのことに期待しておったわけですが、本当に失望しております。

昨年9月議会での私の質問に対し市長は、当時の合併理由書には、時代の推移を見詰め、小異を捨てて大同につき、挙郷一致(村を挙げて)住民融合をもって、地方住民の恒久的な福祉を増進するために町村合併を企画した。かくして、強大なる行財政力をもって市制を目途とし、富裕にして独特なる寒河江川文化を形成せんとすると書き残されていると申しました。その後50年が経過し、その合併理由書は確実に履行されました。このすばらしい寒河江市の発展と市民性に好意を寄せている他自治体の方々の、ぜひ寒河江市に住んでみたいという声がますます大きくなっております。

しかし、急速な少子高齢化の到来で、今までのように右肩上がりの経済成長は望めません。世界経済も グローバル化の一途をたどっております。 1 市 2 町の首長は、合併の実現を目指して任意協議会を設立し たはずです。特に市長はリーダーシップを発揮して、合併の実現に向かってきたわけですが、どうして2 町が合併に踏み切れなかったのか、市民の前で御所見をお述べいただきたいと思います。

さて、合併がなされないと決定した現在、今まで以上に本市独自のアイデンティティーを惹起し、この 恵まれた地域環境を生かした独自の路線を確実にしなくてはいけません。これまで築いた第3次、第4次 振興計画も着実に実施され、大輪の花が咲きました。しかし、本市の発展はこれで終わりではありませ ん。政治は、時代に沿った終わりのないマラソンなのです。今後20年、30年後、歴史の中で子々孫々に喜 ばれるふるさとづくりをしなければなりません。市政に携わって20年、市長の集大成を込めた今後の施策 はどのように考えているのか。今後、本市の目指すものは何かお伺いいたします。

今進行中の第4次振興計画は、平成17年で完結いたします。18年度からの第5次振興計画は策定するのか。策定するとすれば、どのようなものでいつごろから策定作業に入るのか、御所見をお伺いたします。

次に、市制施行50周年記念事業計画についてお伺いたします。

この件につきましては、昨年9月議会で質問いたしました。市制施行50周年、さきに述べましたとおり、半世紀を経て本市は大きく発展してまいりました。昭和29年8月1日に1町4村、いわゆる寒河江町、西根村、柴橋村、高松村、醍醐村が合併、寒河江市が誕生いたしました。その年の11月1日、白岩町、三泉村が寒河江市に編入合併され、今日の寒河江市の行政区となったわけであります。私の質問に対し市長はるる詳細に答弁してくれましたが、結論は「50周年記念事業は合併がなかった場合と、合併をする場合の二本立てで考えなければならない。その場合、内容等については、今後合併の推移を見てから十分検討したい」と申しております。

さて現在、1市2町の合併は、さきに申したとおり、合併特例法の期限内にはありません。これまで、昭和59年の市制施行30周年には、市の木、市の花を制定、平成6年の40周年記念にはせせらぎ宣言を行いました。それらを踏まえて、50周年記念事業計画は、今後実行委員会を発足させて具現化すると思いますが、時期的なものを含めて御所見をお伺いいたします。

また、16年度予算では、市制施行50周年特別番組制作・放送及び市民歌制定予算も採択されております。具体的にはどのような考えをお持ちなのかお伺いたします。

次に通告番号4番、山形自動車道(国道 112号線を含む)の地すべり対策等についてお伺いいたします。

5月16日、国道 112号線の朝日村田麦俣付近で小規模の滑落が続いているため、復旧の見通しが全く立たず、国土交通省酒田河川国道事務所から、当面全面通行どめ規制を継続するとの発表がありました。そのとき私は、またかと瞬間思いました。

現場は、国道から湯殿山スキー場方面に約40メートル上がった村道の斜面。4月13日、村道ののり面に大量の雪解け水によってできたと思われる亀裂を確認。その間いろいろな対策を実施しましたが、雨天が続くため、5月10日に村道を全面通行どめ、その後も小規模な滑落が続き、地すべりが発生した場合は下の国道まで影響が及ぶことも懸念され、同事務所は5月16日午前0時から湯殿山神社入り口から山形自動車道湯殿山インターチェンジ付近まで約10キロメートルを全面通行どめにいたしました。

通行どめは山形自動車道との共用になっているため、高速道を使った通行も不可能になりました。この自動車道は、内陸部と庄内地方を結ぶ県内の大動脈であります。それが一たんとまりますと、特に本市は大打撃を被ることは御承知のとおりであります。そこで、現在の地すべりの状況と、今後の見通しはどうなのかお伺いたします。

さて、今回も生活道が絶たれたので、ホテル、民宿、観光施設、高速バス、物流がストップしました。 中でも、内陸から通学していた高校生が、高速バスの迂回運行のため授業時間に間に合わない憂き目に遭いました。現在、高速バスとして本市のバスストップを通過している運行系統は2路線あります。一つ は、仙台、酒田、秋田の本庄までの路線が13本、所要時間4時間10分であります。もう一つの路線は、山 形、鶴岡、酒田間の10本、所要時間2時間5分であります。特に高速定期路線バスは、定時制を守ること が最低の条件であります。今回の場合は、通行どめのため、やむを得ず臨時ダイヤで5月20日から運行し ました。

新聞報道によりますと、西川町では5月18日、地元の産業や町民生活などに影響が及ぶことが懸念されるとして、役場内に対策連絡会議を設置いたしました。その中で、国道 112号線全面通行どめ、月山道路通行どめなどの告知により通行可能区間である寒河江市、西川町にも通行できないとの誤解が生じているという指摘が出ました。そこで、情報の発信が急務だとして、国土交通省や町商工会、報道機関などとの連絡体制を強化することを確認いたしております。

翌5月19日、県村山総合支庁にも、懸念される産業活動の影響に全庁挙げて対応するための連絡会議を 設置いたしました。この会議では、寒河江市の寒河江サービスエリアの売り上げが平常の80%以上減少。 チェリーランドのさくらんぼ会館では、名物のアイスクリームの売り上げが20%から30%の減。

このような全面通行どめが長期化した場合、本市にとってははかり知れない大きな問題になるはずです。幸いにして6日間の全面通行どめで終わり、5月22日から湯殿山スキー場入り口付近の500メートル区間を片側交互通行として開放になりました。しかしこのことは、これからの観光シーズンに大きな障害にならねばと老婆心ながら心配されます。

この間、本市においての対応策、及び長期化した場合の危機管理対策はどうなっていたのかお伺いた します。

さて、さきにも申しあげましたが、この道路は本市の幹線道路であります。この道路は豪雪地帯の山岳 道路であり、山形自動車道、自動車専用道路、国道 112号線と入りまじり、特に国道付近で大きな災害が 起きております。例えば平成8年6月中旬ごろに八紘沢橋の橋台付近の地すべりがあり1週間程度の通行 どめがありました。橋に穴が生じて一時通行どめになったときもあります。

本県は、これから本格的な観光シーズンを迎えます。7月から9月にかけ、県とJR6社がタイアップして行う大型観光誘客戦略、いわゆるデスティネーションキャンペーンも始まります。本市においても、6月12日から花咲かフェアINさがえ、あわせて本格的な露地物のさくらんぼ狩りが始まります。

国土交通省では管理者として、災害が発生しないよう十分な管理体制及び情報収集に全力を挙げていると思われます。それと同時に、沿線関係自治体も常日ごろから連絡を密にして、大きな災害が発生しないよう、組織づくりをし、県・国との対策を密にすべきと思われます。

さきに申しあげましたが、問題の多い道路であります。幸い市長は、山形県道路整備促進協議会会長としての立場もございます。問題箇所をリストアップして、道路改修を含めた対策を進め、二度とこのような災害が起こらないように御尽力をお願いいたします。市長の御所見をお伺いして、第1問を終わります。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、合併を断念しなければならなかったことの所見についてでございます。

西川町、朝日町が合併に踏み切れなかったということ、そしてその所見ということでございますが、御案内のように、昨年7月に任意合併協議会を設立するに際しまして、1市2町の首長とも、日常生活圏内での合併により行財政基盤の確立を図り、多様化・広域化する住民ニーズに的確にこたえ、広域的な新しいまちづくりを進めていくべきであるという考えで一致いたしました。

また、合併するならば、合併特例法の期限内という考えも一致しましたが、両町長とも合併した場合の新市の姿と合併しない場合の姿の双方を町民に示し、合併に関する町民の意見と議会の考えを踏まえて、法定合併協議会の設立を判断したいとのことでありました。そのため、任意合併協議会において精力的に審議を重ね、昨年12月までに合併協定素案と新市建設計画案を策定し、合併した場合の新市の姿を描いたところであります。

任意合併協議会の解散につきましては、先日の議会全員協議会で説明申しあげましたが、両町において 座談会とアンケートを行ったところ、合併は反対とする町民が賛成とする町民を上回る結果となりまし た。両町は、この住民の意思を尊重し、議会との協議を経て、法定協議会への移行を断念せざるを得ない と判断したとのことでございました。

任意合併協議会で作成した合併協定素案は、サービス水準の高い寒河江市の例によると調整されたものが多く、また町独自のサービスの継続を強く求められたものについては、1町だけの区域でのサービスも容認するなど、両町に配慮した、さらには両町にとって合併後、ほとんどが現行以上のサービスを受けられる内容であったと思っております。

また、建設計画案についても、合併特例債を活用して、両町の現在の財政状況では実現が難しいと思われる事業も盛り込むなど、合併後の新市に夢の持てる内容となっており、両町の町民が合併協定素案と新市建設計画案を理解していただければ、必ずや合併に賛成していただけるものと確信しておりました。それだけに、特に西川町において、任意合併協議会で調整された内容を町民が十分理解できるような説明がなされたのか、またアンケートについてもきちんと判断できる設問の設定であったのかという思いがいたすわけでございます。

私はこれまで何度も、合併に前向きな町と合併を進めていくと申しあげておりますので、両町が合併特例法の期限内の合併を断念せざるを得ないと判断されたことにつきましては、これから三位一体改革の実施の中で、地方自治体の財政構造は大きく変わるとしており、また地方自治体はこれまで経験したことのない難しい、そしてまた厳しい状況に直面している今日でございますので、この断念は両町にとっても、当地方の将来のためにも、非常に残念な結果であると受けとめております。

次に、第5次振興計画の御質問でございます。

御案内のように、新第3次振興計画、そして第4次振興計画に基づいて着実に事業を進め、市民とともに活力あるまちづくりを実践してきたところでありまして、このまちづくりは内外から高い評価を得ております。

今後の本市の目指すものと第5次振興計画についてということでございますが、これまで御案内のように、合併した場合の新市のまちづくりをどうするか検討してきましたが、任意合併協議会の解散を踏まえ、今後、第5次振興計画の策定に取りかかなければならないと思っております。合併が白紙に戻ったとはいえ、本市が西村山地域の中核都市であることに変わりはないわけでございまして、今後のまちづくりの根幹といたしまして、西村山地方全体の発展を見据えたまちづくりに取り組み、西村山地方の中核都市

として、求心力のあるまちづくりを目指していかなければならないと考えております。

また、第5次振興計画の骨子についても、今後検討していくことになりますが、現在の厳しい財政状況を踏まえ、その中に行財政改革の趣旨も盛り込んでいきたいと考えております。

振興計画を策定する際には、振興審議会の設置を条例で定めておりますので、その規定に従って進めて まいりたいと考えております。

また、振興審議会に諮問する原案を作成するため、庁内の職員による検討組織を設置する考えでおります。そして、振興計画策定を進めていくため、この6月1日に人事異動を行い、企画調整課の担当係の人員を増員したところであり、今月から策定作業の途につきたいと考えております。

それから、50周年記念事業の内容についてお尋ねがありました。御指摘のように、本市の昭和の合併は昭和29年8月1日でありますが、その同じ年の11月1日に白岩、三泉が編入され、さらに翌年12月31日に三泉地区の一部が分村し、今日の姿になりました。

ことしで市制施行50周年を迎えるに当たりまして、5月25日に助役を本部長とする市制施行50周年記念事業庁内推進本部を組織いたしました。記念事業を実施し、市民とともに半世紀を振り返り、次の50年、100年へとつなぐものとして、11月1日に予定されている記念式典を目標に八つの事業を展開しようとするものでございます。一つ目には記念式典、二つ目には記念番組放送、三つ目には市報の縮刷版の発行、四つ目には市民歌の制定、五つ目には寒河江駅前事業の完成記念としてモニュメントの設置、六つには花咲かフェアINさがえの実施、七つには長岡山に50周年にちなみ松 500本の記念植樹、八つには森山良子のコンサートなどを記念事業として予定しておりますが、ほかにサガエギボウシを本市の葉として制定してはと考えております。

特に御質問の記念番組の制作でございますが、過去の映像を使ってさくらんぼ、花、緑、せせらぎ、そしてみこし、慈恩寺などを核に、将来を展望しようとする番組を考えておりますが、これから細部の点を詰めていかなければならないと思っております。

また、市民歌の制定でございますが、歌詞を一般に募集し、曲を専門の方に頼もうと思っております。歌詞は寒河江市の自然景観、歴史や文化などとともに将来の躍進をイメージするもので、子供からお年寄りまで時代を超えて次世代へと受け継がれるものをテーマに、今月の6月5日号の市報に掲載し、募集を開始しようとしております。制定されれば、11月1日の記念式典には披露してまいりたいと考えております。

次に 112号の地すべり等対策でございます。

新聞やテレビの報道で御案内のとおり、朝日村田麦俣地内で発生しました地すべりによりまして、5月16日から、国道 112号のうち湯殿山神社入り口から山形自動車道湯殿山インターチェンジ付近までの約10キロ区間が全面通行どめとなり、山形自動車道の通行どめとなった区間と共用しておりますことから、これにより内陸と庄内を結ぶ高速自動車道も事実上ゲートを閉ざされた状態となり、高速バスの乗りおりができなくなるなど、各方面に深刻な影響が出ました。御指摘のとおりでございます。

当初、地すべり現場は危険な状態で、復旧までに長期化する可能性もあるとの報道がありましたことから、本市ではチェリーランドや温泉を初めとする観光や、6月上旬から始まるさくらんぼ観光全体の影響が懸念されました。通行どめ2日後の18日に、国道を管理する国土交通省酒田河川国道事務所から、24時間体制で実施した応急工事の結果、22日午前5時に片側交互通行の規制ではありますが、通行可能となり、高速道の利用もほぼ平常に戻りました。

また、28日の状況では、応急工事により、地すべり現場の地盤が比較的安定していることがわかり、復日のめどが立ったことから、6月上旬に規制を解除し、全面開通する予定であり、引き続き地すべり面の全体像把握に向けて、解析を続けると聞いたわけでございます。

けさの新聞を見ますと、昨日の2日午後2時に全面解除されたと。これにより、18日ぶりに全区間が対

面通行できるようになったと報じております。

今回の通行どめに対しまして、本市におきましては、連絡調整会議等の設置はいたしませんでしたが、 県を初め関連する周辺市町と情報交換しながら、通行どめに伴う影響について、チェリーランド、観光さ くらんぼ園、山形自動車道寒河江サービスエリア、それから温泉組合に聞き取り調査を行い、観光分野の 影響調査を実施するなど情報収集に努めてきました。その結果、山形自動車道寒河江サービスエリアでは 売り上げが平常の80%以上減少し、またチェリーランドのさくらんぼ会館では、名物のアイスクリームの 売り上げが20ないし30%減少しているなどの影響が見られ、5月19日に村山総合支庁において設置された 連絡調整会議に状況を報告したところでございます。

本市の観光は、国道 112号や山形自動車道を利用しての観光客が多く、さくらんぼの観光時期までには 片側交互通行だけでもできるようになればという思いで、状況の推移を見ながら、対策について検討して おりました。こうした中、5月22日から片側交互通行となりましたことから、再度聞き取り調査を行った ところ、山形自動車道寒河江サービスエリアについては、ほぼ平常どおりに客足が戻り、そのほかの施設 につきましても、予約のキャンセル等はないとのことでありました。

なお、通行どめが長期化した場合の対策につきましては、長期化すれば、観光のみならずあらゆる産業に影響が出ることから、国・県と連絡調整を図りながら、商工、農協、観光、温泉、運輸などの関係機関や団体による連絡会議を設置するとともに、対策について協議する考えでおりました。

なお、議員の御指摘のとおり、国道 112号の朝日村田麦俣地内では、平成8年6月に八紘沢橋の橋台に地すべりによる亀裂が発見されたため、6月11日から15日まで、月山新道が開通して以来初めての通行どめとなり、ピークを迎えるさくらんぼ観光時期を前に、旅館やチェリーランドでは団体客の予約取り消しなどの影響がありました。また翌年、平成9年4月1日には、大清水橋の床版陥没により一時通行どめになり影響が心配されましたが、幸いその日のうちに片側交互通行となったため、目立った影響はなかったという経過がございます。

これら二つのことは、山形自動車道が寒河江までの供用となっていたときのことでありますが、今回は 山形自動車道が全線開通して以来初めての全面通行どめであり、長期化していた場合、本市や沿線市町村 のみならず、県全体の流通、観光など、産業に与える影響ははかり知れないものがございます。

県では、今回の通行どめに関し、今後このような自体に陥らないよう、国に対して国道の維持管理に万全を期すよう要望していくとともに、国道 112号との共用区間の高速化のため、基本計画区間から整備計画区間への格上げを引き続き要望していく予定と聞いております。さらに、今回迂回路としての役割を果たした国道13号及び47号の整備充実並びに東北中央自動車道や高規格道路新庄酒田道路の早期ネットワーク化の重要性が改めて認識されたことから、国に対し、これら道路の整備促進要望を実施する予定と聞いております。

お話にございましたように、私は山形県道路整備促進協議会の会長でございますが、今回の通行どめが 県内に及ぼした深刻な影響を考え、役員諸氏とともに協議を行いながら、これら事業の早期着手につい て、関係機関に対し強く要望してまいりたいと考えているところでございます。以上です。 佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

石川忠義議員。

石川忠義議員 第1問に対する御答弁、ありがとうございます。

それでは、第2問に入らせていただきます。

まず、合併に関してですけれども、私も第1回の任意協議会から8回まで毎回出席させていただきまして、両町、また本市のいろんな合併に対する意見を聞かせてもらいました。その間市長を初め、委員の議長、本当に御苦労さまでございました。また、関係した皆さんも本当に御苦労さまでございました。

その任意協議会をずっと聞いておりまして私が一番感じたことは、対等合併と申しましても、2町には吸収合併されるのではないかという感じが最後までとれなかったのかなと。いろんな合併協定素案、また建設計画も決議してもらいましたけれども、いま一つそういう感がぬぐい切れなかったのかなと思います。

また、どうしても寒河江市、本市の地域性、また西川町、朝日町の地域性の格差というか、考えの違いで、どうしても今の時期に結びつくことができなかったのかなと。例えば寒河江市はいろいろな面でせっかちといいますか、一生懸命いろいろなものでやっていると。両町はのんびり型というか、いい言葉で言えば、落ちついた行政をやっている。寒河江はいろいろな開催をやっている。そういう一つの違いが、いるんな考え方の違いとして、合併断念となったのかなと私なりに考えたわけですけれども、市長の考えはこれに対してどうなのかということでお聞きしたいと思います。

また、市長も先ほど第1間の答弁でおっしゃってくれましたけれども、アンケートに先立って開かれた 西川町の町民座談会におきまして、町の方で合併してもしなくても何ら変わりないんだということを言っ ているようです。自立した方が思いどおりのまちづくりができるんだなどの見解を示していると聞いてお ります。そういうことであれば、幾らいい合併の素案をつくったとしても、町民は首長とか説明される人 の意見を聞くのは当たり前だと思うので、そういう行政側の方の発言も、私としてはちょっと理解に苦し むということであります。

確かに2町とも立派な町長初め、いろんな職員の方がおります。これからの厳しい行財政改革の中で、 寒河江市もまず2町と合併して、これからのいろんな地域づくりをしていきたいということだったと思い ますけれども、先ほど申したように、いろんな考えの違い、またこの場に来て、そういう考えが縮まらな かったということが非常に大きな問題なのかなと思っております。

また、近松町長が5月29日の最後の任協のときに、町民が新市の構想にわくわくするような夢を描けなかったということを述べております。私は、わくわくするような構想というのはその人々によって違うと思いますけれども、いろんな協定項目の中で、さっき市長も答弁いたしました、サービスは高い方、負担は低い方という基本的な考えの中でやってきたわけですから、具体的ないろんな夢というものは、法定協議会に入ってから具体的に進むのではないかと思っております。近松町長がそういうことを言ったわけではないでしょうけれども、町民が言ったということですが、私はその考えはちょっと違うのではないかなと思っています。

また、朝日町におきましては、朝日町長は財政の厳しい折、合併をすべきだと終始言っておりましたけれども、いかんせん大江町が合併に入らないということで、座談会において「大江町が入らないのに、何

で朝日町が入らなければいけないんだ」と。そういうジャンプステップのような格好で寒河江市と合併するのは、まだ時期尚早なのではないかという声が非常に大きいということで、合併に対する反発があったということも聞いております。しかし、朝日の清野町長は、最後の記者会見の席で、今後近い将来合併するにしても、このたびの合併は対等合併でやるということであったんだけれども、今度いつかする時においては、対等合併にはならないだろうなという一抹の心配をされておったような発言をしておりました。

私は、合併するという方向で協議した中で、こういう結果になったのは非常に残念なんですけれども、 立派な寒河江西村山の歴史がありますから、いつかは1市4町の合併も視野にあるのかなという考えを持 っております。市長としては、今後どのような方向づけを持っているのか、この辺もお聞かせ願いたいと 思います。

また、このたびの 112号線の通行どめにつきましては、第1問でも申しあげましたとおり、開通以来何回も通行どめとか、片側通行どめとかがございました。山形自動車道、自動車専用道路の中に国道 112号線という道路が入っていることが非常に大きなネックになっております。

皆さんが認めているとおり、この道路が閉鎖、通行どめになりますと、沿線自治体や山形県にとりましては、非常に大きな痛手になります。そのことを思いますと、地域住民からしてみれば、そういう事故が起きないように常日ごろの管理をしてもらいたいということはありますけれども、起きた場合どうするのかということで、観光施設者とか運輸業者など道路で潤っている方々は、対応策がないと申しております。このたびは特に、現場の状況が我々に入ってこないとか、観光客に聞かれても説明ができない。あと、おおよそでも日程がわかれば対応の仕方が全く違うとか、予約を入れるか入れないかかなり悩んだとか、いろいろな心配事があったようでございます。

全面開通して、できて20年ぐらいの道路に、このように多くの災害が発生するのなら、何らかの手を打って 112号線を迂回道路にするとか、自動車道をきちっとつくり直すとか、そういうことに今からもっていかないと、常に通行どめの心配があるというようなことになると思います。特にあの地域は豪雪地帯で、いろんな面で過酷な自然状況があるわけです。人間の考えには及びのつかないような事故が起きることも想定されまして、市長も先ほど、一刻も早く、県・国とのいろいろな対策をすると御答弁なさっておりますけれども、これについても、今後どういう具体的な構想を持っているのか、市長からお聞きして、第2問といたします。

佐藤誠六市長 まず、合併のことでございますけれども、任意合併協議会の合意というものは、委員の皆 さんが全員賛成すると、全員の合意を得たということで、そういうことをしょっぱなの協議会のときに決めております。ですから、協定素案、それから建設計画に至るまで、調整する際に当たりまして、全部全員合意、全員が納得して、これでよかろうということになっての協議の結果でございます。

それから、まず前提といたしましては、1市2町の枠組みなんだということでございまして、1市4町でも話し合いになりましたけれども、ほかの2町は、理念が違うとか、あるいはまだ早いとか、あるいは自立の道をたどるということで任意協議会そのものにも参加しませんでした。せめて任意協議会に参加という呼びかけ、話し合いにはなったわけですけれども、それにも参加しないということで、残ったといいますか、合併を希望している西川、朝日と寒河江ということになりました。その際には、1市2町の枠組みでいきましょうということでのスタートでございます。

御案内のように、17年3月までをめどに合併という合意のもとでの任意協議会のスタートでございますから、両町が反対と判断した理由の中には、まずは枠組みがおかしいとか、それから来年3月までの期限では早過ぎるということを、今さら申しあげておるわけでございます。ですから、最初にみんなで合意して、みんなで納得してスタートしたことがほごにされたという感を免れないと思っております。

それから、議員がおっしゃりますようなアンケートの結果、それから説明会の話が出ました。私も両町の説明会、特に西川町の説明会の資料なり、アンケートを見せてもらいましたけれども、1市2町で合意した任意協議会の協定素案、あるいは建設計画という定めたものを、十分町民に御説明になったのか、非常に疑問視されるということが一つ言えると思っております。任意協議会の委員の中で、これは新しい市の姿が見えてくるなと。新しい夢の持てるものなんだと合意したはずですけれども、それが町民の中に十分説明なされなかった、伝わらなかったということが、私は残るのではないかと思っております。

それからまた、アンケートにいたしましても十分その辺のところが、合併してもしなくてもいい、かえってしない方がいいんだと誘導した感の見える設問が非常に多いわけでございまして、合併しなくてもやっていけるんだと言うならば、町民はそのとおりになるんじゃないかと思っているわけでございます。新聞の記事を見ましても、アンケートに先立って開かれた町民座談会で、町は合併してもしなくても変わらない、自立した方が思いどおりのまちづくりができるなどとの見解を示しているということでございまして、そういう座談会の考え方がアンケートにもあらわれております。

議員もアンケートの用紙をごらんになったと思いますけれども、非常に抽象的な、あるいは調整結果を受けたアンケートではないような気がします。そしてまた、先ほど申しあげました枠組みの問題にしましても、もっと枠組みを違ったものに検討すべきだというような設問の仕方もございますし、それから合併で協議した内容は何年かすれば守られなくなるという設問もしておりまして、さらにまた一部事務組合で処理すれば、一部事務組合の業務を拡大していけばやっていけるんだという、これまで任意協議会で協議したこととは違った設問の仕方をとっていると見ざるを得ないのではなかろうかという気がします。どうも合併に対しての説明、あるいは1市2町にとってこれまで以上のサービスが受けられるという調整内容が十分伝わらなかったということがあると思いますので、非常に残念だなと思っております。

そういうことで、今後、合併はどのようになるのかということでございますけれども、本市といたしましては、何遍も申しあげましたように、寒河江西村山、当地方の中核都市としての存在は変わらないと思いますし、そういう中核都市としての力を蓄えて、本市として魅力あるまちをつくって、そしてそれが周辺の町におきましての求心力のあるまちづくりを進めていかなければならないと思っております。今後、合併したいという声があるならば、それは拒まないということだろうと思っております。

それから 112号関係でございます。あのとおりわずかな期間ではないが、本当に1日、2日でも大変な

影響を及ぼします。思ったより期間が短くて済みましたけれども、短期間でも閉鎖される、あるいは片側通行となりますと、大変な影響を与える。これはあらゆる分野におきまして、沿線の市町村ばかりではなく、ほかの市町村、県内全体につながっているもので、観光という一分野だけにとどまらず、あらゆる産業に大きな影響を及ぼしているということが、まざまざと見せつけられた状況にあろうかと思っております。

それにおきましては、公共的なアクセス、道路網を整備しておかなくてはならないということをさらに 痛感し、今後はあらゆる団体、県を挙げて、整備を促進していく方向にもっていかなくてはならないと思 っております。そうでなければ、二度とこういうことを繰り返すことのないようにとつくづく痛感してお ります。沿線の市長として、あるいは県内の団体の一員としても本当に痛感して、これまでもやってきま したけれども、こういうことを契機に、さらに活発に運動を進めなければならないという思いをいたして いるところでございます。以上です。 佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 3 問に入りますけれども、合併協定の中で、合併すると西川町立病院が診療所になるとか、朝日町立病院が診療所になるといううわさもあるやに聞いておりましたけれども、私は14年度の決算を見ますと、西川町立病院には1億9,500万円、それから朝日町立病院には1億7,000万円が流出しているということです。よその自治体ですから心配することはないのですけれども、このままでいくと、だんだんと補助金が多くなって、本当にもつのかなと心配しているわけです。この辺も、合併すれば、きちっとした医療体制がまた確立されていくのかなと思っておったところです。

最後になりますけれども、合併が今回ないということで、寒河江市におきましても、助役、収入役を初め、新しい執行体制になったわけです。これから行財政面で大変なことはありましょうけれども、この時世を乗り切って、寒河江西村山の中核都市になるように、我々も一生懸命協力しますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で3問を終わります。

佐藤誠六市長 御案内のように、朝日、西川、大江、非常に高齢化率の高い町でございまして、そうでなくても少子高齢化が問題になっている時期でございますし、これからの人口推移を考えた場合に、暗たんたるものがあるという気がしないわけでもございません。ますます少子化が進み、生産年齢人口が少なくなる地域でもあると見られるわけでございます。

そういう分野におきましては、福祉、それから医療の充実が非常に大切ですので、今おっしゃったように、公立病院を持っているところもありますし、あるいは持っていないところもございますけれども、やっぱり公立病院の維持、そして福祉を充実させながら、少子高齢化に向けて、ほかの問題も大切、重要な問題でございます。対応が難しいのでございますけれども、そういう面は非常に厳しい問題になろうかと私は思っております。なお一層財政運営が難しく、また財政状況が厳しくなる折に、そういう面にどう立ち向かっていくかということは、これまで以上に大きな課題だと思っております。本市としても他山の石としまして、十分意を用いまして、本市の福祉向上、あるいは医療の充実にもっていかなくてはならないんだろうと思っております。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時49分

再開午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

松田伸一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番、6番について、15番松田伸一議員。

[15番 松田伸一議員 登壇]

松田伸一議員 私は、市民の方々から私に寄せられた質問や提言をもとに掲げました項目に従い、順次質問をしてまいります。当局の誠意ある御答弁を期待しておりますので、よろしくお願い申しあげます。

質問番号5番、樹木管理について伺います。

長岡山南斜面の低灌木類の伐採は、ここ近年2度にわたり実施されたと記憶しおります。最初に伐採されたときも質問いたしましたが、このたびはその規模も大きく、松以外の雑木は皆伐と言ってもいいほど切り倒され、閑散としてまいりました。

長岡山は、市長がいつも申されているように、市民にとりましてランドマーク的な存在であると言われております。長岡山に繁茂している樹木、野草、飛来する野鳥や昆虫類も含めて、一体としての位置づけと理解しておりました。そのような意味合いから、古松の道を整備したり、ツツジを植栽し、株数が東北一を誇り、見晴らし台やあずまやなどの設備を整えた観光資源となり、市民はもとより市外からも客を招いております。多くの市民に安らぎといやしの場を提供する施設になったと考えております。

古松の道は、四季を通し格好の散策コースとして親しまれ、また子供たちにとりましても、身近な自然環境を学ぶところとして大いに役立っておりました。児童センターが長岡山に設置されていたときには、樹木や野草に名札をつけたり、野草や樹木に番号をつけ、何番がどのような名前を持つものかをクイズ形式で学習するグリーンアドベンチャーコースを設置したり、学習面でも利用を図ってまいりました。そのような樹木も1本残らず倒されてしまいました。なぜ、いろいろと学習に役立っていた雑木の灌木類を切り倒さなければならなかったのか、その理由をお伺いします。

次に、樹木類の文化財について伺います。

市が天然記念物として指定している樹木類に松の古木が4本、ツツジの古木が2本、桂の古木が1本 キャラの古木が2本、ツバキの古木2本とユキツバキ群生地が1カ所、柿の古木が1本で6種類、13件が 指定されております。ここ近年の気候は予想できないほど激しい変動の傾向にあります。季節はずれの 高・低温、豪雪などの樹木に対する影響が心配です。指定を受けている樹木は老木類が多く、気候の変動 に対応できているのか心配であります。指定を受けている樹木、記念物は、個人の所有になっておりま す。そこでお伺いしますが、所有者に対し、管理や手入れの方法などどのように伝え、管理の情報提供な どをどのようにしているのかお伺いします。

最後に、六供町跨線橋についてですが、間もなく跨線橋が供用開始になるわけで、全容をあらわしてまいりました。見ますと、仲田地区の側道部分に垂直で高く、長い壁面ができ上がりました。近隣に住む人たちから、壁面からの威圧と圧迫があり、閉鎖感があり、それに殺風景なので、何とか景観を考慮してほしいとの声があります。市ではどのような対策をお持ちなのか伺い、第1問を終わります。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

都市公園は、都市の緑の中核として、活力ある長寿福祉社会の形成、都市の潤い創出に資するとともに、自然との触れ合い、コミュニティーの形成、広域レクリエーション活動など、多様なニーズに対応する市民生活に密着した都市の根幹的な施設でございます。さらに、災害時には避難地、避難路、火災の延焼の防止、ボランティアなどの救援活動拠点、復旧復興の拠点などの機能を発揮するなど、安全でゆとりある生活に不可欠な施設であります。

本市のランドマークである寒河江公園は、昭和28年5月に公園面積54.1へクタールを都市計画決定いたしまして、陸上競技場、野球場の運動施設や、つつじ園、さくらの丘などの整備を行い、これまでに33.1 ヘクタールを開設し、多くの方々より御利用いただいております。

本公園において管理している樹木の面積及び種類については、主に松林が 6.9ヘクタール、さくらの丘が 3.1ヘクタール、つつじ園が 2.2ヘクタールありまして、それぞれアカマツ、ソメイヨシノほか 3 種類の桜、オオムラサキツツジほか 8 種類のツツジがあります。そのほか、芝生広場、記念樹の杜などに多くの樹木が植栽されており、市内外から訪れる人たちの憩いの場となっております。

また、本市の防災計画では、市民の避難場所として指定されております。さらには、昨年実施した「親子ふれあいウォーキング」による小学校児童の自然体験や学習の場となるなど、多面的な用途を有しております。

これまで、松くい虫により平成8年度から平成15年度まで533本が被害に遭い、伐倒駆除により対応してきたところでございます。また、予防策としまして、マツノザイセンチュウ、いわゆる松くい虫でございますが、に感染することを未然に防止するため、薬液を樹幹に注入する方法も講じてまいりました。

なぜ雑木の低木類を切り倒したのかという御質問でございますが、このようにこれまでさまざまな対策を行ってきているにもかかわらず、特に陸上競技場の南斜面のアカマツに松くい虫の症状が顕著にあらわれるようになり、これまで行ってきた伐倒駆除や樹幹注入の方法では、寒河江公園のシンボルの一つであるアカマツに深刻な被害のおそれがあり、緊急雇用対策創出特別基金事業を活用いたしまして、松くい虫に感染した樹木を一掃するとともに、新たなアカマツの植栽を行うための準備として、雑木の下刈りを行ったところでございます。

また、アカマツは御案内のとおり、常に日光を好む種類のため、下刈りをしないと成長しない生態を持っております。ただし、下刈りを行うに当たりましては、自生しているウラジロヨウラクやガマズミなどの珍しい植物は極力保存するように努めたところでございます。

このようなことから、本年度予算に計上して、これまで伐採したアカマツの林を復元するため、西村山 植樹祭にあわせ、市制施行50周年記念事業の一つとして、市民より植栽ボランティアを募り、山形県森林 研究研修センターよりマツノザイセンチュウに強い遺伝子を持つアカマツの苗を提供していただき、アカ マツの植栽作業に取り組む予定でございます。

今後においても、新たに植栽された苗木を管理するには、雑木に淘汰されないように、毎年下刈りを行わなければなりませんので、御理解いただきたいと思っております。また、人工的な植林のほかに、実生林が自生できる環境整備も必要と考えております。

今後とも、本市のランドマークである寒河江公園の歴史あるアカマツ林を守り育てるとともに、市民の 憩いの場、潤いの場としての機能を確保しなければならないと考えております。

次に、六供町跨線橋のことでございますが、柴橋日田線は、主要地方道天童大江線の一部で、市の東西を結ぶ主要な骨格となる幹線道路でございます。柴橋日田線六供町地内の整備につきましては、交通ネッ

トワークの確立と、鉄道平面交差の解消及び市街地とのアクセス機能の強化を図るため、平成6年度から県事業として、沼川にかかる塩水橋からJR左沢線を越え、寒河江高校及び六供町公民館までの延長824メートルを整備しているところでございます。

その中の西寒河江跨線橋につきましては、本市にとって八幡原、高松、若神子跨線橋に次ぐ四つ目の跨線橋となりますが、平成13年度から15年度まで下部工、上部工を施工し、本年度は舗装工、照明灯設置などの仕上げを行い、秋をめどに供用開始する予定となっております。その後、側道等の工事を行い、事業は今年度で完了すると聞いております。

そこで、西寒河江跨線橋でございますが、道路管理者である県では、シンプルなデザインで緑の比較的 多いこの周辺の景観に調和する跨線橋を築造したということでございます。また、表面は今後における維持管理上、ひび割れなどを発見しやすいコンクリート面にしたということでございます。

御質問にありました、壁面からの威圧と圧迫、閉塞感があり、殺風景なので景観を考慮してほしいとのことでありますが、県では維持管理上、壁面に色を塗るとか、絵などをかくことは考えていないということでございます。私も絵を描くことは、落書きを誘発させることにならないか懸念されるところでございまして、現状のままでよいと思っております。

なお、街路樹を植えることも一つの方法であると思いますけれども、地域住民の方々の要望で側道を広くしたことによりまして、歩道に街路樹を設置することができない状況になっております。本市では、花・緑・せせらぎで彩るまちづくりを行っており、宅地内及び周囲への潤いを保つための施策といたしまして、生垣設置奨励補助金の制度を制定しております。したがいまして、この制度を活用して道路沿いに生け垣を設置していただくことで、生け垣の緑と高さにより、壁面の圧迫感も緩和され、住宅側から見ても、沿道を通る人から見ても、心和む景観になるものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 市文化財樹木の管理指導についてお答えいたします。

現在、市で指定している天然記念物は、昭和39年に指定した衣笠の松から、平成12年に指定した新兵衛稲荷の松、葉山のユキッパキまで全部で13件ございますが、その所有関係について申しあげますと、たとえ市指定天然記念物であったとしても、個人もしくは寺社が所有者であるということでございます。

御質問の所有資産に対し、管理や手入れの方法など、教育委員会としてどのような指導対策を行っているかということでありますが、まず市指定天然記念物の管理につきましては、市文化財保護条例で、所有者は条例並びに教育委員会の指示に従い管理しなければならないとなっております。このような規定はございますけれども、もとより日ごろからそれぞれの所有者は、それぞれが所有する天然記念物を大事に心を込めて管理していただいているものと理解しております。

市では、これらの市指定天然記念物の管理保存のために、所有者に対し、市指定文化財保護育成事業補助金として、年額1万5,000円を交付し、管理活動に金銭面で支援しているほか、所有者から保護育成事業補助金の交付申請をいただく際に、所有管理している指定の天然記念物の生育状況をお伺いするなどして、状況を把握しているところであります。

また、特に所有者から管理や手入れについて問い合わせや要請等があった場合には、市文化財保護委員の中の植物有識者あるいは樹木医や山形県森林研修センター職員に専門的な診断、指導をお願いし、対応しております。加えて、市では年1回程度、特に必要と認めた市天然記念物の樹木について、樹木医による巡回指導も実施しているところであります。

これらの市指定天然記念物は、市民共有の財産として貴重な文化財であることにかんがみ、今後とも適切な管理をしていただくため、指示・指導に努めていきたいと考えております。今後においても、状況を的確に把握するとともに、樹木医による巡回指導や専門的指導などを継続していくことが肝要かと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 御答弁ありがとうございました。

最初に、長岡山の松についてです。低灌木類を切って、その後にまた新しく松を植栽するというお話で したけれども、現在の状況を見ておりますと、伐倒したものをそのまま放置してあります。

それで、なぜ松が枯れるかというのは、松くい虫が主な要因だとは私も思っておりますけれども、松くい虫が入りやすくなる環境が事前に整っていて、弱ったところに松くい虫が侵入するんだと思うんです。 あと、松を伐倒したまま、あそこに薫蒸のためにビニールをかぶせて放置しております。

そもそも松は菌根植物だそうですけれども、松自身が根っこに菌を蓄えて、それを土の中の養分と分解させて養分として吸い取るので、そういう土地の栄養価の低いところに松が自然と生えてくるわけです。 市長もおっしゃいましたように、一般的に言われる松は、陽樹といって、太陽の日を好んで生えますけれども、そんな環境であるわけです。またあれに松を植えるというと、今現在、長岡山の地肌が非常に栄養価に富んでいて、富栄養化の状況にあるので、どのような生育状況になるのか非常に心配です。

そして、今松くい虫に強い松が育てられていますけれども、実際には実験段階で、その苗木を育ててからまだ10年とたっていないと思います。そういう経過で、果たして20年後、30年後、その松が本当に松くい虫に抵抗できるのかどうか疑問な面もあります。

私は、何も松を植えるなというのではなくて、今まで松くい虫の被害を一生懸命になって防いできたんですけれども、その防ぐ方法がだんだんと疑問視されているわけです。マツノザイセンチュウを運ぶマダラカミキリがふ化するのがちょうど今ごろ、田植え時期だと言われていますけれども、現在まだ赤々として残っている木がたくさんあります。それも、もう赤くなって、そういう状況になった木からは、もうマダラカミキリは出てしまって、いないわけです。実際にああいう症状が出て、私たちが松くい虫で枯れていると判断するのは、もう1年おくれで、その前の年に全部マダラカミキリは飛び立ち、その後にああいう状況になる。そんなことも考えると、後追いでどんどん切っても、マダラカミキリが飛び立った後に切って後始末をやっているような状況で、切ると、1本の木の切り口から何百万匹というセンチュウが地上に放出される。そのセンチュウが松の木に侵入するわけではありませんけれども、それが持っている病原菌といいますか、そういうものがまた松に付着して、木を弱らせて、悪循環ができると言われています。私は学者ではありませんから、そう言われているそうです。

ですから実際には、松くい虫を徹底的にたたくには、これだけは守るという木の周辺に最後の防衛線を引いて、その周辺を徹底的に防除する。防除するのも非常に大変だと思いますけれども、マダラカミキリが木の中からふ化して飛び立つのに、大体木によって20日間ぐらい隔たりがあるんだそうです。温かい太陽の当たるところからふ化が始まって、北側とか日の当たらないところのマダラカミキリのふ化が終わるまで、1本の木でふ化が始まってから終わるまで20日間ぐらいかかると言われています。そういう状況で、どうしたら消毒が完全にできるか、私は専門家ではありませんのでわかりませんけれども、そういうふうにして守るべき木を標的にして、その周りを徹底的に消毒でもしない限り、松は守れないような状況になってきているのではないかと思います。

それから、たくさん栄養価のある土壌が長岡山に現在あるわけです。切られてそのままの状況で、栄養 価の高いところに松が果たして好んで生育できるのかどうか。松が勢いよく育つには、栄養価が乏しく て、みずから栄養価を求めて根を深く広く張って、根粒菌を蓄えて、その根粒菌が土壌の中の養分を分 解、吸収して成長すると言われています。

そういう関係で、今までのああいう栄養価の土壌をどういうふうにして改良するのかなどは、私が詳しく言うまでもなく、先ほど教育委員長から答弁があったようにいろいろな専門家を、古松の育成にはそれだけお金をかけて、注意しながら育てているわけです。でも、今長岡山に繁茂している木も、1本、1本に例えれば、それだけ価値のある木と判断すれば、そういう専門家の知識をもっと導入して守ることが、私は大切ではないかと思っています。

それから、どういう植栽をするか私はわかりません。一つの面積で同じ種目の木をたくさん植えるのも一つの方法だと思います。でも、台風などの被害木を見ますと、1種類の木のところが非常に被害に遭いやすい。やはり混成林と申しますか、さまざまな木が共生し合っている地域が台風とかの被害に非常に強いと言われています。何年か前に富士山の8合目に人工造林でヒノキを全面的に植えたんですけれども、それが台風で一夜にしてほとんどの50年、40年というヒノキが倒木してしまったということもあります。そんなことを考え合わせると、やはり雑木も必要ではないかと思っています。

これは、一般的に今現在切られている長岡山の南斜面のことなんですけれども、北斜面はまだほとんど 切られていなかったんですけれども、長岡山には野鳥がたくさん飛んできて、いろいろな木が実生しています。みずからの実生だけではなくて、鳥が運んできた木がたくさん生えていて、一般的な山ではどんなところにも生えている木なんですけれども、長岡山では珍しいズミ類とか、リョウブとか、ヨウラク科、ズミとかという木が生えています。そのほかにもたくさん珍しい木があります。貴重な木というわけでもなくて、山に行けばどこでも普通に生えているんですけれども、長岡山にはたくさんの木がありまして、ぜひ自然環境を学ぶ上での場所として、ぜひそういうことを考慮に入れていただきたい。

特に北斜面のことで申しますと、いろいろ観察しますと、寒河江川の影響かどうかわかりませんけれども、亜高山的な木の種類が非常に多い。特にある一面には、まだニッコウキスゲなど群生地がわずかながら残っています。そんなところも考え合わせると、自然のまま、私たちがわざわざ月山とか葉山とかの上の方に行かなくても、身近に見られる樹木がたくさん残っていますので、北斜面のことなども、これから十分気をつけて管理していただきたい。

数年前に教育委員会の方で、寒河江の植物をずっと調査したことがあるんですけれども、そんなことなども考え合わせて、どういう樹木がどの辺に生えているかなどということを、市の方では十分把握していると思いますので、その点を考慮して、これからの管理をしていただきたい。

それから、古い木についてですけれども、先ほど丁寧なお答えをいただきました。これまで古い木として育ってきたんですから、家族とか関係者の皆さんがそれだけ慈しんで、ずっと育ててきているわけです。せっかくそういう名木として、市民の宝物としてあるんだったら、もう少し市民にも、その周辺の何かのお祭りの機会に、そこにはこういう木があるんですよというような散策コースなどをつくっていただければ、私はありがたいと思っています。

今、置賜でも桜の回廊といって、非常に大々的に観光客を呼んでいます。そこまでいかなくても、市民の散歩コースとしたり、それから学習の小道としても役立つのではないかと考えていますので、その点などもこれから教育面でどういうふうに考えているのか、もし回答をいただければありがたいと思っています。

それから、跨線橋についてです。私も六供町に住んでいますので、住民の方々から直接そういう声を聞いて、代弁させていただきました。生け垣などをつくって、できるだけ閉塞感を取り除くというような答えをいただけましたので、生け垣の種類もさまざまあると思いますけれども、防災面、それから安全面など考慮して、住民が憩える場所のような格好で実現していただけるように御希望申しあげます。

松についての全体的な長岡山の植栽の構想といいますか、どの辺の部分にどのような木を植えるのか、それから何歳ぐらいの木を植えるのか。それから、後片づけ。それから、長岡山の元クレー射撃場の周辺にはニセアカシアがあります。ニセアカシアは倒されていませんでした。ニセアカシアという木は、御承知のように、地下茎からと、それから実生からと三つの方法でふえているわけですけれども、私たちの景観から見れば、ニセアカシアはあの場所にあんなにたくさん要らないのではないかと思っているんですけれども、その点などももし御回答いただければありがたいです。終わります。

佐藤誠六市長 松くい虫が全国に蔓延してはびこっている状況の中で、寒河江市も例外ではなく被害をこうむっておりまして、ランドマークの長岡山の松林もああいう惨たんたる状況になって、非常に慨嘆に耐えないと思っております。

それをどうするか考えましたけれども、まずはあのまま赤い松を立てておくわけにはいきませんということで伐採いたしました。ビニールで被覆しているのが非常に醜いということもありますけれども、あれ以外の解決策がなく、今のところはああいうことにしております。非常に美観なり、あるいは今後新しい松を植えるにおきましても、大変邪魔になるような状況でございますので、あれの片づけ等々につきましても、これから考えてまいらなければならないと思っております。

また、新しい松を植栽しようと考えておりますけれども、その際にも先ほど申しあげましたとおり、松くい虫等に強い樹種を選択して、また植えるに際しましても、専門家の意見を十分聞きながら植栽したいと思っております。

また、これから植えるにしましても、消毒したり、あるいは局部的にも薬をまいてというお話がございました。これなども専門家から聞かないとわからないと思いますけれども、長岡山を散策する方がいらっしゃいますし、あるいは鳥獣も寄り集まってきますので、そういう影響を考えますと非常に難しいのかなという気がしておりまして、今のところはなるべくそういうことをしないで済ませる方向で考えております。

また、雑木の話も出ましたけれども、やっぱり雑木、そしてまた先ほど申しあげたような、私らも小さいときからなじんできたウラジロヨウラクとか、あるいはガマズミというようなものは親しみを感じますので、そういうものは残す、あるいは何とか自生しやすいようにという気持ちで取り組んでまいりたいと思っております。なお、具体的なことにつきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

佐竹敬一議長 花・緑・せせらぎ推進課長。

犬飼一好花・緑・せせらぎ推進課長 それでは、長岡山の新たな松の植栽という御質問にお答え申しあげます。

先ほど市長の方からもありましたように、西村山の植樹祭とあわせまして、市制50周年記念事業というふうな位置づけのもと 500本ほど植えてまいりたいと考えております。樹種は当然アカマツということで進めていきたいと思います。なお、高さの方は1メートル以下ぐらいかなと考えているところです。専門家の意見等もお聞きしながら、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 松田伸一議員。

松田伸一議員 新しい木の植栽に関しては、十分に手入れとか、活着は簡単にすると思うんですけれど も、そういう面で考えていただきたいと思います。

あと、北斜面のことについてです。先ほども申しましたように、寒河江川の冷たい川の流れの影響だと思うんですけれども、慈恩寺周辺の木よりももっと変わった木の種類が多く見られるようですので、その点のことなども十分配慮していただきたいと思います。

松くい虫の対策については、研究がこれからどんどん進んでいくと思います。その防除方法とかもまた 新たな方法ができるような気がしますので、その点なども十分研究していただきたいと思います。

そういう面で、先ほど古い木のことも関連して聞いたのですけれども、長岡山に生えている1本1本の木も、それだけ古い何百年の歴史を持っている木と同じような意味合いであるんだということを私は言いたいのです。ですから、それだけ古いものをもっともっと長く生きていくために。

それから、木をこのまま放置すると、今非常に問題になっている二酸化炭素の問題も含んできますので早い時期に、公共施設としてそのまま放置して市民の目につく時間をできるだけ短縮して、素早く片づけていただきたいと思います。私たちも地球温暖化で非常に困っているような状況もありますので、その点十分配慮して、事業を進めてもらいたいと思います。これで終わります。

佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、通告している内容について市長の見解をお伺いいたします。 市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

最初に、予算執行に当たっての市長の基本的な考え方について伺います。

平成16年度の予算編成は、市税収入が伸び悩む中、国の三位一体改革による影響が大きくあらわれる結果となりました。地方交付税の減額や国・県からの補助金などが減額されたため大幅な財源不足となり、その財源を生み出すために各種基金や積立金を取り崩して、新年度の予算に振り替えられています。

その主なものは、財政調整基金から 5 億円、減債基金から 2,000万円、地域福祉基金から 5,000万円 など合わせて約 5 億 8,000万円の基金が取り崩されています。これらの基金は、一般家庭で言うならば、いざというときの貯金に当たるわけですが、寒河江市は今年度予算でその貯金のほとんどを使い切ってしまったことになります。そんなことから、一般会計の予算総額は 134億 3,000万円と15年度と比較して 3.5%減の緊縮予算となっています。

当局は、緊縮予算の中で経費の節減に努め、大変な苦労をしながら予算編成に当たったことは理解できますが、市民生活に直接かかわるもの、要望の多いものなどの予算が大幅に削られ、または全廃されることになりました。このことから、市民の間からはいら立ちや失望の声が聞こえてきています。

減額あるいは廃止された主なものを挙げるならば、側溝整備費や舗装費などは15年度で9,500万円だったものが、16年度では4,680万円と約半分に削られており、用悪水路整備費では、14年度3,000万円、15年度1,800万円、16年度は1,000万円と年々削減されています。私道整備補助金に至っては、15年度195万円あったものが、16年度はゼロになっています。これまでも側溝整備や用悪水路の整備など、要望件数が多いためなかなか実現しなかったのですが、今年度の予算を見れば、その望みはますます遠のいて、要望していても、いつ実現するのか見通しも立たなくなったといった不満の声も出てきているのです。

福祉関連では、在宅で寝たきり高齢者を介護している人に出されていた介護激励金が全廃になりました。この制度は、県の制度が廃止されても寒河江市独自の制度として存続され、15年度は 290名の対象者に 770万円が支給されており、在宅介護者の一つの支えとなっていたものです。このほかにも市民生活に関連する団体などへの補助金、負担金などは軒並み削減するという厳しい予算となっています。

小泉内閣の三位一体改革は、3年間で4兆円の歳出削減を断行するというもので、地方自治体にとって も来年度はさらに厳しい行財政運営が余儀なくされるものと思われます。景気の回復が遅々として進まな い中、税収は見込めず、各種基金も底をついた状態で、市民生活を守っていくには事業の取捨選択が大き な課題になると思います。この際、地方自治体の本来の責務である市民生活の安定と福祉の向上を最優先 にした行財政運営をすべきと考えますが、事業選択及び予算執行に当たっての市長の基本的な考えをお伺いいたします。

次に、不要不急の大型事業やイベントなどの見直しについて市長の考え方を伺います。

共産党市議団は、これまでにも市民の日常生活を最も重視した市政にすべきだと主張してきました。 年々厳しさを増す経済情勢の中、限られた予算の中で市民生活を守っていくには、不要不急のものは見直 しをするとか、思い切って中止するなどの英断を下す必要があるのではないかと思います。

その一つに、最上川緑地の中に作業が進められている多目的水面広場があります。この水面広場につきましては、これまでも同僚議員によるたび重なる質問や指摘があり、市長を初め、当局においても御存じのとおりです。繰り返しになりますが、私たち市議団は、地域住民が要望していた運動広場については反対するものではありません。最上川緑地広場整備の当初予算は15億円と見込まれていましたが、途中で10

億円に変更になりました。しかし、カヌー大会のできる水面広場はそのままのようであります。

これまでにも指摘したとおり、西川町には全国大会が開催できるカヌー競技施設があり、河北町にも素堀りの練習場があるにもかかわらず、なぜ巨額の公費をつぎ込んで水面広場をつくる必要があるのか、私たちには理解できないことであり、市民の中からも疑問の声が、今もなお寄せられています。

景気回復の見通しも立たず、バブル崩壊後、大型の観光施設やレジャー施設などが次々と破綻している 状況から見ても、巨額を投じて整備する多目的水面広場は、建設費だけでなく、その後の維持管理費など でも大きな負担となることが予想され、将来的にも市の財政を圧迫することになると心配されます。この 際、多目的水面広場の建設は見直し、あるいは中止すべきと考えますが、改めて市長の見解を伺います。

市民が見直しを求めているものの中に、最上川ふるさと総合公園で行われている花咲かフェアがあります。一昨年、全国都市緑化祭が開催され大盛況を博したということで、昨年は寒河江市独自の花咲かフェアINさがえが開催されました。この開催予算は3,000万円でしたが、200万円の補正がされ、決算は3,200万円でした。美しい花は人の心を和ませ優しくしてくれますし、花のある暮らしは心を豊かにし楽しませてくれます。花が嫌いな人は恐らくいないでしょう。しかし、どこの自治体もお金がなくて節約に節約を重ねているこんなときに3,000万円もの税金をつぎ込んで、入場料がただというのでは、税金のむだ遣いではないのか。花も結構だが、もっと暮らしの足しになるものにお金を回してほしいという率直な声も町のあちこちから聞こえてきます。

ことしは、市制施行50周年の記念すべき年ということもあり、昨年に引き続き花咲かフェアINさがえが開催されますが、来年以降も入場無料でこの催しを続けるのかどうか。するのであれば、何らかの見直しをする必要があるのではないかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

また、市民総参加で行われている花の植栽についてお伺いいたします。

寒河江市は、フラワーロードを初め、街路樹の下や公園などまちの至るところに花が植えてあり、寒河江のまちを訪れた人たちからも、寒河江はきれいなまちだという評判をいただいています。しかし、毎年新しい苗を植えかえるのでは苗代もかかるだろうし、人手もかかる。毎年花を咲かせる宿根草を植えればいいのではないかといった意見が聞かれます。このことについて市長はどのようにお考えか何います。

市民生活が厳しさを増している昨今、市民の目線に立った行財政改革をしていく必要があると思いますが、市長は市民の声をどのように受けとめられるかお伺いいたします。

次に、公費を使ったさくらんぼ等の贈答の是非について市長の見解を伺います。

去る5月12日付の朝日新聞に、「医師お礼、さくらんぼ」という見出しで、寒河江市立病院が山大医学部に年30万円相当のさくらんぼを贈っていたという記事が載っていました。この記事によりますと、この習慣は20年も続いており、名人と呼ばれるさくらんぼ農家がつくった高級さくらんぼを贈り続けており、院長交際費70万円の半額近くが、同大学へ贈答するさくらんぼ代金に充てられているというものでした。

公立病院の医師不足が全国的な問題として取りざたされ、殊に地方の病院の医師不足は、住民の医療と健康を守る立場の自治体にとっては予想を超える困難にあることと思います。医師の確保に、市長を先頭に病院関係者も大変な努力をされていることはだれもが認めるところですが、目的のためなら手段を選ばないということになっては大変です。新聞によれば、市長は信頼関係を強めるため、市としてお世話になっているからとコメントされていますが、公金である以上、このような使い方が果たして妥当と言えるのかどうか。

また、市長は毎年のように予算獲得や陳情などで上京し、各省庁めぐりをされているようですが、同じように贈り物をされているのかどうか伺います。以上、お伺いいたしまして、第1問といたします。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、事業の選択と予算執行についてでございますが、予算の執行に当たりましては、最少の経費で最大の効果を上げることが基本でございます。国の行う三位一体の改革は、平成18年度までの3カ年続くものでございまして、財政が一段と厳しさを増す中、これまで以上に事業の選択というものは厳選しなければならないと思っております。

よく言われるように「入るを量りて出ずるを為す」という言葉がございますが、入ってくるものでしか 賄えないわけでございまして、入るものを大きくし、そしてまた出るものをもっと効果的なものにして活 用することが、課せられたことだろうと思っております。効果ということになれば、市民サービスにつな がるもの、あるいは市の発展、そしてまた市の活性化につながるものを十分選択していかなければならな いと思っております。

そういう意味での事業の選択というものは、基本的には総合的な目で見た事業の必要性、特に将来のあるべき都市像をにらんだ事業の選択も視野に入れながら、あるいは今を逃しては実施することが困難な事業の選択というものを考えながら、計画を立てて実施していかなければならないものと思っております。今後は精査に精査を重ね、事業の取捨選択をしていかなければならないと思っております。

したがって、振興計画を立て、その施策の具体化に向けた実施計画を示し、毎年度の予算を編成し実施するということになりますけれども、これまで以上にチェック機能を強化する必要があると考えております。 来年度までに第5次振興計画を策定しなければなりません。骨子については、これから決めなければなりませんが、その中に行財政改革の趣旨というものを盛り込もうという考えでおります。

それで、大型事業やイベントの見直しについての御質問がございました。特に多目的水面広場についてでございます。

議員は、不要不急の大型事業やイベントと言っておりますが、私としましては、これまで不要の事業を計画したことはございませんし、また議員は不急ということで、急を要しないのではないかと言っておられますが、大きな事業を計画する場合は、市単独での事業の着手というものは財政的にも難しく、国・県の補助を受けて、有利な方策を取り入れながら行ってきたものでございまして、事業着手のタイミングも非常に大切なことでございます。

したがいまして、多目的水面広場の事業につきましては、これまでも申しあげましたように、最上川寒河 江緑地整備事業の一環でありまして、さらには緑地整備事業着手に至るまでの経過がございます。昭和52年 に地元からの要望に端を発しまして、以後、市の計画に取り上げ、長年にわたり国土交通省とその利活用の 方策について検討を重ね、今日、国の河川行政に対する考えとあわせまして、国の補助事業を活用しながら 整備を行っております。こうしたことから、この事業が完成すれば、地域の活性化に大きく寄与するものと 信じておりまして、今後見直しするとか中止するという考えはなく、これからも継続して実施していかなければならない事業と考えております。

それから、大きなイベントの中での花咲かフェアINさがえを継続するのかと。あるいは、入場料云々という御質問がございました。

一昨年に開催しました第19回全国都市緑化やまがたフェア、やまがた花咲かフェア '02では、御来場いただいた県内外からの多くの皆様に夢と感動を与え、花と緑の大切さ、すばらしさを再認識していただくとともに、「日本一さくらんぼの里さがえ」のイメージに加えまして、「花と緑・せせらぎに彩ら

れたまち」として、全国に向けて大いにアピールすることができました。

こうした市民意識の盛り上がりを一過性のもので終わらせないで、子供からお年寄りまで世代を超えた展開のもと、緑豊かな潤いのあるまちづくりのさらなる推進と、花と緑・せせらぎで彩る寒河江の実現に向け、自然と調和した気品のある美しいまちづくりの新たなシンボルイベントとして、花咲かフェアINさがえを昨年度開催いたしまして、県内外から多くの御来場者をお迎えすることができました。市民総参加のもと、美しく潤いある活力に満ちた本市の魅力を県内外に向け、大きく発信することができたと思っております。

さきに、平成16年度の市政運営の要旨の中でも申しあげましたが、花咲かフェアINさがえを本市のシンボルイベントとして位置づけまして、さらなる都市緑化の推進を図りながら、交流から定住へとまちづくりを進めてまいる考えに変わりはございません。

来週の12日から開催されます花咲かフェアINさがえでございますが、現在、その開催準備が順調に進んでおります。特に今年度は市制施行50周年記念事業として、会場の演出テーマである「窓辺に花を、みんなでつくる生き活き空間」を展開するため、5部門250点のガーデニング作品を募集しましたところ、市内外から募集点数を超える御応募をいただき、先月23日の日曜日に参加者が一堂に会して、作品の一斉植栽を会場において行ったところであります。

また、団体・企業の方々が来場者をきれいな花壇でお迎えしようと取り組んでいるおもてなし花壇についても、昨年の出展数15から27個と大幅にふえております。このように多くの市民、県民の方々のボランティアへの参加や花壇づくり、出展作品づくり、ステージ催事への出演など、今回も手づくりのフェアを開催することができるところであります。

また、継続は最大のPRとも申しますとおり、花咲かフェアINさがえが全国的にも、さくらんぼとともに、各界各層から着実に支持を得て定着し、認知いただいていると思います。旅行業者からは、いち早く団体入場の申し込みをいただいております。ツアー名に花咲かフェアの名前が入ったり、花咲かフェアINさがえ日帰りツアーの商品を組んでいただいております。

このように花咲かフェアINさがえは、参加・交流・創造をテーマに取り組みが広がっておりまして、本市の活力の源といっても過言ではなく、本市におけるシンボルイベントとして着実に定着してきており、入場料を徴収し、全国各地で展開している花博やテーマパークとは違い、本市のまちづくりの一環として実施しているものでございます。

もし入場料を徴収するとなると、1キロはあると思われる会場周りの柵の設置、入場ゲートの設置、入場ゲートを管理する人件費、入場券販売機の設置及び入場料金の管理に要する人件費など、2年前に開催した第19回全国都市緑化やまがたフェアでは約1億2,000万円の事業費がかかると試算したところでございます。このことからも、入場料を取ることは考えておりません。

今後におきましても、多種多様な交流拠点としての本市の使命と役割をしっかりと認識し、産業の振興や 文化交流圏の拡大などをさらに推し進めることが肝要であると考えております。こうした観点から、花咲か フェアINさがえを充実・発展させ、花と緑に囲まれた潤いある暮らしの実現を目指し、多くの方々より何 回も会場に足を運んでいただき、参加交流の拡大充実を図ってまいりたいと考えております。

それから、毎年新しい花を植えるのはもったいない、宿根草はどうかという御質問もございました。

フラワーロード整備事業は、花と緑・せせらぎで彩る寒河江のまちづくりの一環としまして、国道 112号 寒河江バイパス沿線に花回廊を設け、市民やドライバーに潤いと安らぎを与えるとともに、交通の安全を図り、道路への愛護と環境美化の精神を涵養し、花いっぱいの美しいまちづくりに寄与することを目的としま して、昭和63年から実施しているものでございます。現在は、フラワーロード推進沿線協議会が主体となり、約 4,000名の市民参加のもと、サルビアやベゴニアなどを植栽し、道行くドライバーの心を和ませ、本市を訪れた方々からは、きれいですばらしいまちだとお褒めの言葉をいただいております。

平成4年からは、約3,000名の市民参加によりまして、市街地花いっぱいまちづくり推進事業とグラウンドワーク花壇植栽事業を実施いたしまして、市民の方々からは、花がいっぱいでまちが明るくなった、まちが華やいで道行く人の表情も穏やかになった、ごみが少なくなり、まちがきれいになったとの言葉をいただいております。

また、地域が主体的になり、種から苗を育て、自分たちが住んでいるまちを彩っていこうという活動も行われるようになってきました。本市のような取り組みに対し、これまで全国花のまちづくりコンクール最優秀賞受賞や、緑化推進功労者内閣総理大臣表彰受賞、花と緑の国際コンペティション「ネーションズ・イン・ブルーム」におきまして銀賞を受賞するなど、数々の評価をいただいております。

御質問の、毎年花を咲かせる宿根草を植えればいいのではないかということでございますが、公園の花壇や地域の方々が整備したグラウンドワーク花壇の花の植栽については、一部宿根草の植えつけなどを行っているところもございますが、フラワーロードや市街地花いっぱいまちづくり事業を展開する市民の方々は、寒河江を訪れる人を、花や緑の心落ちつく環境のもとに温かく迎え入れるため、毎年新たに花を植え、水やりや除草など、市民一人一人がみずから手をかけることが大切であるとの考えのもとに、事業を展開していただいております。こうした多くの市民が参加し、パートナーシップにより展開している取り組み、考え方を大切にし、今後とも花と緑・せせらぎで彩るまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

それから、行財政改革の中に市民の声を受けとめることについての御質問がございました。

私は、これまで事業を進めるに当たっては、いろいろな会合の中で市民の皆さんの御意見やら要望をお聞きしながら、市民と協働するまちづくりを基本として進めてきたところでございます。したがいまして、事業の計画実施に当たっては、市民の皆さんも十分によく理解していただいているものと考えております。厳しい行財政改革を進めるに当たりましては、当然のことながら、改革に立ち向かう職員の意識はもちろん、市民の意識改革も必要でございます。

また、行財政改革を進めるに当たりましては、行財政的な視点がより重要であると考えており、すべての事務事業について、その目的と費用を調査分析いたしまして、財政の総枠を念頭に置き、事務事業の継続統合、廃止、新設を検討するとともに、限られた行財政資源を有効に活用しながら、市民の理解と負担を得ながら、市民の視点に立った成果を求めて、そういう志向で行財政運営を心がけていく必要があるかと思っております。

次に、さくらんぼの贈答のことでございます。

市立病院と山形大学医学部、いわゆる医学部の附属病院を含めた山形大学医学部とは、医療に関するさまざまな交流がございます。その中で、市立病院に対する学部からの診療支援などが、この地域の医療に大きな役割を果たしております。具体的には、急激な症状を呈している患者を附属病院に搬送し、緊急の手術を行っていただくことや、重篤な患者を附属病院にお願いし、先端的な治療を行っていただくこと、それから最新の技術を身につけた医師を派遣していただき、市立病院で手術や診察などに当たっていただくことなどでございます。

市立病院の診療水準を維持・向上させるために、市立病院の医師が全国レベルの学会や研究会などに参加 し、研さんを積むことはもとより、国内外の最新診療の研究実践に努めている医学部が抱える医療に関する 情報に日常的に接することが肝要であり、医学部の関係各科で開かれる症例検討会や研究会などに参画させ ていただいております。また、私自身も年に数度院長と医学部に赴き、医師派遣の要請やら、市立病院の充実を図るための助言の聞き取りを行うなど、医学部との交流を積極的に推進してきたところであり、大学との連携は極めて良好な信頼関係にあります。

このように、附属病院も含めまして山形大学医学部は、市立病院にとって身近な頼れる存在であり、市民の健康づくり、医療向上に当たりまして、日ごろ大変お世話になっておりますので、感謝の気持ちをあらわす意味におきまして、年に1度、寒河江市の特産物であるしゅんのさくらんぼを贈ってきたところでございます。

親しいつき合いをいただいている方や親戚の方にしゅんのさくらんぼを贈ることは、市内では一般的なことでございます。市立病院が山形大学医学部にさくらんぼを毎年贈ってきたことは、総合的に勘案すれば、市民の方々に御理解いただける公費の支出であると考えております。

また、国の省庁などに対しての贈答の質問がありました。国の省庁などへのさくらんぼ等の贈答は行って おりませんが、全国規模のイベントの開催などでお世話になった方々に対しまして、感謝の意を込めて贈っ たケースはございます。以上でございます。 佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 第1問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

2問目の最初に、多目的水面広場のことについてお聞きしたいと思います。

多目的水面広場といいますか、最上川の河川敷を利用した公園整備というようなものは、地元からの要望がずっと出されていて、あそこの河川敷を有効利用するためにどうしたらいいかということで、ずっと計画していたというようなお話がありました。私もあそこに運動公園のようなものをつくってほしいという要望があるんだというような話は聞いておりました。

ですけれども、このたびの22ヘクタールですか、この広大な土地を使った公園整備については、これまで 余り大規模な施設にするという話はなかったわけです。大体今までは、大規模なものについては実施計画に のせて、3年間のローリングをしながら実施に移していくということで行われてきたと思うんですけれど も、この事業については余りにも唐突に実施に移されたのではないかなという感じをしております。

13年度までの実施計画には、この事業のことは全く出ていなかったんです。14年度の実施計画の中に一気に最上川緑地公園の整備というのがのってきまして、総額15億円で公園整備をしていくというような内容でした。14年度の当初予算でも既に1億5,000万円の予算がついているということで、主な整備の目的というか、メーンになるものが多目的水面広場だということでした。幅が100メートル、長さ600メートル、そしてこれに要する費用は約9億円だと言われてきましたけれども、この事業採択に当たっての事前の内容の説明はなかったのではないかと思います。

この事業が突然このように出てきたのは、国の有利な事業の採択を受けてやっていくということから出てきたと思いますけれども、私が考えるには、あそこに地域住民が望んでいるような運動公園、あるいは水遊びができるような水場をつくるのであれば、国の有利な補助事業だといっても、結局大規模なものでなければ国の補助事業では認可になりませんので、そのためにあのような大規模な水面広場をつくらざるを得なくなったのではないかという感じがするわけです。ですから、今公共事業の見直しと言われていますけれども、国の事業採択を受けてやる仕事というのは、必要以上に予算規模が膨らみ、むだなものが多いと言われています。ですから私は、こういう事業採択は、余りにも補助事業を頼りにした事業計画になってしまったのではないかなという感じを受けているわけです。

当初、この計画は総額15億円と言われて、14年、15年の実施計画の中では、総額15億円となっていましたけれども、16年度に10億円と計画が変更されました。15億円のうちの3分の1に当たる5億円が減額されている理由は一体何なのかと思うんですけれども、その理由について伺いたいと思います。そして、この工事が10億円に変更になったことによって、その内容がどのように変わってきたのかです。当面、10億円に変わったといっても、多目的水面広場はそのままつくり続けるということですけれども、その10億円の中で多目的水面広場に要する費用というのは一体幾らになっているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、花咲かフェアと花の植栽についてお答えいただきました。花咲かフェアは参加・交流・活力の源だということで、まちづくりの一環としてこれからも続けていくと言われました。

私、きのうずっと最上川緑地と総合公園を見て回ってきたんですけれども、今総合公園では花咲かフェアの準備のために、多くの方が公園づくりをしていました。やっぱり非常に景観がよくて、きれいなところなんです。だから、これが寒河江の交流・参加の源になるということは理解できるんですけれども、今やっている寒河江の行政に対して、市民の間からは、非常にむだが多いのではないかという鋭い意見などが出ているわけです。

ですから、行政としては市民によかれと思ってしていることであっても、市民の感覚からはかけ離れたことをやっていることが非常に多いのではないかと。独善的な考え方でやっていることもあるのではないかと

私は思います。そういう意味では、事業を進めるについても、市民がどんなことを望んでいるのか、望んでいないのか。そして、行政改革をするならば、こういうところをもっと改革すべきだというような市民の意見とか、アイデアとか、そういうものを聞き取る必要もあるのではないかと思います。

市長は、これから第5次振興計画をつくるに当たって、行政改革もこの中に入れていくとおっしゃいましたけれども、その中には市民の知恵、アイデアとかもかりていく必要があるのではないかと思います。ですから、ぜひ何らかの方法で、市民からの意見を聴取する方法をとっていただきたいと思うのですが、市長の考え方を伺いたいと思います。

それから、公費を使ったさくらんぽ等の贈答についてですけれども、これは法的には問題ないというようなことも新聞には出ておりました。市長がおっしゃるように、信頼関係を深めるためにとか、それから今殊に医者に来てもらうために、何としてでも交流や信頼関係を強めていかなければいけないという考え方も、非常に理解されやすい理屈だとは思います。でも、今はどこの自治体病院でも、医師不足というのは非常に深刻になっています。

2月の朝日新聞に、ずっと医師不足の問題が連載されていましたけれども、この記事を見てみますと、東北地方あたりでは、大学病院に研究費としてお金を贈ったとか、贈り物をしたとか、そういうところがあると出ていました。でも、贈り物合戦で、贈り物をたくさんしたり、お金を積んだりしたところに優先的に医師が派遣されるとなりますと、贈答合戦といいますか、そういうものがエスカレートしてしまうのではないかと思うわけです。

寒河江市の場合のように、院長の交際費の中から出されていて、お金の出どころが表面にはあらわれないとなりますと、市民の知らないところで公金が使われていることになります。それは常識程度と言われてはいると思いますけれども、こういうことが黙って見過ごされていくことは、後々までいろいろなことに発展しかねないと考えられます。小さな町の病院なんかでは、贈り物をするお金もないし、何もできない。そういうふうになれば、医者の来手がない、絶対に来てもらえないとなってくるのではないかと思います。

ですから、朝日新聞の中でも取り上げておりましたけれども、医師の確保をするためには、やっぱりいろいるなことを考えなくてはならないのではないかと。大学側とか、それから行政側とか、医師、そういう人たちが一緒に話し合いをする協議の場を設けて、医師の配分とかも考えていかなくてはいけないのではないかというようなことですとか、地元に大学の医学部があれば、そこに地元の合格者がたくさん出るように、医師の確保ができるように行政の方でも応援していくとか、そういうことも必要ではないかというようなことが書いてありました。

それにまた、自治体独自でしなければならないこととして、自治体病院でも若いお医者さんたちが勤務できる環境を整えていくことも必要だと。ある分野に特色があれば、若い医師もそこに行って勉強したいという思いになって、医者が来るのだと。また、スタッフを整えるとか、施設を充実させるとか、医療機器を整えるとか、医師の住宅を確保するとか、いろいろそういう手だてはあると思います。ですから、お金を使ってどうこうするというのではなくて、そういう自治体独自の、お医者さんが喜んで働いてみたいと思うような環境をつくっていくことも、一つ大事なことではないかと思います。

それで、今回は幸か不幸か寒河江市のさくらんぼの問題が新聞に取りざたされましたけれども、これを機会といいますか、このことをきっかけにして、贈り物はやめるべきではないかと私は思いますけれども、市長のお考えをお伺いしたいと思います。以上で第2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まず、さくらんぼのことでございます。

お医者さんの派遣要請といいますか、分捕り合戦のために贈答合戦をやっているという物の言い方でございます。二十数年来さくらんぼを贈っておりますけれども、そういうものではございません。先ほど申しあげたとおりでございまして、あらゆる分野でお手伝いをしていただき、あるいは手術へ患者を送って、それなりのお仕事をしていただいております。あるいは、経営面につきましても、いろいろな相談に乗ってもらっております。そういうことから、気持ちということでの贈答でございます。

それが、山形のさくらんぼは非常に高価なものだというイメージがございますので、新聞紙上で取り上げられたのだろうと思いますけれども、これまで市といたしましても、市立病院を、お医者さんのみならず医療機器の面でも充実するため、院内での勉強もさることながら、山形大学からもいろいろ御意見なり御指導も賜っております。そういう面では、寒河江市立病院の医療技術の向上という分野におきましても、交流の中で相談にあずかっている、あるいは医師の交代を行って、寒河江の医療向上、健康増進に大変なプラスになっていると思っています。

大きな目で見れば、山形大学におきましても、山形大学の方に、あるいは山形県内に残る医師をたくさん確保していこうという活動はずっと前から行われておりまして、今も盛んに頑張っておられますので、私たちも十分に手を差し伸べるといいますか、協力する形でのあらゆる機会をとっております。そういう大学との交流も、長年の信頼関係、あるいは気持ちの交流が十分あるからこそでございまして、ただ医師の派遣での分捕り合戦だと、あるいは贈答合戦だというものではないということだけは、御理解いただきたいものだなと思っております。

それで、今年度からは、贈答先の事情なども考慮しながら、対応は検討してまいりたいと思っております。

それから、最上川の多目的水面広場でございます。

あれも突如として出てきたわけでございませんで、長年の間調査研究をして、そしてまたこういう事業ならば国の補助が得られるかとか、あるいは堤外地の占用、活用ができるのかどうかということも積み重ねて検討してきた結果、これはできるなということでございますし、そしてまた、現在は非常にカヌー人口も多くなり、当地方におきましては、カヌーが非常に活発になって、選手なども活躍なされておる事情にございます。そしてまた水、あるいは川に対する見方が非常に変わってきております。

ですから、寒河江川、最上川を持っている寒河江市といたしましては、そういうものを十分に活用しようということでやった事業でございます。これが市の活性化に大きくつながり、あるいは県内、市内のスポーツ面での大きな活気提供といいますか、起爆剤になることを願い、また確信しているところでございます。そんなことから、多目的水面広場を計画し、今実施に移しているところでございます。

それから、花咲かフェアでございますけれども、これも花・緑に対する、市民はもちろんですけれども、 国民の見る目が非常に変わってきたなと思っております。そういう目を開かせたのも、寒河江のフラワーロードから、そしてまた花咲かフェアから、非常に先鞭をつけ、啓蒙普及に役立ってきたのではないかと思っております。ただ単に公園に花があるというだけではなくて、個々の家庭の中に、そして市民の心の中に花・緑が植えつけられたということは、非常に大きいものだと私は思っております。

さらにまた、これらをボランティア活動、あるいはグラウンドワークという市民の盛り上がりの中でやられていることは、何にもかえがたいものだと。まちづくりの上におきまして、こういうことは、寒河江以外

ではやろうと思ってもまねのできないものではなかろうかと。ただこれを金に換算するものではないと私は思っております。

議員から見ますと、市民の感覚から離れているのではないかとか、行財政改革の中でこれを削った方がいいという御意見もあるでしょうけれども、多くの市民はこれを是としておりまして、自分から進んで参加していく気持ちというものは、まち全体のまちづくりの上において、大変なプラスだろうと思っておりますし、それが寒河江市の活気なり、あるいは寒河江市に潤いというもの、そしてまた市民に安らぎを与えるということにつながっているんだろうと思っております。

なお、多目的水面広場の具体的な数字のことは、担当の方から申しあげたいと思います。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

柏倉隆夫都市計画課長 お答えいたします。

多目的水面広場の、基本計画時の15億円が実施設計10億円に変わった内容でございます。変更に当たっては、コスト縮減を念頭に置きながら、国土交通省なり、それからカヌー連盟との協議を行いまして、やっております。

主な減の内容でございますが、多目的水面広場の水深、深さですけれども、カヌー連盟との協議の中で浅くてもよいということがございましたので、2メートルから 1.5メートルということで、掘削の土量が減っております。

それから、堤防の方に多目的水面広場の掘削した土で腹づけ盛り土をしておりますけれども、国土交通省との協議の中で、当初の量よりも多く腹づけをしてよいということで、堤外地の方に残土として運搬する必要がなくなったということでも費用が少なくなっております。

それから、国土交通省自体でも、直轄工事の方に掘削した土量を使っていただけるということもございました。

それから、水面広場の護岸工法です。遮水シートを敷いて、その水際といいますか、そこに布団かごを設置します。当初、基本計画の中では3段積みでございましたが、それを1段積みでも可能だということでございます。

それから、遮水シート自体、当初はベントナイト系のシートでございましたが、それから現地の方へのなじみといいますか、耐久性といいますか、そういったことも勘案しまして、ゴムアスファルトシートを現在選定しております。その単価については申しあげられませんけれども、遮水シートに対して、ゴムアスファルトシートの値段は約80%でございます。あれだけの広いところに面積としてございますので、金額としてそういった点でも減になっております。

それから、多目的水面広場の建設費でございますが、6億8,500万円でございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 まず最初に、さくらんぼのことで、市長は医師の分捕り合戦とか、贈答合戦になるというようなことを言っているのではないかと言われましたけれども、私はそう言っているのではなくて、そういうふうになる危険性があると申しあげているんです。

個人のうちでも、お世話になった方にお礼をするのは当然だろうというようなことをおっしゃいましたけれども、これは行政でございます。行政というのは公費で行いますので、一般家庭とはまた違うと思います。例えば、私たちが病院にかかります。そして、大変高度の技術を要する手術をしてもらう場合、昔ですとお医者さんへのつけ届けですとか、看護婦さんへのお礼の気持ちということで、当然のようにお礼をしていましたけれども、もうそういう心づけは一切受け取りませんということで、今は病院に入院しても、手術をしても、そういうお礼は、ただほんの気持ちでありがとうございましたということで、物を贈ったりなんかはしていません。ましてや、行政が公費を使ってそういうことをするとなれば、そのお金は公費なのだと認識すべきだと私は申しあげているわけです。そういうことを御理解いただきたいと思います。

それから、水面広場のことです。

先ほど2問目でお聞きするのを忘れたのですけれども、この工事はあそこの公園の整備のほかに、緑地公園まで進入する進入路が別途工事で行われると聞いています。買収するのかどうかわかりませんが、この用地の買収、あるいは工事費にどれぐらいかかるのか。それから、水面広場を含む公園の維持管理費を1年間でどれぐらい見込んでいるのか。それを2問目でお聞きしなかったので、3問目で改めてお聞きしたいと思います。

この事業は国・県の補助事業ですけれども、事業費の半分は寒河江市が負担しなければならないわけです。ですから、10億円の工事費であれば、5億円は寒河江市が負担すると。そのうち75%は借金です。この工事費のほかに、今お聞きしました道路の取りつけとか、毎年の維持管理費とかがかかっていきます。

14年度の決算時で、企業会計も含んだ寒河江市の市債の残高は 408億 6,900万円となっていますが、これに合わせまして、一般会計だけでも公債費比率が年々上昇しているのがわかります。17年度からは、公債費比率が20%を超える状況にあるわけで、こうなりますと財政はますます硬直化して、何かほかの事業をすることができなくなる状況にあると思います。第1間でも申しあげましたけれども、16年度の予算では側溝整備費とか、道路の舗装費などの予算が大幅に削られてきたんですけれども、来年度はもっともっと市民生活を圧迫する予算になることが必至だと思われます。

今議会には、市税条例の改定が提案されています。この改定では、65歳以上の高齢者に適用されていた高齢者所得控除48万円がなくなります。そして、均等割も 1,000円から 2,000円に引き上げになるという内容です。明らかにこれは負担増になります。それと、今回は寒河江市の国民健康保険税の介護分の条例改正も入っていて、これも大幅な引き上げになります。今回は介護分だけなんですけれども、いずれ国保の医療分も値上げになると思います。ですから、ますます市民の負担が多くなるということが言えると思います。国保税の滞納者は、13年度決算時で 295件だったんですけれども、14年度では 567件と約倍近くにふえている。これはわざと納めないというわけではなくて、生活が大変になってきているので、払えないというのが大部分だと思います。

来年は、相次ぐ負担増の上に、国からの交付税なんかも減らされる。また、基金なんかもほとんど底をついた状態で予算編成されるわけですから、市民の暮らしはもっと大変になってくると思うんです。市民が今何を望んでいるかというと、やっぱり今の生活を何とかしてほしいという願いだと思うんです。市長は、将

来的には非常に夢を持った事業だとおっしゃいますけれども、市民は今の生活を何とかしてほしいと願っているわけです。ですから、やっぱりこういうときこそ大型の事業とか、今すぐ必要でないものにはメスを入れて見直しをする、あるいは勇気を持って取りやめるという決断も必要なのではないかと私は思っております。

今年度の予算では、側溝整備費とか舗装費なんかがずばりと削られていますけれども、これは非常に要望の多いものです。ですから、補正で対応できるのではないかと思いますけれども、そのお考えについてお伺いして第3問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 補正予算のことでございますけれども、16年度の予算で交付税が大幅に削減されたと。この 影響を受けて、不要不急の分野、あるいはもっと考え直さなければならないようなものにつきましては予算 をつけなかったり、あるいは減額したということはございますけれども、本市としましては、まずは市民の 要望にこたえられる、こういう厳しい財政の中でも軟着陸できたと、ソフトランディングできたというよう な予算にしたと私は思っております。ですから、補正予算の余地ということは、今のところ考えておりません。

それから、これからなお一層行財政改革に取り組まなくてはなりませんから、そういう意味では、先ほども1問で答弁申しあげましたように、改革というのは、行政とかあるいは職員の意識の転換が当然必要でございますけれども、市民の方々にもそういうことを御理解いただく、あるいは御協力いただかなければならないと思っております。受益者負担のあるような国保事業にしましても、介護保険にしましても、当然使ったものに対しましては、それなりの御負担が伴うわけでございまして、ですから一般会計とそういう受益者負担の伴うようなものとを一緒にしないで、御議論いただかなければならないと思っております。

その他水面広場につきましては、担当の方から申しあげたいと思います。

佐竹敬一議長 都市計画課長。

柏倉隆夫都市計画課長 最初に、最上川寒河江緑地への進入路の道路の費用、工事費でございます。緑地へのルートとしましては、県道皿沼河北線から園芸試験場南側の市道皿沼島線を通って、緑地の中央に上がれるルートを考えております。ただ、堤防への登り口を改良する必要がございます。その費用としまして、用地費、それから工事を含めまして 1,300万円を見込んでおります。

それから、維持管理費でございますが、多目的水面広場の利用期間としましては、3月から11月までの9カ月の利用と考えております。取水ポンプ用の動力費については、6月から8月は富栄養化を防止するための常時の水の入れかえを前提としますと、月額90万円ほどかかるものと考えております。その他管理棟、艇庫の光熱水費のほか、芝刈り。それから、除草費等につきましては1回当たり100万円。それから、ポンプ点検料などの点検料、年に1回ほどする必要がありますので30万円などが見込まれるものと考えております。以上でございます。

散 会 午後2時53分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。 御苦労さまでございました。

平成16年6月4日(金曜日)第2回定例会

					T	JJX, I	0 + 0) /] 4	(3	亚唯	IН,	<i>)</i>	2 LD JE 17	小云	
出席議員(20名)															
	1番	伭	Ē	竹	敬	_	議員		2 컵	¥	佐	藤		毅	議員
3	3番	鴨	<u>=</u>	田	俊	•	議員		4컵	Ę.	楳	津	博	\pm	議員
6	香香	松	1,	田		孝	議員		7耆	Ę.	猪	倉	謙太	郎	議員
8	3番	石	ī	Ш	忠	義	議員		9컵	¥	鈴	木	賢	也	議員
1 ()番	荒	Ė	木	春	吉	議員	1	1컵	¥	柏	倉	信	_	議員
1 2	2番	髙	5	橋	勝	文	議員	1	3習	¥	伊	藤	忠	男	議員
1 4	4番	髙	5	橋	秀	治	議員	1	5耆	Ę	松	田	伸	_	議員
1 6	香香	伭	Ē	藤	暘	子	議員	1	7컵	Ę	Ш	越	孝	男	議員
1 8	3番	内]	藤		明	議員	1	9컵	Ę.	那	須		稔	議員
2 ()番	遠	<u> </u>	藤	聖	作	議員	2	2 1 컵	Ę.	新	宮	征	_	議員
欠席請	鰻 (1名	i)												
5	番	安	孫	子	市美	夫	議員								
説明の	ため	出席	した	者の職	紙名										
佐	藤	誠	六	市			長		荒	木		恒	助		役
安	系子	勝	_	収	<i>)</i>	-	役		大	泉	愼	_	教 育	委 員	長
奥	Ш	幸	助	選委	学管理 員		会 長		武	田		浩	農業委	昌수수	: . E
芳	賀	左	幸	庶	務	課	長		鹿	間		康	企画部		
秋	場		元	財	政	課	長		宇	野	健	雄	税務	課	長
斎	藤	健	_	市	民	課	長		有	Ш	洋	_	生活環	景境 課	長
浦	Щ	邦	憲	土	木	課	長		柏	倉	隆	夫	都市言	十画課	長
					• 緑		らぎ								
犬		_ _		推		課	長		佐		<u>**</u>	昭田	下水		
	村			農		課品	長					男	商工額		
尾	形		_		域振) 	芯		健康福		
真	木		<u> </u>		計		長			彦		守四	水道事		
那		義空			院 事 校 教					谷		昭 雄	管理		
菊	地	宏	FX.	子	11义 字义	月球	区		亚マ	小	火	仏比	社会 教選挙管		

安孫子雅美、監査委員事務局職員出席者 片桐久志事務局長

月光龍弘

石 山 忠 社会体育課長 三 瓶 正 博

庶務主査

安食俊博 局長補 佐大沼秀彦 調査係長

小 松 仁 一

事務局長農業委員会

事 務 局 長

議事日程第3号 第2回定例会 平成16年6月4日(金) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成16年6月4日(金)

(第2回定例会)

番号	質	問	事	項	要)III	質	F	5	者	答	弁	者
8	小規模	学区	での学	童保	核家族	が進む中	で小規模	莫学区から	6 種	F			市		景
	育につ	いて			学童保育	をとの声	がでてい	1る。その	松	田		孝			
9	₩ ?=?=	·+ ~ 4	<u>×</u> 2 #□	<u>^</u> ≠#	具体的な								市		長
	寒河江							足している					115		K
	保険事 	業計區	画につ	いて				トームの入							
					_	定方法に		トームしら							
						,	8歳そ人が 9見通しに								
10	学校教	育につ	ついて				-	- フv · C 学校を特認					教育	香香	長
	3 1232	.,,,,,				-		果と問題					371	· ·	
					点、今後	の対応に	ついて								
11	病院問	題に	ついて		市立病	院医師確	€保対策 と	こ、それに	17耆	F			市		長
					関わる交	際費支出	の実態と	こ今後の対	Ш	越	孝	男	監	查 委	員
	\ A				応につい	_									
12	市町合	併にて	ついて					て、責任者					市		長
						の見解は		-0117							
							の策定は								
					10人1頁	拟 体	ミグリリン市リス	Eについて							
13	行政改	革につ	ついて	,	合併協	定素案は	と今後のお	 b政に生か	12집	<u> </u>			市		長
	13200				される		. , , , , , , , ,			-	勝	文	.,,-		
							事項に1	ついて検討		11-5	1373				
					するの	か									
					市民に	対する行	財政改革	革の周知に							
					ついて										
14	納税意	識の高	高揚に	つい	周知戦	略の取り	組みにこ	ついて					市		長
	て				納税組	合の位置	づけにこ	いて							

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番、10番について、6番松田 孝議員。

〔6番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を抱いている多くの市民の声を踏まえて、市長並びに教育 委員長に質問いたします。

最初に、通告番号8番、小規模学区での学童保育について伺います。

2002年度の男女共同参画白書によると、都道府県別の30代の女性労働力率は山形県が全国1位の76.2%で、4人に3人が働いている状況となっております。また、県内の共働き世帯割合も47.09%で、全国平均の30.69%を16.4%も上回っております。このことから、大都会と比較して地方の方が子育てをしながら働いている女性の割合が高くなっているのが実態であります。山形県の女性労働力率がぬきんでて高いことは、育児と仕事を両立できる家庭環境が他の県に比べ整備されていること、それは農家世帯が多いことや3世代同居など、1世帯当たりの人数の多いことや親との同居により仕事と家事、育児の両立がサポートされているためです。そのために、家庭においては幼児の世話や放課後の児童を見守っていくということが通例となっています。

ところが、大都市圏と同じように、寒河江市においても核家族化が年々増加してきており、4月末現在で 寒河江市でも世帯数は対前年度比プラス 180世帯も増加し、共働き世帯もこれらに連動するように増大して いると言われております。また、最近の雇用不安の拡大とともに、各家庭の経済的な事情も相まって労働環 境が複雑多岐になっていることや、男女雇用機会均等法による女性の労働環境の変化などで育児や児童の保 育が困難な家庭が多くなってきています。

このために、保育所の時間延長や学童保育などで両立を支援する施設の整備が求められてきています。特に、白岩さくら団地に住宅建設が進む中で、他市町から定住された方から、就学児童の放課後対策や、学校が完全週5日制となったことで子供たちの休日の過ごし方が心配の種になっている、また、地域以外から移ってきた方からは、学童保育所はどの地域でも設置されていると思っていたなどと不安を抱えております。この解決策として住民が求めているのは、白岩小学校学区に学童保育所の開設であります。学童保育所の開設について、市長は以前から開設、運営する場合には今後とも援助していきたいと述べております。

そこで伺いますが、就学児童の放課後児童健全育成事業として平成10年4月に法整備され6年が経過し実施されていますが、寒河江市では学童保育所がまだ未開設学校が小規模校を含め6校あります。寒河江市の放課後児童対策事業実施要綱では、対象児童数がおおむね10名以上となっています。しかし、児童数の減少している地域であるために、極端な少人数になることが予想されます。こうした地域的な要件をカバーするために、国も小規模クラブへの支援の補助を広げていると聞いております。特に、白岩学区から学童保育所の開設を望む声が、父母や子育て中の両親から出されてきております。これらを含め小規模小学校が特に陵西地区に集中していますが、学区ごとの小規模クラブの学童保育所設置について市長の見解をお伺いたします。

次に、寒河江市は学童保育所運営については、各クラブとも自主運営をとってきました。しかし、小規模となりますと施設の維持や運営費がかさみ、利用者負担が割高になることが予想されます。このことから、学校の使用頻度の低い教室を活用して学童保育所を開設してはどうかと思いますが、市長の見解を伺いたいと思います。

また、小規模運営に対する市の運営要綱では、児童数14人以下は指導員が1名とされていますが、緊急時や休暇など、さらには土曜日の長時間保育指導の対応を含め、最低でも1.5人の指導員配置のできる委託費の増額を検討すべきと考えますが、見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号9番、寒河江市の第2期介護保険事業計画について。

介護保険制度が導入されてから5年目を迎えました。この間に制度の見直しや保険料の値上げなど、次々と制度の欠陥が浮き彫りになってきています。当初、国は、介護保険制度導入の目的を家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる介護へ、また、サービスが選択できる制度へなどと大宣伝をして介護保険制度を実施してきました。現実はどうか、在宅サービスの利用状況は、利用限度額に対する平均利用率は一貫して40%台にとどまっています。さらに、訪問介護サービスの利用数は全体でふえているのに低所得者の利用が低下していると言われております。その最大の理由が重い利用料負担にあることは各種の調査でも明らかになっています。

現在、寒河江市でも施設待機者は 170人で4年前の 5.6倍になっており、特養ホームへの入所を希望する人が急増している状況であります。介護保険制度がスタート以後、施設へ入所申し込みしたがいつ入所できるかわからないという声とイメージが現在定着してきています。このため入所希望者は1人で複数の施設に申し込み、自宅待機や老健施設など、短期入所を繰り返しながら順番待ちとなっております。

このために、症状の軽い人が重度の人より先に入所するケースもあったことなどを理由に、県は、特養ホームの入所指針を緊急に策定し昨年11月から運用を開始しました。新しい県の特別養護老人ホーム入所指針では、要介護度、問題行動など本人の状態が30点、居宅サービスの利用状況、家族介護に従事する時間など家庭の介護状況が15点、介護する人の状況は30点、特記事項15点、さらに検討・協議などによる調整が10点の合計 100点となっています。入所の決定は評価基準に基づき点数化し、2カ月に1回それぞれの施設ごとに入所検討委員会で決定されることになっています。今回の指針では、介護が大変な痴呆の人を特に重視し、さらに必要性の高い人を優先的に入所させるとしています。

そこで伺いますが、入所の順位が点数制度に改定され審査を受けたが、点数が低く入所の見通しが立たないとの理由から辞退をしたとの家族の声や、緊急で入所をお願いしたところ、本人の問題行動もなく身体の安定度があったことや、これまでの居宅サービスの利用状況が全くなかったために点数評価が下がったことで入所できなかった人、また、施設側では介護の大変な痴呆の人や介護度の高い人がふえることで人件費がかさむようになっているなど、新たな問題も出てきています。

結果的に、施設介護を希望する人や介護者のことを無視して深刻になってきた待機者の増加の問題や、施設整備のおくれを隠すための一時的な制度でしかありません。寒河江市として、今後これらの矛盾を解決するために以前の措置的な対応もできる基準の作成や、施設の一部を市が確保し、短期入所など緊急者に対応できる制度を設け、将来とも安心して介護サービスが受けられるように制度の改善を進めていくべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、特別養護老人ホームしらいわ(仮称)整備について伺います。

介護を受ける方が、在宅か施設か真に選択できるようにするために、現在の待機者を解消する手だてが最大の課題であります。現在、本市の待機者数はいずみ、長生園の入所者総数を超える 210人に上っています。特に、施設が新しいためか、いずみでは 120人もの申し込みがあり入所待ちが長期になっている状況であります。

これらの実態を無視して、厚生労働省は、介護は在宅が基本だと事あるごとに弁明してきました。もちろん人生の最期まで家族の中で、家族に囲まれて過ごすことは高齢者にとっても家族にとっても一番幸せです。しかし、現状では在宅介護はとても無理な事情の家庭が広範囲にいるのが実態であります。こうした家族のお年寄りに対して、せめて特養ホームのぬくもりの中で生活をさせてあげたいというのは、家族はもとより関係者の純粋な願いであります。そのために寒河江市は、施設整備を急ぐ必要に迫られております。

昨年度、市の16年度重要事業として国、県に特養老人ホーム建設に対する財源措置の要望が提出されました。その後の経過について議会の文教厚生委員会などで示されました。また、昨年3月には寒河江市でも第2期介護保険事業計画が策定され、超高齢化社会に向けて平成19年度までの各年度の整備目標を立て実施に向けている中で、厚生労働省は特養ホームの建設補助金の削減を実施しました。このことは寒河江市だけでなく各自治体がそれぞれの実態に応じて整備計画を定めてきたのを完全に無視したものです。特養ホームでは、在宅で生活する高齢者にとっても介護を支える家族にとってもいざというときの支えであり、ぜひとも必要な中核施設であります。今後、国に対して引き続き予算の確保を求めていくのは当然でありますが、市

単独事業で特別養護老人ホームなどの増設を検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、17年度事業採択に向けて事業者が再度事業計画を提出されていますが、第1回目のヒアリングが先 日開催されたとお聞きしております。その後の国、県の動向と建設計画の見通しをお伺いたします。

次に、今回計画されている特養老人ホームの施設は厚生労働省が進めている新型特養で、ユニットケア式の全室個室型となっています。これらの施設の特徴は、入所者の居住環境や生活リズムを住まいにできるだけ近づける工夫がなされていること、また、人権やプライバシーが擁護されるのが特徴といいます。しかし、これだけ高級化設備を備えた施設であるために、建設費は利用者負担が原則となっております。

当初の厚生労働省の案では、ホテルコストは月一般で4万円から5万円、低所得者・世帯非課税では3万円から4万円となり、老齢福祉年金受給者は2万円から3万円の負担となると言われていました。これにこれまでの介護利用料の1割負担と食事代を含めて月5万円程度の負担がありますので、当然上乗せとなります。これらの施設は、利用料がかさむことで経済的に余裕のない方は入所できない状況になります。今後、新型特養ホームに移行していくのであれば、利用者や施設者への援助策が不可欠だと考えます。個室を希望する全員が入所するには低所得者に対する負担の軽減措置が必要と考えますが、対策についてどのように検討なされているのか市長の見解を伺います。

次に、学校教育について教育委員長に伺います。

御存じのように、幸生・田代の両地区は、少子高齢化が急激に進んでいることで、児童数の減少も同時に進行しております。こうした流れに拍車をかけるごとく、平成13年5月に行政改革実施計画に示された組織の見直しでは、住民の反対をよそに両地区の幼児学級の廃止が強硬に実施されました。実施に当たって、住民との説明会の席上で地域から山村留学やふるさと留学などを望む声があったことを受けて、教育委員会は幸生・田代の小規模校入学特別認可制度を発足させました。

その後、平成15年度から幸生・田代の小規模校、略称特認校に指定し、学区外から入学、転学の児童生徒を受け入れるという制度を進めてきました。過疎化の中で児童数の減少に苦慮していた両小学校と地域にとっては、学校の再生と地域活性化を目指し、地域とともにその成功を目指して取り組んできましたが、このような状況を踏まえて導入されてきた特認校制度に、昨年に引き続き今年度も応募者がなかったとお聞きしています。当初関心を持っていた方がいて問い合わせもあったということですが、これらの経過と特認生の入学に至らなかった問題点について伺います。

次に、教育委員会は、小規模校の有する特徴ある少人数学級や恵まれた自然環境を通じて、豊かな人間性をはぐくんでもらうというのが特認校のねらいとしています。現在、文部科学省は、教育の規制緩和と称して地域や学校ごとに特色を出しなさいと言いながら、やり方や時間のやりくりは全国一律で、そのちぐはぐな指導方針は学校現場を混乱させているだけであります。ですから、教育委員会が一たん特認校の指定をする方針を出したなら、システムとして機能させるための試行錯誤をする機会を十分に与え、その取り組みを奨励していくことが大事だと考えます。また、実現の可能性を考えると、やはり現実に転入生を迎えている学校の環境や交通手段、さらには自治体の支援などきめ細かなところまで調査研究し、期待にこたえていくべきと思います。

教育委員会として、17年度に向けて特認校の諸課題の解決にどのように取り組んでいく考えでおられるのか教育委員長にお伺いいたします。

以上で第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

学童保育の件でございます。

急速な少子化の進行が、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることから、これまでの子育て支援の取り組みに加え、さらに子育て環境の計画的かつ総合的な整備が求められているところでございます。

放課後児童対策としましては、学童保育の運営を積極的に支援するとともに、子育て支援センターやファミリーサポートセンターとの連携を強めて、子育て支援体制の強化に努めているところでございます。

寒河江市におけるところの学童保育につきましては、昭和63年4月に南部小学区に現在のなかよしクラブが発足し、その後平成3年に寒河江中部小学校にわんぱくクラブ、平成10年に寒河江小学区にきらきらクラブ、平成14年に西根小学区にねっこクラブ、そして昨年平成15年に柴橋小学区にやまびこクラブが発足されたところでございます。

本市の放課後児童対策事業は、県補助金を活用し各運営委員会が実施する学童保育に委託する方式で、児童数 300人以上の小学校の学区に学童保育所の設置を目標にして取り組んでまいりましたが、昨年柴橋小学区に五つ目の学童保育所が設置され、市内小学校全児童数に対する設置率は80%を超えております。この平成16年4月における入所児童は全体で 193名となっており、低学年の1年生から3年生までは154人で、高学年の4年生から6年生までは39人となっております。昨年同期と比べて45人の児童が増加しており、学童保育に寄せられる期待の大きさが伝わってきます。

それで、御質問のありました小規模学区への学童保育所の設置についてでございますが、各小学校単位では学童保育を必要とする児童数が少人数であり、今の実施要綱では運営母体が一定規模でないと運営が難しく、単独設置は運営コストのみならず学童のよさである異年齢児童集団による児童の活動や、放課後における集団生活による社会性の形成など配慮すべき課題があると思われます。このことから、どのような形態でのサポートが適切なのか等について、調査研究している段階でございます。今年度中には、今後の10年間の子育て支援のための行動計画の策定を計画しており、昨年度実施したアンケート調査の結果などをもとに議論し検討してまいる考えでございます。

それから、学童保育の実施に伴う小学校の利活用についてでございます。

既に西根小学区においては、市教育委員会及び西根小学校の御理解と御協力を得まして、ミーティングルームを使用して実施しておるところでございますが、これは西根地区においては小学校周辺が地理的な要因から設置場所として最もふさわしく、周辺で適当な場所がなかったことから現在の施設を使用して実施をしておるわけでございます。このように、各学童クラブの設置場所については実施形態や地理条件などさまざまな要因を総合的に勘案する中で決めていく必要があります。以上のことから、小規模学区の学童保育所の設置場所につきましては、今後設置形態の検討などを進めていく上で考えていく必要があるものと考えております。

それから、14人以下の学童保育所に対する委託料の算出基礎で、休日や安全管理上、指導員の配置基準は1名でなく最低でも1.5人とすべきではないかということでございますが、本年度においては14人以下の学童保育所はありませんが、これまでは指導員の処遇に不均等が生じないように、また、御質問もありました安全管理に配慮し、長期休暇などのパートの雇用等に対応できるよう指導員賃金適正化加算として特別加算制度を設けまして、1.5人分に近い委託料を交付し対応してきておるところでございます。今後この基準に該当するような場合を想定し、本年度の実施要綱においては委託基準額に特別加算分を織り込んで基準額表を作成しておりますので、御質問のあった件につきましては考慮されているものと考えております。

次に、特養ホームの入所の問題でございます。

この入所指針の策定につきましては、平成14年8月に国の運営基準が改正されたものでございまして、それに伴いまして県において具体的な入所指針を作成し、その通知を受けまして、県内の各特養ホームが設置されている全市町村が共通の認識に立って、おのおの指針を作成したところでございます。

本市では、二つの特養ホームの施設長や担当者を交えて作成に取り組みながら、昨年10月に寒河江市特別 養護老人ホーム入所指針を策定いたしまして、11月から適用させてまいっているところでございます。

御案内のように、指針に基づく評価基準は、御指摘もありましたけれども、点数制となっておりまして、 大まかには一つは本人の状況、二つには居宅での介護状況、三つには主な介護者、四つには同一世帯における他に介護が必要な人の有無、そして五つ目にはその他特記事項などに分類されておるわけでございます。 入所検討委員会には、施設職員以外の地域を代表する当該法人の評議員や市の担当者も加わることで客観性 や透明性を持たせ、また、決定に当たっては合議制をとっていることから、より高い公平性や信頼性が得られる制度であると認識しているところでございます。

次に、特別養護老人ホームしらいわ(仮称)でございますが、の整備に係る進捗状況についてお尋ねがございました。

計画の概要や要望に対する経過や結果については、これまでも一般質問や厚生常任委員会等で申しあげてまいったとおりでございます。今年度も引き続き17年度事業採択に向けて、設置予定事業者と一体となって努力をしているところでございます。

過日、今年度1回目のヒアリングがありましたが、一部国の補助基準の変更などに伴い、補助金の減額や基本設計の一部手直しなどの指導がありましたが、基本的には当初と同じ計画内容となっておるようです。

しかし、御案内のように、三位一体改革の中で国の予算も定かでなく、先行きが不透明な状況には変わりはございません。現時点における県内で要望している事業者は、創設・増設・改修を含め7カ所のようでございます。そのうち創設いわゆる新規開設と言われるものは本市のみと聞いておるわけでございますが、秋に予定される2回目のヒアリングまでになお変動があり得ると思っておりますし、いずれにしましても予断は許されない状況にあると認識しておるところでございます。

それで、御希望がたくさんある、あるいは待機者もおるから市で建設してはどうかということのお尋ねも あったわけでございますけれども、こういう特養施設というようなもの等につきましては、やはり民間事業 者、法人の方にお任せすることが最も適当であろうと思っております。

次に、事業が採択され、新型特養ホームに低所得者が入所した場合の利用料の軽減策でございますが、いわゆる個室料金を含めた利用料の減免制度については、現行の特養ホームに入所する低所得者と同様に一定の条件を満たす場合には軽減することで国の実施要綱も既に改正されているところでございます。私の方からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉順一教育委員長 学校教育について、特認校制度についてお答えいたします。

本市の特認校制度は、自然環境に恵まれた小規模の小学校で、心身の健康増進を図るとともに、自然の中で豊かな人間性を培いたいという市内の保護者、児童の希望がある場合に一定の条件をつけて入学を認めるものであり、御案内のとおり、平成15年4月より幸生小学校、田代小学校を指定しております。これは該当校の活性化はもちろんですが、本市学校教育の目標である「感性豊かでみずから学び、たくましく生きる児童生徒の育成」に向けた具現化の1方策として推進しております。

さて、特認校制度を始めて2年目を迎えましたが、この制度を利用している児童は残念ながら現在のところおりません。しかしながら、この制度を開始してから該当する2校の教育活動が、地域と密着しながらより活発化し充実してきたことは大きな成果だととらえております。両校とも地域の恵まれた自然や豊かな人材を活用したさまざまな教育活動が展開され、生き生きとした学校運営が展開されているところです。

幸生小学校は「幸生夏の学校」と称して、音楽家を招いて家族ぐるみで音楽鑑賞を行ったり、葉山登山を行ったり、天体観測、熊野川探検などの活動を展開したりしております。田代小学校でも、学校園での農作業の栽培や、地域に流れる川の調査などを総合的に結びつけた学習を展開し、昨年度は山形県環境アセスメント協会よりエコキッズ山形大賞をいただいたりしております。また、それらの学習成果を地域に発信するだけでなく、フローラさがえを会場とし市民に発信していくなど学習に広がりを見せ、生き生きとした学習活動が展開されております。さらには、小規模校の特性を生かしながら個別指導を行い、一人一人が主役の教育が実践されているところです。総じて、特認校制度が打ち出されたことによって、学区外からもぜひ通いたいと思われる特性を前面に打ち出した学校経営が積極的になされ、地域と一体となった教育活動がより一層推進されております。これらの教育活動は、市内の各学校にもいい影響を及ぼし、各校とも特色ある学校づくりが推進されているところです。

特認校制度につきましては、教育委員会としましてもさまざまな広報活動に力を入れてきました。保育所、幼稚園に通う年長児及び市内1年生から5年生までの全員に特認校制度の案内を配付し広報したり、市報さがえを活用して広く市民に広報したりしているところです。また、交通の便を考え、他市町村の特認校では基本的に自力通学または家族の送迎が多い中で、本市においては高松駅からスクールバスを運行する体制を整えているところです。

今後、特認校制度を推進していくためには幸生小、田代小の特色を前面に出し、さらに自然環境や地域を 生かした学習活動を展開することはもちろん、少人数指導の効果を生かしたさまざまな教育活動を推進して いくと同時に、市報等を活用してそれらの取り組みを発信したり、今後とも学校公開日や見学会を開催して 市内の児童、保護者の理解を図ることが課題であるととらえております。今後とも、この制度を積極的に推 進していきたいと思っております。以上です。 佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 第1問に対して、答弁どうもありがとうございました。

学童保育について、今国を挙げて支援活動をずっと続けている中で、やはり地域として一番少人数学区の対応が非常に深刻になっているのが、どこの市町村もそうだと思うんですけれども、この問題に取り組むときには少人数であるからとか、やっぱり規模の大きい学校は優先的に確かに進みますけれども、少人数対策をどうするか、これが一つの政策の中心課題ではないかなと思います。

せっかく白岩に宅地が造成されて、住宅建って、よそから移り住んできた人が核家族のために、今は保育所に入所して夕方7時まで保育を受けて安心して就労できるような状況になっております。しかし、小学校の低学年となりますと、帰りが1時、2時の段階で、小学校1年生あたりはね。そういう中でやはり心配なのは、親として心配なのは、放課後対策が非常に深刻になっているんです。

私も昔横須賀にいたのですけれども、そのころは、30年前ぐらいなんですけれども、そのころはかぎっ子などという子供が相当はやって、学童保育所の設置を求めることがずっと経過しておりますけれども、しかし、今こういう問題が寒河江市でも話題になっているのが、ちょっと流れとしては大分遅いんですけれども、地元から要望あれば当初市長も何とか検討していくということを言っていますけれども、しかし、現実として要望があれば、やはり段階として少人数でもできるような体制を組めば、先ほどありましたけれども、いろいろ指導員の配置に対して 1.5人分の上乗せをするとか、そういう政策を組んでいるわけですね。これは実際、去年度はなかったはずなんですね、この 1.5倍の補助を出すということは。これは今実践している中で西根小学校が10人に満たなかったということで、その枠を上げてもやはり運営を支援していかなければならないと考えた結果出てきたものだと思っております。

ですから、こういう上乗せもどんどんやって確かにいいんですけれども、白岩地区特に陵西学区は特に人数的に非常に少ない学校ばかりですので、地域をまとめて、陵西学区をまとめてやろうというのはちょっと交通手段から何から考えて、非常に問題があって不可能だと思います。ですから、最初は5人でスタートしても、それらの学童保育所のよさを理解してどんどんぶえてくるのではないかと私は思っております。

ですから、アンケート調査結果などを見る前に、やはり要望出ている箇所についてはきちんとこたえていくべきと私は思いますけれども、市長は研究段階で今年度の実施計画の中でいろいろ研究していくとありますけれども、やはりこの辺の実態を、声がありますので、この辺を前向きに検討していただきたいと思います。

それから、介護施設の入所の点数評価についてでありますけれども、今非常に問題になっているのは、この点数制度によって「あなたは何番目ですからもう1年以上待たなければ入所できない」という宣告されるような状況になっているんですね。ですから、先ほど第1問で述べたように、入所を辞退する方が実際出ているんですね。やはり県あたりは、施設不足を理由にこうした制度を利用してできるだけ待機者の数字を減らすための単なる制度でしかないのではないかと私は思っております。確かに今まではこの点数評価については各事業所ごとに当然あったんですね、この入所の評価基準というもの。それ運用すれば何も今までと内容は変わりないんですね。ただ、きめ細かく点数評価制度を出してきたわけですけれども、これは介護を受ける本人のことを考えないで家族の状況を優先的にしているような状況が見られます。

実際、本人が安定しておとなしく在宅で介護もできるような状態の人は点数がずっと下がるんですね。そして痴呆症で逆に徘回したり、あるいは大声を立てるなど異常になった場合のことを、そういう人たちが優先されている状況なんですね。ですから、この点数制度ではじかれた人はもう全く施設に入れない、これが今の現状であります。そして、この点数評価で2カ月に1回実施するんですけれども、入所順位は5人までは決定されております。しかし、緊急の人に対して5人が終われば、その人が6番目に入ってくるんですね。ですから、緊急の人が1番に入れるという条件が今のところないんですね。

ですから、こういう問題もあることで、県は試行的に介護施設の短期入所の病床を2床ぐらい借り切って緊急者に対応できるような制度を試行的に実施しました。去年9月から12月までだったと思うんですけれども、やはりこうした緊急者に対応するための一つの試行なんですけれども、実際、市の方でもこの結果は当然御存じだと思うんですけれども、県のこの調査の結果を見ますと、3割ぐらいがこの制度を利用して大変恩恵を受けたということであります。ですから、寒河江市としても今後こういう緊急者に対してやはり施設を2床ぐらい買い取ってこうした人たちのために緊急に対応する制度をすべきだと私は思っていますけれども、この辺について市長の考えをお聞きしたいと思います。

そして、緊急者に対して今介護の手引きなどを見ますと、寒河江市としてこういう人たちに対応する窓口が全くないんですね。ほとんど全面的に介護の事業者に任せっきりなんです。これまではこの措置制度の中ではいろいろ市では対応してきたのですけれども、そういう制度もなくて事業者任せで、事業者に施設入所を拒まれればもう入れない状況になっております。

そして今、現状として短期入所でさえ緊急で入れない方が続出しています。特に冬季間の、冬の寒い間、やっぱり施設に入る人が増加してきております、短期入所で。そしてまたこれからさくらんぼの収穫時期に入りますけれども、こういう時期にも施設は満杯になって入所できない、そういうことが今の実態であります。ですから、緊急に対策をもう少し行政として相談窓口を確保して、入所の相談窓口として確保してもらいたい。この点について市長の見解をもう一度お伺いいたします。

それから、白岩の特養の建設の問題でありますけれども、なかなか今の国の動向が見えない中で非常に大変な状況と聞いております。しかし、なるべく早く建設しないと国の算出標準がどんどん今引き下げられているんですね。今現在で 3.2%となっていますけれども、これを国はまださらに引き下げて施設をふやさない方向で計画しているようですので、ぜひとも17年度に採択できるように全力で頑張っていただきたいと思います。

それからもう一つ、緊急対応について市長にお伺いしますけれども、この介護保険導入時から専用回線を使って施設の利用状況などいろいろネットで、ワムネットというんですけれども、こういうサービスがずっと行われてきたのでした。しかし、この利用について余り芳しくなく、この利用状況を見ますと、日本で8カ所、8県で実施しているだけで、山形県としてはこういうデータに入力されているのはほとんどない状況です。これ、施設で入所状況、空き状況、短期入所の利用状況、全部データとしてインターネットで今は掲載されているんですけれども、出ているんですけれども、これをやはり行政が事業者に対して指導して、こういうものを積極的に住民に知らせるような方法をとるべきだと思っております。当初は各事業所でも入力してやっていたのですけれども、今、施設が満床の状態でやはりマンネリ化しているので、こういう入力がほとんどされていないのが現状だと思います。

私もインターネットでいろいろ検索してみると、長野県が非常にこのワムネットに対しては積極的に事業 展開されております。やはりどこの施設があいているかすぐさま見えるんですね。ですから、緊急で入所し ようとするとどこがあいているか検索するとだれでも情報を受けて、ああ、ここがあいているんだというこ とですぐ電話で確認すれば入所できるようなシステムになっているんですね。

ですから、本来はこれ日本全国共通の施設ですから、どこにも入所できるような状況につくったはずだと 思うんです、厚生省は。それをやはり施設任せでなく、事業者任せでなく行政としてこういう指導もして、 住民に情報を提供するようなシステムにつくっていただきたいと思います。

それから、ホテルコストについて、今、白岩に建設されようとしている特養は全室個室型となっておりますけれども、実際に4万円から5万円払ってここに入所しようと、これまでの利用料を含めると約10万円近くの費用がかかるわけです。こうした施設が白岩に出て果たして入居できる方何人いるか、ちょっと難しい条件になるのではないかなと思います。

せっかく50床もあって、特殊な高額所得者のような人しか入所できないような制度であってはならないと

思っております。ですから、これに対してやはり2分の1補助とか、特別な枠を設けていかなければ公平性に欠けるのではないかと私は思います。今後ともこういう施設に対してまだ建設されようとしている段階でありますけれども、今後ホテルコストについて具体的な検討をしていかなければならないと思っておりますので、今後ともこの問題については低所得者が入れるような条件づくりを検討していただくようお願いしたいと思います。

それから、教育委員長にお伺いしますけれども、やはり特認校をするというときには、地域では田代・幸生地区で学校が廃止されるのではないかという不安からいろいろ地元で話し合って、留学制度とかいろいろな制度があれば幸生にもそういう転校生を迎え入れれば、学校も継続して持続できるような方法を地元でも喜んで歓迎していたのですけれども、結果的に2年間が経過した中でゼロということは非常に今住民はがっかりしております。

そして、地元ではどうすればこの学校に来てくれるのか、教育委員会はどういう寒河江市の学区に対して指導をやっているのかとか、成功した例などはないのか調べてほしいということでいろいろ話ありまして今回こうした問題を取り上げたのですけれども、やはり地元の意識としては地域の活性化のためにいろいる今、教育委員長から話ありましたけれども、学校と地域と共同でいろいろな事業を取り組んだりして頑張っております。ですから、特徴を出すために努力しているんですけれども、その努力が何だか身が入らないような今の特認校制度でありますけれども、これ、やはり課題は、教育委員会としていろいろ課題についてどういう課題があるのか調査しているのか具体的に説明がなかったわけですけれども、多分私思うには、通学のための交通手段が一番ネックだと思います。

あと通学中のトラブル、あとPTAの活動とか、いろいろもろもろ出てくるわけですけれども、やはり、 こういう課題解決に今まで特認校制度を活用して、入学者、転学者を受け入れているところがかなり出てき ているんですね。そういう実態を教育委員会としてつかんでいるのかどうか。

私、ちょっと思ったんですけれども、千葉県の野田市では児童数の4割を超える入学者を迎えております。この千葉県の野田市はかなり特徴的なことをやっております。少人数であっても、先ほど学童保育所の問題ありましたけれども、五、六人でも学童保育をやったり、あるいは土曜日にはサタデースクール、そういう学校で特別な授業をして児童を受け入れているとか、非常にユニークな取り組みもやっています。

ですから、こうした地域、各自治体の状況などを確認した上で、もう少し先進地のこういういいところを 職員を派遣して調査をさせ、この辺を17年度向けに実施していく一つの課題解決のために進めてもらいた い、調査研究をするような方式をとってもらいたいなと思いますけれども、その辺について教育委員長の見 解を伺いたいと思います。第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 緊急者の対応ということで、行政側として二、三ベッド確保できるようなことは考えられないかと、こういうようなことでございますが、検討委員会で順位を決定されまして、待機している者との整合性や、それから入所に当たりましての施設としての責任も伴うというようなことから、本人の意思や身体状況、感染症の有無の確認等最低限必要な手続、それから費用負担なども伴うわけでございます。いろいろあるわけでございますので、現実的には困難ではなかろうかなと、このように思っております。

それから、窓口の話も出ました。冠婚葬祭などのためいつもの介護者が不在になるということで不安がるという場合も出てくるわけでございますけれども、本人が介護認定を受けている方でございましたならば、あらかじめケアマネージャー、介護支援専門員に自分の希望や心身の状況など家庭の状況に合ったところの介護サービス計画を作成してもらうというようなことで、ケアマネージャーとのかかわりを持っておくということも必要だろうし、当事者といたしましてもそのような事態を想定しまして、日ごろから親族とも連携をとっておくことが大切なのではなかろうかなと、このように思っております。

それから、ワムネットでございますか、そういうことでいつでも施設の状況がわかるようなことの情報というものを流しておいてはどうかということでございます。それからもう一つには、新しく建設されるであるうところの白岩の特養に対しましても低所得者の枠をとってはどうかというようなことでございますけれども、これらにつきましては事業所の方にこういう質問があった、こういう御提案があったというようなことを伝えておきたいと、このように思っております。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉順一教育委員長 特認校制度については、やっぱり田代とそれから幸生の大自然を生かしたものを、そういうふうな教育活動を行っているわけですが、それをやっぱり理解してもらう、そういう価値観を持った人を受け入れるということで、それをこれから今後ともPRをしていく以外にないのではないかというふうに思っております。

なお、人を派遣して他校のうまくいっている例などを調査してはどうかというふうな御質問ですが、私の見た範囲内では北海道の何学校だったか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、スキーの専門家を養成しているような特認校がございます。ここではやっぱり将来スキーの選手になるというふうな生徒が相当入っているようでございます。それ以外ではなかなか大変なようですが、私の方では、先ほど言いましたように、そういう今のことを理解してもらう、そしてそういう人が出た場合にはそれを受け入れるということ以外にはないのではないかというふうに思っております。

なお、具体的な人をやってやるというふうなことに関しては、これからの研究課題とさせていただきたいと思います。なお、他校の成功例や何かについての具体的なことに関しては、担当課長の方からお答えいたします。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 では、県内の状況について申しあげます。

県内の方は全部で11校特認制度がございます。山形市、天童市、上山市、山辺町、それから八幡町と寒河 江市というふうになっております。成功している例といわれますと、これ今後詳細について調べていきたい と思いますが、山形第一小のみ非常に人数が、13名ほどいるとは聞いておりますが、そのほかについては非常に困難な状況になっているという状況を今のところ聞いております。今後詳細について実態を調べて検討していきたいと思います。以上です。 佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 緊急者の受け入れについては非常に困難な問題はあるんですけれども、現実的に今介護を受ける人がたらい回しになっているような状況であります。家庭によってはいろいろな家族関係や友人、知人を頼ってこの介護の施設探しに躍起になっている状況もあります。せっかく老人ホームに入所しても、そして途中で骨折して3カ月病院に入ったために戻れない、そうしたらどうするのかと、完治して戻れないとなればどうするのかと、これやっぱり家族挙げてこういう問題に取り組んでいる状況です。ですから、いろいろな情報をやはり市民、介護者本人よりも家族関係に知らせるために、いろいろな情報網を使えるような状況にしていってもらいたいと思います。

それとホテルコストについては、事業者に伝えておくばかりでなくて、寒河江市として何らかの、この施設ができれば対応せざるを得ない状況になるかと思いますので、その辺について今後検討をしていただきたいと思います。

あと特認校について、特にいろいろな課題はありますけれども、成功しているところ、県内にはないかも しれませんけれども相当出てきているんです。宣伝、広報活動だけでは十分でないと思います。各児童にチ ラシを配って理解されるような問題ではないと思います。やはりこうした取り組みをやっているところの特 徴ある学校に何らかの形で、研修ではないですけれども、交流事業なども進めていけば、教育委員長が言う 自然のよさとか、そういうのは確かにわかってくると思いますけれども、親子でそういうところに行けばあ る程度、こういう環境で特認校では、こういう学校に行けばこういう楽しみのある教育が受けられるんだと いうことが判断できると思うんです。

単なるチラシ配って市報に出したからそれで済む問題ではないと思いますので、今後やはり、さっきも言いましたけれども、先進地の地域に対して職員が行ってどういう実践をしているのか具体的に調査して、ここらの失敗している例ばかりではなくていいところを見てきて、まずね、大体人の集まるようなところを見てきているいろ課題解決していただきたいと思いますけれども、それに私も行きます。

それに、結局今の条件としては交通手段が一番だと思います。ですから、今、スクールバス、高松まで出しますけれども、これをさらに延伸というか、寒河江あたりまで延伸すればそういう可能性もあるのかどうか、それらも試行錯誤することも私は必要だと思います。ですから、特に言ったように、地域との交流をもう少し学校として特徴ある学校に行って交流するような条件づくりをやってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号11番、12番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について順次質問いたしますので、市長並びに<u>監査委員の率直な答</u> 弁を期待をするものであります。

通告番号11、病院問題について、市立病院の医師確保策とそれに伴う交際費支出に関してお伺いいたします。

寒河江市立病院の医師確保策については、これまでも再三にわたって論議してきました。市立病院の場合、山形大学からの医師派遣を基本として組まれており、市長、病院長を先頭に、当局においても山形大学との信頼関係をつくり上げるために大変な苦労と努力をなされていることは評価をするものであります。しかし、県内の自治体病院における医師不足は、これまでの慢性的な不足に加え新人医師の研修制度の強化でさらに深刻になっています。

このように医師の絶対数が不足する中で、各病院が奪い合うような状況になっています。白鷹町立病院では、山大から派遣されていた産婦人科常勤医師の派遣打ち切りで、健診も出産も不可能との新聞報道がありましたが、まさに病院の存亡にかかわる状態となっているところも生じているのであります。

したがって、各病院とも医師確保のために信頼関係を築くためと称して、教授や医局に気に入られるように法的にぎりぎりの対応が余儀なくされているように見えてなりません。寒河江市でも医師確保に向け大変な努力を続けていますが、私は現在の対応の一部を見直す必要があると思うのであります。

その一つは、もっと科学的に対応すべきだと思います。山大に派遣可能な医師が各科ごとに何人いるかわからない中で、義理や人情だけで要請するのではなく、山形大学から現在派遣されている医師及び派遣可能な医師の数を具体的に明らかにしていただき、その上で派遣先が決められるようにすべきだと思います。そして、そこには県民全体のこと、全県的な地域医療の視点も加味されるべきだと思います。もちろんこういったことは寒河江市だけでやれるものではなく、県行政の果たすべき役割が大きいとは思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

県内の医師不足を解消するために、県医療対策協議会が発足されたと報道されています。多くの県民から 実効ある成果が期待をされています。佐藤市長もこの協議会の構成メンバーと伺っています。そこで、抱負 も含めて市長の御所見をお伺いたします。

二つには、派遣医師を迎える側の対応の問題だと思います。ぜひ行って働いてみたいと言われる病院にすることです。そういう意味では、第4次振興計画に示され、土地の先行取得もしている寒河江市立病院の整備計画が合併との関係などもあり先送りされていることは逆効果になっているのではないかと思われます。したがって、早急に具体化すべきと思いますが、今後の見通しも含め市長の見解をお伺いいたします。

次に、新聞報道なったさくらんぼ贈答について伺います。

この記事の中に「医師が足りない以上泥臭い努力は続けなくてはならない。黙っていて医師が来るならそうしている。さくらんぼの贈答は今後も続けるつもり」、また「市民の健康を預かる以上信頼関係を強めるのは当たり前。さくらんぼも市としてお世話になっているから公金からの支出だが、市民の理解は得られていると思う」との当局の談話が載っており、昨日の答弁でも市長は同じ発言をなされています。

このことについて、市民の間でもさまざまな意見があることは承知をしています。また、この種の国民世論も二分していたが、公費支出に批判が強まり、公務員の綱紀粛正や倫理面の確立などで受ける側の規制も進み、現在はやめる方向に向かっています。以前は、寒河江市でも国の補助事業の採択を受けるにはつながりが必要として中央省庁へのさくらんぼの贈答がなされていたわけでありますが、現在は行われていませ

 h_{\circ}

そこで、2点についてお伺いいたします。

一つは、暗に見返りを期待し、官が官に公費で贈答することの是非について、市長並びに監査委員の見解をお伺いたします。

二つには、さくらんぼの贈答をこれまで続けているわけですが、医師確保に効果があったと判断されているのか市長の見解をお伺いいたします。

次に、山形大学医学部にかかわる寄附金問題について市長に3点お伺いいたします。

- 一つは、問題となった寄附の事実経過と再発防止策をどのように考えておられるのかという点です。
- 二つには、寄附金の要請を受けた平成15年9月17日付文書には、OB会が建設し完成後に山形大学に寄贈をする旨の記載の有無及び同趣旨の説明の有無についてです。

そして三つには、地方財政再建促進特別措置法に抵触するおそれがあるとのことですが、具体的にはどの 行為が問題になるのかお伺いたします。

次に、監査委員に2点お伺いしたします。

一つは、寄附問題について、監査委員が行う例月出納検査ではチェックできず、山大側からの申し出で初めて法に触れるおそれがある支出であることが判明したと言われていますが、行政側の未然防止策及び伝票で確認する例月出納検査段階でチェックを可能にするにはどうすべきと考えておられるのかお伺いいたします。

二つには、山形大学医学部教授や医局との懇談会や懇親会などの会食に交際費や食糧費からの支出がこれまであったのかどうか。あっても別に問題ないとした場合、その判断の基準はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、通告番号12、市町合併についてお伺いいたします。

1日に開催された市議会全員協議会に、市長より寒河江市・西川町・朝日町の任意合併協議会が5月29日に解散した旨の報告がありました。それによると、両町では昨年12月に決定した合併協定素案と新市建設計画案について町民への説明を実施し、その後にアンケートを実施した結果、両町とも反対が賛成を大きく上回ったことから、それぞれ合併を断念することが決定したために任意協議会の解散に至ったこと、寒河江市としては今後一層の行財政改革を進めていかなければならないということでありました。両町のアンケート結果は住民の意思であり、真摯に受けとめ尊重されるべきで、両町の判断は極めて適切で妥当なものと私は思います。

ところが、新聞報道で寒河江市長と議長が疑問を呈したとの記事に私は半信半疑でいましたが、昨日の質問への答弁を聞いて正直唖然といたしました。私たちはこの間合併の是非は住民の意思を尊重し決定することが重要であるとして住民投票や住民アンケートの実施を求めてきました。しかし、市長は、市民から選ばれた市議会の議決を得て進めるので、住民投票や住民アンケートをとる考えはないとして寒河江市では実施しませんでした。確かに制度上は住民の意向調査の必要はなく、議会の決定を得れば進められることになっています。しかし、自己決定、自己責任が求められる分権の時代に、50年、100年後の市の骨格を決めると言われる大事な市町合併に、市民の意思が反映される機会を与えないというのは時代錯誤との指摘は免れないのではないかと思うのであります。

一方、住民への説明、座談会や町民アンケートを実施した両町では、合併協定素案や新市建設計画案を町民に示し直接町民とひざを交えて議論を重ねたことは、今後のまちづくりを行う上でも非常に有意義であったと言われています。まさに自己決定、自己責任を果たす住民参加の実践活動であります。これが今の時代に求められている姿ではないでしょうか。したがって、こういった一般的な取り組みが実施されない寒河江市の姿は、両町民にとっては特異な体質と受け入れられなかったことはないのか反省すべきと思うのであります。

そこで、1市2町の任意合併協議会が解散に至った原因と反省について、改めて任意協議会の会長であった市長の見解をお伺いたします。

次に、第5次振興計画の策定についてお伺いいたします。

私は、行政の空白は許されないとの立場から、合併の取り組みと並行して第5次振興計画の策定作業を求めてきました。合併が破談した今、早急に第5次振興計画の策定に着手すべきと思います。第4次振興計画策定のときは20歳以上の男女3,000人を対象としたアンケートの実施、また座談会も各層別に4回、地域別座談会が9回実施されています。さらに市議会に対しても全員協議会が2回と庁内プロジェクトメンバーの研修会が2回実施されています。そして、諮問を受けた振興審議会は6回開催され、その部会が16回の開催の中でまとめられているのであります。

そこで、今回の第5次振興計画の作成に当たっての手法及びスケジュールについてどのように考えておられるのかお伺いたします。

次に、個人情報保護条例の制定について伺います。

この必要性については、これまで何回となく申しあげてきましたので繰り返しませんが、準備されている 条例の内容と制定時期についてお伺いをいたしまして第1問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時03分

再 開 午前11時20分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、市立病院の医師の問題でございます。

病院の勤務医師の確保というものは、全国的な医師の地域偏在、特に地方におけるところの医師不足や、そのことに起因する名義貸しその他の課題などから、昨今特に社会的関心が高まった問題でもあるわけでございます。地域医療の担い手である市立病院におきましても、医療従事者確保、中でも診療体制の牽引車である医師確保は重要な課題であり、これまで種々取り組みを行ってきたところでございます。

昭和48年に山形大学医学部が創設され、平成に入るころからは主に同医学部関係部局からほぼ安定的に医師の派遣等をお願いできることとなり、今日の市立病院の診療体制が形成されることとなりました。この間、同医学部関係部局に赴くなど多くのチャンス、機会をとらえ、市立病院のその時々の診療実績、経営状況や課題などをお伝えするとともに、医師派遣やさまざまな御指導をお願いしてきたところでございます。このような活動、交流の積み重ねにより、市立病院の状況等を御認識いただく中で、医師派遣を初めとする多くの御支援をいただいてきたことを御理解いただきたいと思います。

また、市立病院の設備や診療体制の充実というものは、市民の医療ニーズにこたえる上で不可欠であり、 医師にとっての魅力ある病院づくりという点からも重要でございます。こういう考え方から、平成4年に160ベッドに規模を拡大するとともに、今日までMRIを初めとする各種医療機器の導入やオーダリングシステムなどの医療情報システムの構築など診療水準向上を目指した取り組みを進めてきたところでございます。

今後におきましても、同様の観点から、可能な限り施設面や診療機能向上のための体制整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、医師の絶対数が不足している本県の今日の状況下におきましては、大学医学部が供給できる人数に限りがあり、県内の病院は押しなべて医師不足傾向に苦慮する中、市立病院もなかなか十分な医師の確保に至らない現状も事実でございます。

大学医学部におきましては、人材養成や教育機能、研究機能、附属病院での診療機能、また、地域から期待される人材供給機能など多面的な社会的要請にこたえなければならず、これらを限られた人数で賄うことということは、特に本県の場合はなかなか難しいことであろうかと思っております。

医師確保の問題は、医療機関個々の努力とは別に、今申しあげましたように、医師の地域偏在による地域的医師不足を解消しなければ解決できない面がございます。国では昨年11月に厚生労働省、総務省、文部科学省によるところの地域医療に関する関係省庁連絡会議を設立いたしまして、同会議により医師確保推進策が検討され、本年2月に幾つかの方針が示されました。

また、これらを受けまして、県では県内病院への医師の定着化促進のため幾つかの事業を新たに予算化し、本年4月には医療対策協議会を設立し、本県における医師確保を目指した活動が開始されたところでございます。御案内のように、この協議会には私も県の市長会会長としましてメンバーに加わっておりますが、全県的な取り組みが特に重要なことはこれまでも強く認識しておりましたので、医師確保のための有効な対策確立に向け積極的に活動したいと思っているところでございます。

次に、市立病院のさくらんぼ贈答についてお答え申しあげます。

昨日の一般質問の中でも答弁申しあげたとおり、市立病院にとって山形大学医学部は身近な頼れる存在であり、日ごろ大変お世話になり良好な連携を築き上げてきたところでありますので、寒河江の特産物であるしゅんのさくらんぼを贈り味わっていただきましたが、交際費の支出としては妥当であり、市民の方々の御理解も得られるものと考えておるところでございます。これまでのさくらんぼ贈答の交際費の支出は、通常

直接的な見返りを期待して行われるものでなく、日ごろの交流や信頼関係を確かめ、深め、ひいては市民の 健康づくり、医療向上につながっていることに感謝を申しあげて行ってきたものでございます。

次に、山形大学医学部創立30周年記念事業にかかわる寄附金についてでございますが、昭和48年9月に開学した山形大学医学部が平成15年8月で創立30周年を迎えたことから、同学部の同窓生で構成する山形大学医学部創立30周年記念事業後援会が、創立30周年記念事業を企画し、後援会から市立病院に平成15年9月に同事業に対する寄附の依頼がありました。

趣意書に記載された事業内容は、仮称医学部会館の建設、国際交流事業としての外国人研究者などの受け入れ、研究者等の海外派遣の実施などでございます。記念事業は人材育成や本県の医療レベル向上等に有意義なもので、後援会も国の機関ではなく任意の団体であったことから、地方財政再建促進特別措置法上も問題ないとの判断から、平成15年10月23日に寄附金として市立病院事業会計から10万円の支出となったものでございます。

しかしその後、平成16年、ことし3月1日、後援会から院長あての文書で、会館は大学敷地内に建設され、結果として国への寄附と同じ意味であると、同義である旨の連絡をいただきましたので、関係機関の見解を含め改めて検討したところ、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項に抵触するおそれが高いとの市立病院内での結論に至り、市立病院から文書で返還をお願いした次第でございます。この要請は後援会から了承され、平成16年3月30日に寄附金返還を受けたものが一連の経過でございます。

このたびの件は、当初の確認不足や配慮の及ばなかった面などから、関係者に御迷惑をおかけする結果となりましたことについておわび申しあげたいと思います。今後このような事態を招かぬよう病院を指導したところでございます。

次に、合併の関連の問題でございます。

まず、1市2町の合併がならなかった理由についてでございますが、このことにつきましては先日の議会全員協議会や昨日の石川議員の質問で申しあげましたように、西川町と朝日町とも1市2町の合併に関するアンケートを実施し、その結果とそれぞれの議会の意見を踏まえて、法定協議会への移行を断念すると判断したことによるものでございます。任意合併協議会は、そもそも全会一致の決定を原則とすることを最初の協議会で決定して協議を進めたものでございます。西川町と朝日町の町長も含め計8回にわたる協議会での協議事項については全委員の合意によるもので、最終的に集約したのが合併協定素案と建設計画案でございます。

その内容は、2町に十分配慮されたもので、県内で最もスムーズに調整が進み、これならば住民の理解を得られるものと納得できるものをつくり上げることができたことは、他に誇れるところの協議会であっただけに、解散という結果に終わったということは、両町にとりましても当地域にとりましても非常に残念に思っているところでございます。

ただ、特に西川町において合併協議会の協議結果を町民に正しく説明されたのかと疑問に思っております。また、町長自身が8回にわたる協議にかかわり合意したものでありますので、わくわくするような夢を描けなかったとか時間が足りないなどと発言されましたが、町長はこの結果というものを一つ一つみずからが町民にきちんと説明する責任があったのではないかとも思っているところでございます。

今後の市政運営というようなことにつきましてでありますが、合併については白紙に戻ったものでありますので、今後第5次振興計画なり行財政改革大綱の策定に、早急に取り組んでいかなければならないと思っておるところでございます。

これらの協議の中で、私も自分の考えを、リーダーシップを発揮しつつ住民にきちんと伝えなければならないというようなことを特に感じておりましたし、また、自分の信ずるところに従って、現在の事態もさることながら、将来のまちづくりに対しましても、責任の持てる判断をしなければならないというようなことを改めて思ったところでございます。

それから、第5次振興計画についてのお尋ねがございました。

1市2町の任意合併協議会が解散したことから、現在の平成17年度を目途とした第4次振興計画年次が終了するため、すぐにも第5次振興計画の策定に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

その策定の手法とスケジュールの御質問でございますが、これも先日の石川議員の御質問にお答え申しあげましたように、6月1日の人事異動で企画調整課に担当職員を増員いたしまして、今月から策定作業に取りかかりたいと考えておりますが、庁内検討組織を設置する考えはあるものの、具体的な策定手法につきましてはこれから検討していくことになります。

スケジュールにつきましても、平成18年3月までには振興計画の基本構想と基本計画というものを策定しなければなりませんので、その日程を踏まえまして、振興審議会への諮問や議会で審議していただく時期などのスケジュールも速やかに決めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、個人情報保護条例の制定についてでございます。

本市におきましては、これまでも個人情報の保護に努めてきたところでありますが、国の個人情報保護法成立を受けまして、その法律の内容や国からの通達、指導などを勘案した上で新たな個人情報保護条例の制定を検討することとしておりました。御案内のとおり、国において平成15年5月30日に個人情報の保護に関する法律が制定されたところでございます。この法律においては、個人情報の保護に関しての地方自治体の責務が定められたこと、また、電算機において処理された個人情報のみが保護対象とされていたものを、紙などに記録された情報も含め行政文書に記録された個人情報のすべてが対象となったところでございます。

これらを踏まえまして、本市においても地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策として、新たな条例の制定に向けて準備を進めているところでございます。これまで事務段階において検討している条例案においては、自己情報のコントロールを図るための自己情報の開示、訂正、利用停止の各請求権や、情報収集の制限、それから目的外利用の禁止及び救済措置など、国の法律に準じた条文を盛り込む予定でございます。制定の時期としましては、来年度からの施行を目指し制定する考えでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 監査委員。

〔安孫子雅美監查委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 私に対する御質問の中で、さくらんぼ贈答、10万円の寄附金問題、あるいは懇談会の経費の支出についてお答えを申しあげます。

まず最初にさくらんぼ贈答、あるいは10万円の寄附金問題についても交際費の問題でありますので、交際費に対する監査委員の立場 あるいは監査について申しあげます。

交際費につきましても一般経費と監査の建前上は同じでありますが、法律上、形式的には監査委員の監査権が及ぶものですが、ただ、交際費の性質、すなわち交際の程度、内容等については専ら交際費の使用者において判断される面が多い点にかんがみ、その判断を尊重する取り扱いとすることが適当であって、監査委員の権限に関する自治法上の199条第1項の規定、すなわち「監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する」という条項に基づいての監査においては、その内容を監査することは一般的には適当でないという行政実例が総務省の見解として示されております。

したがいまして、交際費につきましては一般の監査においては主として経理手続についてのみ監査を行っているところであり、内容については立ち入った監査は実施しておりません。ただ、交際費についての住民 監査請求や、議長からの監査請求があった場合については、内容についても監査を行うことになっております。

また、違法性のおそれのある支出の未然防止をどうすべきと考えているかとのお尋ねでありますが、監査 委員の任務、あるいは権限としては、事後の仕事、監査でありますので、未然防止についてはお答えする立 場にないと考えております。

また、例月出納検査での伝票での確認ということでありますが、通常は依頼者の寄附依頼の写しが伝票と一緒に後ろについて回ってきておりますので確認をしております。ただ、今回のこの寄附の依頼については、先ほど市長からも経過が説明ありましたように、最終的に国への寄附については明示がなかったために違法性の確認はできなかったということであります。

さらに、山大医学部との懇談会の回数と食糧費の適正な金額の判断基準とのお尋ねでありますが、平成15年度は懇談会を2回開催し食糧費で支払っているというふうに承知しております。この際の適正な金額の判断基準につきましては、社会通念上、いわゆる社会常識に照らしてということで判断をしております。平成15年度の2回の懇談については、監査委員としては問題ないというふうに判断をいたしているところであります。以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問に答弁いただきましたので、さらに理解を深めていきたいというふうに思います。お互いに質問している部分と当局の答弁をさらに深めるという意味で2問に入らせていただきたいと思います。

それで、最初に病院の医師確保の関係でありますけれども、先ほど市長からもお話ありましたように、大変厳しい状況になっているということと努力しているということは、もちろんこれは私も認めた上で、そして先ほど市長のお話にもありましたように、山大の派遣できる医者の限りある人数の中で全県的に対応しなければならない、こういうふうなことなわけでありますけれども、これまで当局の方に聞いても「それでは山大で何人ぐらい派遣できるのか」と、このことを聞くと「わからない」と言うんですね。それであっては、もう全く雲をつかむような形でそれぞれ対応しなければならないのではないか。

したがって、もちろん毎年度違うし、先ほど市長からありましたように、大学での研究もある、教育もある、附属病院での診療治療もある、それから地域への貢献といいますか、そういうようなそれぞれがあるんだということは、これはわかります。そういう多面的なものある中で山大から派遣できる人数はどうなのか、それぞれの科ごとに何人いるのかと。これを出していただいてやっぱり派遣を決めていくというふうにしないとだめなのではないかなということで先ほどお尋ねをしたのです。

それで、こういうことを聞いても山大が教えてくれないのかどうか、ここをお尋ねしたいんです。もうこれだけ社会問題になっているわけでありますから、山大の側としても私は説明責任があるというふうに思う。したがって、聞いても教えてくれないのかどうなのか、もし教えてくれないとしたら、先ほど市長も入っている協議会などでまず率先して山大側にこういう点の改善、善処を求めるべきだというふうに思うんですが、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、病院の関係では市立病院の整備計画、これはもう第4次振興計画の中でも位置づけされているんでありますけれども、17年度まで、第4次振興計画です。そして、この間申しあげてきたら合併との問題もあるので、というふうなことで先送りされているような状況があるわけでありますけれども、市立病院の整備計画、この点について今後どうしていくのか。もちろん第4次振興計画は17年度まであるわけでありますから、この点について1問目の答弁ありませんでしたのでお聞かせをいただきたいと思います。

それから、さくらんぼの贈答の関係。市長はきのうも「妥当である」というふうなことを言われました。 社会通念上、一般常識的に許されるもので妥当であるということあったわけでありますけれども、先ほども 申しあげましたように、1問でも申しあげましたが、前は国に対しても中央省庁に対してもやっておったの ですね。それがやめてきているということ、これとの整合性の問題。

それから、確かに病院の医師というのは市民の健康に直接かかわる重要な問題だからというような部分あるのかなと、そういう判断だというふうに思うんですが、今、国自体規制があるわけで、綱紀粛正あるいは倫理規程の問題、そうしたときに山大から辞退したいような、こういう話というのはないのかなと。寒河江市ではそういうような気持ちで社会通念上許されるものだと贈っても、山大の医局や教授たちから、受ける側から「いや、せっかくだけれども」というようなことがあるのかないのか。

新聞報道などを見ますと、そのことについては大学側で取材にも応じられない、拒否しているなどというマスコミの報道を見ますと、私は素人、あるいは全く一般人としてそういうものを見たときに、山大側でも、国側でも、言葉適切でないかもしれませんけれども、ありがた迷惑しているようなことというのはないのかなというふうに、あの新聞記事からは私もちょっと心配になったのです。

したがって、そういうことがないのかどうなのかね。もちろん贈る側の気持ちは先ほどから話ありましたし、これは市民の中でも、先ほど私 1 問目でも申しあげましたが、さまざまな意見あります。しかし、世の中の流れが今どういう方向に行っているのか。そうしたとき、この辺のことについて再度お尋ねをしたいと思います。

それから、寄附金の問題については、やっぱり山大の側ではOB会としては大学に寄附、後で移管するというか、かかっていなかったと、そういうものだというふうな思いでいたという話、事務方からお聞きをしています。したがって、こっち側の受け取る側はそこに明記されていなかったからOB会のものだという、お互いの要請した側と寄附をした側の認識のずれというか、そういうことがあったのであろうなというふうに思います。

したがって、市長からは当初の確認不足があったというふうなことでの答弁あったわけでありますけれども、そうしたときにやっぱり監査委員のところに回ってきたときに、それがどっちともかかっていない場合にどうなんだというか、一言聞いてみる。そうすると病院の事務方では、それはちょっとわからないと、ならばそれは確認してみるからと、こういうことなどをもできるのではないかというふうな感じをしておりますので、ぜひこれは、答弁要りませんけれども、そういう意味の気持ちとして持っているので、今後の執行に当たっては御検討をいただきたいというふうに思います。

それから、15年度の食糧費で2回支出あったそうでありますけれども、それは社会常識的に問題ないということでありましたけれども、国の方でもう既に1人当たり幾らとか、こういうふうなことが、基準的なものを出されているのかなというふうにも思うんですが、それに対して問題ないということなんだろうというふうに思うんですが、その基準などはどうなっているのか、もしおわかりでしたらお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、市町合併の関係でありますけれども、私は1市2町の任意協議会で進めてきたものは、今、市 長からあったように白紙に戻ったわけであります。白紙に戻ったというこの現実をやっぱり受けとめる。そ して、市長がきのうから申されておりますように、これからの寒河江市は西村山の中核都市として求心力の あるまちづくりを進めてきたと。全くそう私もあるべきだというふうに思います。

そうしたときに、もう既に5月29日で任意協議会が解散をした、その後に寒河江市から見ればさまざまなことがあるにしても、西川町も朝日町もそれぞれの自治体の主張が行政責任者として、住民の意向を聞きながら結論を出したものに、逆にどうだこうだというふうに後で言うと、本当にこれから寒河江市が西村山の中核都市、あるいは先ほど市長はリーダーシップを発揮していきたいというふうに申されましたけれども、逆に不信を招きをしないかなというふうに私は率直に言って感じます。それはいろいろな見解あっていいと思うんです。そういうふうに私思うんです。私は思います。

したがって、もう終わったこと言ったってもう戻るものでもない、そして最初から全会一致制をとって全会一致で、任意協議会で合併協定素案なり新市建設計画案をまとめたのだから、それを「ほご」という言葉も使われましたけれども「ほごにした」というふうに言われました。しかし、私はどこの自治体の長であっても、任意協議会でまとめたものであっても、それが住民に話をして住民の意向を聞く、あるいは議会もそれをそれぞれの議会で了としているわけでありますから、これはよその自治体の進み方いろいろあるにしても、それに対してどうだこうだと言うのはいかがなものかと私は思うんです。

その辺が、両町の住民にとっても今後西村山全体のさまざまな事業をやっていく上でもプラスには私はならないというふうに思います。したがって、ぜひ市長には今後信頼関係をつくっていくという観点から対応方をお願いをしたいなというふうに思いますが、この点についても御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

きのうもお話ありました病院の問題、あるいは寒河江市と両町とのスタイルということで受けとめが違うというふうなお話もありました。寒河江市はどんどんやる、きのうはせっかちというふうな表現もされておりましたけれどもどんどんやる、両町はおっとりしている、こういうふうなことがあったわけでありますけ

れども、確かにそういうふうな部分はあるのではないかというふうに思うんですね。

したがって、寒河江がどんどん今進めているようなこういうさまざまな意見、住民の中にある少数意見、これらについてやっぱり大事に取り上げられているというようなことを見ていれば、今回合併の対象となった両町の住民の皆さんなどもある意味で安心感というのは得られるのではないかと。逆にさまざまな少数意見といいますが、違った意見が数だけでどんどんどんどんがんでいくことに、なかなか受け入れられない感情をお持ちになっているのではないかというふうに私は思われてなりません。ぜひこの辺についても、私ども、執行部もそうでありますけれども、私は議会人としてもこれから西村山の全体的な連携した行動をしていくためには、仕事をしていくためには必要なことではないかというふうに感じております。

次に、第5次振興計画の関係でありますけれども、これからというふうなことでありますが、きのう振興 審議会に諮問をするというお話もありました。したがって、振興審議会、もう寒河江市では条例で定まって いるわけでありますけれども、やっぱり市民の声をより多く反映をするという立場から、一部公募制を導入 すべきだというふうに思いますが、この点についての市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。も ちろん条例で制定されているわけでありますから、条例改正必要になるわけでありますが、このことについ てお聞かせをいただきたいと思います。

それから、諮問の関係でありますけれども、きのうの答弁でわかるわけでありますが、原案をつくって振興審議会に諮問をするというふうなことのようでありますけれども、やはりこの原案の策定自体も審議会の中でつくり上げるという、そうでないとこれは職員がつくったものを審議会にかけるというふうな形になるのであろうというふうに思われますので、もうよその自治体では最初の原案づくりの段階から、委員会で練り上げていくという手法をとっているところがたくさん今あるわけでありますので、ぜひそういうふうなことも御検討をいただきたい。このことについての御見解もお聞かせをいただきたいと思います。

また同時に、職員がつくって原案諮問というふうになりますと、実は18年度からの向こう10年間の振興計画になるわけでありますけれども、以前寒河江市で新第3次振興計画というのをつくったことがあります。 焼き直しをしたことがあります。今回これから第5次振興計画の策定に入るわけでありますけれども、市長の任期は来年1月であります。新第3次振興計画というのはそういう関係でつくり直したということがあったわけであります。この関係で、市長は18年以降のものをつくる、そして原案諮問をするというふうなことであれば、次期、市長はどういうふうな考えをお持ちなのか、この点についても明らかにしていただきたいと思います。

それから、個人情報保護条例の関係でありますけれども、ぜひそういう内容で来年度からスタートできるようにお願いをしたい。ただ、そこでお尋ねをしたいのでありますが、運用の問題ですね。こうなってきますと、例えばです、例えば国や県の職員との会食をやったと、そういう場合の開示のあり方です。今までだと、電算に入ったものはだめだったけれども紙に書いたものは対象外だと。

しかし、今度個人情報保護法も出て、そして条例もそれに沿ったものでつくっていくというふうになった場合に、国や県の身分だということまで明らかになるのか。あるいは役職まで明らかになるのか。氏名まで明らかにしていくのか。もう個人情報だから一切だめだというふうなことになるのか、ここは運用の部分だというふうに思うんですが、条例でするのか、規則になるのか、要綱になるのか、現在やっているものよりも低下をするようなことはあってはならないと。もちろん個人の、全く私的な個人的な情報については守るのは当然であります。しかし、先ほど申しあげました、お尋ねしているのは、公費支出の場合の関係についてはどのようにされるお考えなのか、この点をお尋ねをして第2問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後0時01分

再 開 午後1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点か第2問の質問がございました。答弁申しあげたいと思います。

まずは、医師の確保で山大との話し合い、そしてまたどのような人員数などを把握しているのかと、こういうようなことでございますけれども、山大の各科との率直な意見の話し合いをしておるわけでございますが、そして向こうの事情、あるいはこちらの事情というようなものを十分話し合いを、聞いてもらってもいるわけでございますけれども、そういう中で、こういう事情であるから寒河江につきましてはいずれ考えるとか、あるいはいつごろから派遣したいというようなことでございます。

それから、県の医療対策協議会のことでございますけれども、これはまだこの前発足しただけでございまして、これから存分に県内の医療のこと、そしてまた医師の確保の問題、市町村の公立病院等々につきましての審議がなされると、このように思っておりますし、その際にも私も十分市町村の立場からのお話を申しあげてまいろうかなと、このように思っております。

それから、病院の整備計画でございますけれども、この前の合併協定素案におきましては、高齢化とかあるいは地域の実情というものを十分考慮しながらお互い考えていきましょうと、そういうことで長期計画も速やかに策定しましょうということに取り決めたといいますか、協議が整ったわけでございますけれども、今それがない段階で、では寒河江市でどうするかということになるわけでございますけれども、十分診療圏の問題、あるいはこれからの医療のあり方、いわゆる一般病床とか療養病床とかどう取り組むかということもございますし、財政事情もこれありでございますので、前にも答弁しておりますけれども、諸条件というものを踏まえながら今後のことを考えてまいろうと、このように思っておるところでございます。

それから、さくらんぼの贈答の件でございますけれども、受け取る側の気持ちはどうなんだと、こういうようなことでございますけれども、これは私からどうのこうのとコメントできる立場にはないと思っておりまして、相手の十分配慮をしながらこれからの検討をさせてもらうということでございまして、対応してまいりたいと、こういうことでございまして、昨日の答弁と同じでございます。

それから、国との、国家公務員との整合性の問題というような話も出たわけでございますけれども、これらにつきましては、やはり国というのは今の地方分権の名のもと、いわゆる国と地方と対等の関係にあるんだというようなことで、そういう贈り物の関係というのは断ち切ろうというような状況になってきておりますので、私の方におきましてもそれらにつきましては遠慮させてもらっておりますし、やめておるということでございます。

それから、食糧費の問題でございますが、どのくらいの基準というようなことでございますけれども、国家公務員の倫理規程におきましては、通常、一般の社会的な交わりというような段階での程度を超えてはならないというような、受けてはならない、あるいはしてはならないというようなことになっておるようでございまして、特に金額というものは示されていないと、このように思っておるところでございます。

それから、任意協議会のことでございますけれども、私は、やっぱり寒河江市としては、何回も申しあげましたとおり、今後のまちづくりというものにつきましては、まず内陸地方の中核のまちづくりだと、そして求心力のあるところのまちづくりを進めていかなくてはならないと、これまでも同じでございます。なお一層そういうことが寒河江市のみならず周辺の町にとりましても、お互いの地域の発展のためにはこれは必要なことだろうと、このように思っておりますし、そういうことが寒河江市に周辺の町の方からも求められているのではなかろうかなと、こういうような気がするわけでございまして、この合併の素案なり、あるい

は建設計画が今回一応御破算になったわけではございますけれども、そういう気持ちというものは、私も、 あるいは周辺の自治体におきましてもそういう考え方というものは変わっていないだろうと、このように思 っております。

それから、リーダーシップ云々のことにつきましての話がございましたけれども、これは私、先ほども答 弁申しあげましたように、こういう任意協議会を開催し協議している中で、そしてまたその結果というもの を受けた中で特に感じたということは、やっぱり首長たるという者は、自分の考えというもの、あるいはリーダーシップというものを発揮して、そして住民にきちんと伝えなくてはならないという責務があるんだと いうことを申しあげておるわけでございます。そして、将来のまちづくりに対しましても責任のある、持て るところの判断というものを、今々の問題ではなくて将来のまちづくり、あるいは地域の発展というものに つきましてもそういう判断を下すべきだと考える、はっきり披瀝するというのがこれはリーダーシップ、首長の立場なんだと、こういうことを申しあげておるわけでございます。

それから、任意協議会の協定素案、建設計画というようなものがほごにされたというようなことに大変 云々と言っておりましたけれども、これは一応ないものになったわけではございますけれども、これはお互 いの勉強になったと思っておりますし、今後のお互いの将来のことを考える上におきましてのいい勉強になったと思いますし、あるいはこれからの計画等々を、あるいは将来をどうするかというようなことについて のベースになったなと、このように思っておるわけでございまして、これはお互い、本市もですけれども、2町におきましても生かされてくるんだろうと、このように思っております。

それから、アンケート云々というようなことがございましたけれども、やっぱり長を初め行政当局というものは、正確な情報というものを出していかなくてはならないと、こういうことだろうと思います。素案に出されたところのものを、何回も言うようですけれども、非常に両町にとりましても大変サービスの向上というようなものにつながっておるわけでございますけれども、そういうことにつきましてもやっぱり正しく公正に伝えていくところの義務があるわけでございまして、それに基づいてアンケートをとるべきでありまして、アンケート自体につきましてもやっぱり正確な判断ができるような、あるいは将来のまちづくりにとってどうなるかというようなことを、十分判断できるような情報の中でアンケートをとるべきだろうなと、このように思っております。素案にないような問題等々につきましてをいかにも内容といいますか、あるいは別の立場から答えを求めるというようなことにつきましては、私はアンケートの際には十分留意しなくてはならないことだろうと、このように思っております。

それから、寒河江の進め方といいますか、それらに対して非常にせっかちだとか何とかかんとかとお話が ございましたけれども、やっぱり任意協議会の場合につきましては、何も寒河江が、あるいは寒河江の市長 が、あるいは会長としての私が何もせっかちになったとか、あるいはどういう方向に持っていこうということでまとめて上がったものではございませんから、それだけは十分御理解して間違えないように受けとめていただかなくてはならないと、このように思っております。

何回もこれまで言ってきておりますが、みんなが合意の上で、全員が賛成ということで決めたことでございまして、そしてこの協議会を発足するときしょっぱな決めたのは、やっぱりみんなで全体の意思で、全員合意の上でやるということを協議会の会議の取りまとめの原則にしましょうと、こういうことでしているわけでございますから、何か勝手に寒河江市だけが先走りしたとか、あるいは市長がひとり歩きしたというような結果になったからこうなっているんだと、こういうようなことは全くの偏見といいますか、間違った見方でございますから改めていただきたいなと、このように思います。

それから、やっぱりこういう場合におきましては、50年、100年の中で判断しなくてはならないものでご

ざいますから、この体制というのを、あるいは将来というものを、そしてまた時代というものを十分見越してこれは対応しなくてはならないと、これはリーダーの、首長としての当然の責務でございますし、議会の議員の皆様方におきましても、こういうようなものを大事な時期に当たってそれは考えていただかなくてはならないと、このように思っています。

それから、第5次の公募の云々でございますけれども、これは現在の条例で市長が任命すると、こう書いてあるわけでございまして、どういう方々をお願いするかということでございまして、公募というような考えはこれはとらないということがはっきりしておるわけでございますので、まずは条例に基づいて公募する考えはございません。

それから、白紙委任かどうかと、丸投げでこの第5次振興計画をまとめるというようなこともどうかというようなことございましたけれども、私はやっぱり原案を示して、そして御審議をいただくというのがこれがとるべき審議方法だろうと、このように思っております。また、この審議会条例におきましても、必要なる調査あるいは審議をするということで、こういうことは原案に基づくところの諮問に応ずると、市長がこれこれでどうですかと諮問に応じていただくというのが審議会の条例で決めておるわけでございますので、白紙で丸投げするというようなことは考えてはいないところでございます。

それから、第5次振興計画に基づいて、新第3次振興計画との関連での話がございました。それから市長の任期ということの絡まりでの御質問もあったわけでございますけれども、第3次振興計画が進んでいるときに、振興計画の途中に私が就任したわけでございます。そうすれば、当然これは新しい市長として抱負がありビジョンを持っておるわけでございますから、それを市政の中に反映させるということ、私なりの考え方でやったわけでございまして、ただ、こういう5年の間の振興計画の途中ですから、3次計画というものをという、やっぱりそれは新しい市長の考え方で策定したということで「新」ということをつけたわけでございますけれども、3次振興計画ではございますけれども、全く第4次と言っても差し支えないところの振興計画の内容になっているということを御理解いただきたいと、このように思います。

そしてまた、市長の任期がすぐ切れるからどう考えるのかと、こういうことでございますが、これは次期の市長になった方で御判断いただくということでございまして、これは当たり前のことでございます。

それから、個人情報保護条例云々のことのようでございますけれども、これはまだ先ほども申しあげましたように、原案につきまして事務段階で準備に入っておるわけでございますけれども、本人にしかこれ請求権がないわけでございまして、これは自分のデータが正しく活用されているか、あるいは記録されているかということは個人に対して開示するものでございまして、これはどこまで身分とか職名とか氏名、どこまで開示するというようなことにつきましては、これからの判断、条例の規定の仕方によることというふうに考えております。

以上、何問かあったわけでございますけれども、落ちのないことかと思いますけれども、以上で終わります。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 2問目の答弁いただいたわけでありますけれども、さらに3問に入らせていただきたいと思います。

医師確保の関係については、諸条件を見て対応していきたいというふうなことでありますので、やっぱり 実効あるように、そしてさまざまな、後々に問題のないようなことをも十分配慮してやっていただきたいと いうふうに思います。

それから、さくらんぼの贈答の関係についても、相手のことも配慮しながらというふうなことでありますし、それから、国の中央省庁との関係では、市長が今2問目で答弁されたように、そういうふうな理由でもうやっていない。それと山大も国立の病院でありますし、そことの関係もそういった意味で問題のないように配慮すべきだというふうに思います。相手の立場がどうだかというのはもちろん相手いなければわからないということでありますけれども、そういうふうなことのないように、今何でこういうことがマスコミに問題になるのかということをとらえても、やっぱり世の中が全体的にそういうふうな形になっている、そういう流れになっているということを踏まえて対応していただきたいということを申しあげておきます。

その関係で、先ほど倫理規程で金額は一般的な常識的なものというふうなことでいいんだと。だとすれば 国にだってそれと同じようなことを今までやっていたわけですから、何もそっちやめる必要はないという逆 の論理になるわけでありますから、ぜひ後々に引き続き問題になるようなことのないように十分配慮をして 対応していただきたい、このように申しあげておきたいと思います。

それから合併の問題。確かに任意協議会で全会一致で決めてそれが破談になったというふうなことでは、 責任者であった、会長であった市長としては極めて残念だというふうに思うのはもちろん理解しています。 しかし、だからといって西川町や朝日町が決定したことについては、私は謙虚に受けとめるべきだというふうに思うんです。

そして、アンケートの仕方が合併しないという結論が出るように誘導したというような、アンケートの設問の仕方がそういうふうなこともあったわけでありますけれども、それはアンケートの実施についてはそれぞれの自治体が対応したことです。任意協議会の中でアンケートの実施の仕方、設問についても一致をしてやって確認をしたものを一部の自治体が破ったとか何かであれば、それは任意協議会としての指摘というのもあり得るかもしれませんけれども、それはそれぞれの自治体が独自に対応されたことであって、任意協議会で決定したものが結果的に違う結論がそれぞれの自治体の中で導き出されたとしても、これは任意協議会を構成する自治体自体が認めざるを得ないのではと、認めるべきだという私の見解なんです。

したがって、その後その問題についてもとやかく、やっぱり反省すべき点というような形であるのでないかということはわかりますけれども、そこを強調して言っていくと、後々の西村山が一つの信頼関係の中で今後の事業をやっていく上では私はまずいのではないかなというふうに率直に思うんです。寒河江市の市民の一人として市長にはそういう対応をしないでほしいなというふうに私は思うんです。それは違う見解の人もいらっしゃるということもわかります。そういうことが朝日町や西川町の町民にも伝わっていく中で寒河江が逆に信頼されるのではないかと私は思うんです。それはこれに違う見解の人がいらっしゃるかもしれません。私はそういうふうに思うんです。したがって、市長にそのことについて申しあげたわけであります。

任意協議会で決定したことが、全会一致で決定したことが後に変わってはならないというふうなことであれば、最初から法定協議会でもいいわけですし、そういうことも、任意協議会の中で違うことも結論的に導き出されるということは許されることだというふうに私は思うんです。したがって、何回も申しあげますが

そういうことであります。

あと市長が、一方的に市長だけが、あるいは寒河江市だけがしたなどということ、私は毛頭思っていません。全会一致で決まったというふうなことももちろん、ただ、きのうの質問の中でも寒河江の市民の形というか、スタイルというか、町のスタイルと違うというふうな発言がありましたので、そのことを私は申しあげたのであって、一方的に決めたとか何かというふうには思っていませんので、改めてくださいというふうに市長から言われましたけれども、そんなこと毛頭思っていませんので、全会一致で決まったということは当然そのように認識をしていますので、改めて先ほどの市長の私に対する指摘は撤回をしていただきたいということを申しあげておきます。

あと情報公開の.....。

佐竹敬一議長 川越議員、あと3分の時間です。

川越孝男議員 情報公開の関係については、今後の条例下の中でそういうふうな部分ができてくるということでありますので、どんどん情報の公開度が落ちていくようなことのないよう、もちろん先ほども申しあげましたが、個人のプライバシーについては守らなければならないのは当然でありますけれども、公費の支出や何かの関係については、十分今の世の流れに逆行することのないように特段の御配慮をお願いをして3問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 残り時間で一言だけ申しあげたいと思っておりますが、私は今回の任意協議会の進めてきた、あるいは結果的に法定協議会に移行にならなかったということでございますけれども、十分に話し合った、特に首長間での話し合いというふうなことを率直に、腹を割って話し合いをしたということは、いささかもこれまでの信頼関係が揺らぐというようなことは一つも私はないと思っております。御懸念なくお願い申しあげたいと思いますし、特に西川の町長さんからなどは「いや、寒河江市長には大変御苦労をかけた」と、「ありがとうございました」と、そういう謝意とねぎらいの言葉を何回となくちょうだいしているようなことでございます。

ただ、せっかくあのようにみんなでまとめたものが、本当に町民に正しく伝わっていなかったか、そういう中での判断がなされたのかなということを思うとき甚だ残念でございますと、こういうことでございまして、寒河江市のみならず地域の発展のため、そしてまた、特に2町に配慮された素案でありましたし、建設計画であったわけでございますので、その辺は酌み取れてくだされば住民の判断というようなものは、どうだったのかということを甚だ残念に思っていると、こういうことでございます。

髙橋勝文議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号13番、14番について、12番髙橋勝文議員。

〔12番 髙橋勝文議員 登壇〕

髙橋勝文議員 通告ナンバー13番、14番につきまして市長にお伺いをいたします。質問は簡潔にいたしますので、市長の前向きな答弁をまずもってお願いいたします。

まず最初に、寒河江市の行政改革につきましてであります。

小泉首相が誕生して、はや3年になろうとしております。就任以来、首尾一貫して骨太の方針を土台として、三位一体の改革のもと行財政改革が断行推進されてまいりました。しかしながら、三位一体は名ばかりのようで、国庫補助金の廃止や縮減、さらには地方交付金や臨時財政対策債の大幅な削減、税源移譲は涙ほどで、真の三位一体にはほど遠い結果となっている現状であります。

本市の平成16年度一般会計の当初予算につきましても、それらの結果が見られるようであります。私も議員になってから10年ほどなりますけれども、本年度の予算額は 134億 3,000万円ということで、見たことないような本年度の予算額でありました。地方にできるものは地方にということで、地方分権とよしき言葉がさまざまなところで言われておりますが、全国約3,100の自治体の大宗は悲鳴を上げておるのが実態ではなかろうかと思っております。いずれの自治体も泣き言だけでは問題解決にはならないということで、行政改革に官民挙げて取り組んでいる、汗を流していることは御案内のとおりであります。

1市2町の市町合併も5月27日で不成就の結論が出ました。私は「不成就」という言葉を使います。合併を機会としてスケールメリットを出して、行財政改革に取り組むことも合併の不成就により風前のともしびとなりました。

そこで3点質問をいたします。

まず第1点、任意合併協議会で策定された合併協定素案、1市2町の合併のためのものと理解はいたしますが、今後本市において、中でも合併協定素案の一番右に書かれておりますところの調整の具体的内容について、今後生かしていくつもりなのかまず第1点。

それから2点目、行政・財政改革が緊急の課題となっている昨今、明年度に向け行政改革推進委員会に対し今後どのような事項を提案するおつもりなのかお伺いをいたします。

3点目、広く市民に行財政改革を理解していただくことも肝要と私は判断いたします。今後具体的に、どのようにそれらを取り組まれるのかお伺いをいたします。

次に、納税意識の高揚につきましてお伺いをいたします。

来る6月27日に公布される参院選を目前に、国政は国民年金の未納問題で揺れに揺れております。きょう、やっとのことで国民年金法の改正が本日参議院本会議で決着を見るような状況でありますけれども、なかなか予断を許さないようであります。

今、都市化されたまちほど悩みの種は、地方自治体の歳入の根幹をなす市税、町税などが年々歳々収納率が低下している実態であります。当市の平成14年度の決算額におきましても、御案内のとおり、住民税にしかり、固定資産税にしかり、歳入未済額が増加している実態であります。さらに、市税だけでなく下水道、国保、さらには介護保険に至るまで総体的申しあげれば、すべてについて収納率の低下傾向にあり、歯どめがきかない状況であるようであります。

そこでお伺いをいたしますけれども、まず第1点、納税意識の高揚を図るために、周知戦略を見直し検討すべきではないかということであります。これについてまず第1点お伺いします。

2点目、納税組合は当市において 200団体ほどあると言われております。市としてどのような位置づけに とらえているのかお伺いをいたします。

これで私の第1問を終わります。簡潔明瞭であります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 素案を、今後の市政に生かすかということでございます。

先ほども、きのうも答弁申しあげましたけれども、寒河江市、西川町、朝日町任意合併協議会が解散という結果に終わったということは、非常に残念に思っているところでございます。

その合併協定素案でございますが、これは合併後の新しい市の姿を描いたものであったわけでございます。昨年7月1日に寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会が設立されたわけでございますが、7月18日には第1回の1市2町の関係課長からなるところの専門部会、あるいは分科会の合同会議が開催されたわけでございました。各市町の現状と課題というものを把握し、合併後の状況というものを見据えるための専門部会であり、分科会であったわけでございます。各分科会に分かれ、延べにして106回に及ぶ分科会を開催し、それぞれの立場で調整、検討されました。

合併協議会において、これをもとに集約し、まとめたのが合併協定素案でございまして、1市2町にとってはほとんどが現行以上のサービスが提供できるよう調整した内容となっております。この合併協定素案は、建設計画案も含めまして1市2町の将来像となっておりますが、特に建設計画案の策定に当たりましては、1市2町の枠組みとはいえ、まちづくりの方向は西村山全体を見据えてとらえたというところでありました。

その内容については、解散ということで白紙に戻るわけでございますけれども、今後の市政のあり方を考えるとき、本市が西村山中核都市としての位置づけは変わるものではないところでございます。このことから、西村山全体をとらえた広域的な視点に立ったまちづくりという意味で、今後の市政に建設計画案は生かされていくものと、このように思っております。

それから、行財政改革のことでございますが、今、財政はこれまで経験したことのない非常に厳しい状況となっておりまして、地方交付税及び補助金の削減、さらには税源移譲を行うという三位一体の改革については現在その工程が非常に不透明の中にありまして、本年度から実施されてきたわけでございますけれども、御指摘のとおりかなと思っております。

合併を断念せざるを得ないという結果になった以上、本市といたしましては独自の道を歩むわけでございますが、こうした状況の中で、先日5月27日に市長を本部長としたところの行財政改革推進本部というものを開催したところでございます。

今日の状況の中で、まさに自己決定・自己責任による行財政運営が求められている中でございますので、真に必要な事業の選択や市民との協働による事業展開を図るには、これまでの行政改革以上に財政と一体となった改革に取り組む必要があることから、これまでの寒河江市行政改革推進本部設置要綱及び寒河江市行政改革推進本部設置要綱について、行政改革と財政改革を一体的なものとして行財政改革と改めたところでございます。

また、新たに6月1日には寒河江市行財政改革検討委員会というものを設置したところでございます。検討委員会には部会を設け、主査、係長を中心に具体的な事業について費用対効果などを含めた評価を行うなど、突っ込んだ内容で論議する仕組みを組織したところでございます。今月6月14日は検討委員会を始動させ、当面8月中旬ころまでに来年度の事業をもにらんだ、すべての事務事業の見直し作業を進めようと考えているところであります。また、行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する寒河江市行財政改革推進委員会に、今年度行財政改革大綱について諮問してまいりたいと考えているところでございます。

それから、こういう改革を実施する、あるいは計画を策定するということになりました場合の、具体的な市民に対する取り組みというようなお尋ねでございますが、市報を活用しながら周知を図ってまいるとともに、各種団体の会合においても機会あるごとに行財政改革の一端を述べ、市民の御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

また、国の三位一体の改革により財政状況が極めて厳しくなっており、今後新たな負担をお願いしなければならない状況にあることや、現在の水準のサービス提供を見直さなければならない状況にあることをも、

市民から十分に御理解いただく必要もありますので、状況によっては御寺情報提供に努めていかなければならないと思っているところでございます。

次に、納税の問題でございまして、市税は寒河江市の主要な財政基盤でございます。市の活動にとって極めて重要な市税を確実に収納していくことが必要でございます。これには納税義務者の理解と協力を得るとともに、課税並びに収納業務に対しましては適正と公平性に努めているところでございます。自主財源であるところの市税確保のために、納税意識の向上のための啓発や納税相談を実施し、あわせて納税貯蓄組合の育成を図り、納税義務者の意識喚起、納税思想の高揚に努めるとともに、日常的な収納業務を強化し、市税等収納率向上対策強化月間を設定するなど、収納率の向上に努めてきたところでございます。

御案内のように、近年の日本経済は、景気の低迷と金融システムの不安などから、戦後経験したことのないようなデフレ不況による経済的に非常に厳しい状況にあります。本市においても市税を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあり、滞納額は増加傾向にありますが、13市の決算を見てみますと、寒河江市の収納率は上位に位置しており、市民の納税に対する意識は高いのではないかと思っております。

それで、納税貯蓄組合のことになりますが、税金は納税義務者が自主的に納めていただく自主納税を基本としており、平成9年度から市税等の納付手続の簡素化、納税義務者の利便を図るために口座振替制度を実施しておりまして、この16年3月末では納税義務者の約52%の方が口座振替を利用していただいておるわけでございます。今後ともこの振替制度の利用促進というものを図るとともに、市報やチラシによるところの市税等納期案内、休日・夜間の戸別徴収による納税相談などの充実を図りながら、なお一層の納税意識の高揚の啓発のために努めていきたいと考えておるわけでございます。

また、関連しますところの貯蓄組合でございますけれども、昭和26年に制定された納税貯蓄組合法に基づきまして、現在、御指摘のように 200組合が設立されておりまして、組合員世帯数は 6,577世帯でございます。各納税貯蓄組合は町会単位に組織されておりまして、税金の滞納や納め忘れを防ぐなどを目的としまして、組合長が組合員の市税等の代納や納税知識の普及啓蒙などの活動によりまして、市税等の納付率の向上や納税意識の高揚に貢献し、一定の役割を担ってきたものと考えております。

しかし、社会的、経済的状況が大きく変化し、勤め人の方々が多くなるにつれまして、代納ではなく納税 貯蓄組合員自身が直接納付する自主納付が主流を占める状況に変わってきております。そしてまた、平成9 年からは納税者の利便を図るため口座振替制度というものを設けておりまして、15年5月末では納税義務者 の51.2%の方々が利用していただいておる状況にあります。納税貯蓄組合員についても63.1%の方が利用されております。

これからのあり方になりますが、今年度からは、個人情報保護などの観点から、納税貯蓄組合員に対する納税通知書の交付につきましても、すべて郵送により実施しておるわけでございます。このように個人のプライバシー保護の観点から、自主納税の拡大、それから口座振替の普及など納税貯蓄組合を取り巻くところの環境が大きく変化していると思っております。ですから、この納税貯蓄組合という組織についても検討する時期に来ているのではないかなと、このように思っております。

これまで貯蓄組合に対しまして、事務費の費用を補うため交付してまいりました事務費交付金について も、廃止の方向で検討する時期に来ているというふうに考えておるわけでございまして、納税貯蓄組合においても十分考えていただく時期に来ているのではなかろうかなと、こういうふうに思っております。

いずれにしましても、納税意識の高揚、そして納税に対するところの口座振替、あるいは納税貯蓄組合というものも非常に変わってきている段階にありますので、時期に合ったところの対応というものをこれからも進めてまいらなくてはならないと、かように思っておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 髙橋勝文議員。

髙橋勝文議員 答弁ありがとうございました。

まず、行政改革につきまして、要望になると思いますけれども、一つ私の話を聞いてもらいたいと、こう 思っております。

今回の合併協定素案、16年度の予算などを比較し、さらに今回定例議会で議事などを見ますと、合併しないうちから、ということは平成16年度の予算から合併協定素案の中での具体的内容、これらが本年度から生かされていると、このように見ています。

その一つは、個人市民税、昨年までは均等割 2,000円でありました。ところが本年から 3,000円と、調整の具体的内容では 2,500円と、このようなことが平成16年から 3,000円と。そして二つ目 が高齢者支援、高齢者の生活支援の寝具類等のサービス事業年3回を2回、そして家族介護支援の高齢者家 族介護支援事業10万円は本年度で廃止ということで、先んじて行革を、行財政改革を私はやっているのかな ということで、先ほど市長が行財政改革を、平成16年度から行政改革だけでなくて行財政改革も含んで今後 検討するというような答弁だったようでありますけれども、なかなかその辺一歩先んじて取り組んでいるんだと、このように私は理解をしております。

平成16年度の市政の運営の要旨の中で、市長は、行財政改革を積極的に推し進め、市民の要望負託にできる限りこたえられるよう鋭意取り組んでまいりたいと、このように申されました。実は、山形県の高齢社会総合対策推進本部の資料、冊子によりますと、2007年、寒河江市の高齢化率は44市町村中41番目になるそうです。44市町村のうち41番目。よって、高齢化率が下から4番目くらいということです。一番高齢化率の高いところは2007年は立川町と松山町、33.6%になると。寒河江は2007年度は23.9%ということで、一番が天童、そして逆に4番目が寒河江と、このようになってくる中でありますけれども、高齢化率は毎年毎年進むということは見逃すことはできないということであります。

少子高齢化対策、そして市長は教育費は必ずかかるんだと、これは増大するんだと、このような話を常々言っております。今回の定例議会の中での一般質問で、税源移譲などさまざま出ておりますけれども、御案内のように、国と地方の税源移譲なんていうのは 100年戦争と同じようなことなんだというような話も耳に聞きます。今回の議会でも意見書ということで真の三位一体の改革の意見書、これらも会派代表者会議等を経て、各会派で検討して今議会に出すような一つの流れになっております。

そこの中で、先ほど市長は、今後行財政改革推進会議の本部をつくっていって推進会議を開くんだと、このような話で、今後とも行財政改革に取り組む意向は私も理解できますけれども、ただ、一言だけ、二、三点申しあげます。一言の中でも二、三点です。

寒河江は今まで元気だということで、元気の印が寒河江なんだということで、各市町村からうらやましく 見られてきたことも私は事実だと思っています。よって、この元気さだけは絶対なくすことないような中で の行財政改革に取り組んでもらいたいと。そういうことであれば私ももろ手を挙げて共鳴し、頑張っていき たいと、このように思っております。

そして、今後、行財政の推進委員会が開催されるという場合の中で、これは諮問機関だと思いますけれども、委員会の中には大宗が民の人間だと思っています。行政現場で蓄積された専門知識の有用性を否定するような意見、私は委員会で出てくると思っています。さらに期待をします。そういうようなものを今後、諮問機関でありますけれども、委員のそのような意見を必ず取り入れてもらいたいと。そのように取り入れることによって、4万4,000市民が行財政改革は行政も市民も、先ほど市長言ったように、協働作業なんだな

と、このように私は理解すると思っております。諮問機関であると思いますけれども、委員の意見、民の意 見は慎重に尊重してもらいたいと。そのようにしませんと、本当の官民の行財政改革、協働作業にはならな いと、このように私思っております。

例えば、行財政改革推進本部につきましては、これは官の方ですると。そして推進委員会は民だと。原案は本部の方ですると、これは官だと。諮問をする、受けるのは委員会だと、これは民だというときに、必ず本部の見解の方は専門知識、これらが非常に強く私は出ると、このように判断しますので、よって、否定するような意見については尊重してもらいたいと、このようにお願いする中であります。

そして、今日までの経過ですと、平成8年に大綱が出て、10年から12年、13年から15年ということで実施ということで出ています。それで、議員の中でも行政改革の委員になっている議員があります。聞くところによりますと、1回もその会議に出席したことがない、このように聞いております。私に間違いあったら失礼します。会議ないと思っています。

私は、年1回ぐらい、例えば今後16年から何力年するかわかりませんけれども、年1回ぐらいは行財政改革の進捗状況、そしてこういう悩みあってなかなか改革されないんだなという一つの素直な部分をも露呈した中での委員会、これらを私は年1回ぐらい希望したいということであります。

佐竹敬一議長 髙橋議員、ひとつ簡潔にお願いします。

髙橋勝文議員 簡潔に言います。

佐竹敬一議長 少し内容を、質問するところの内容を短く、わかりやすくお願いします。

髙橋勝文議員 そして、スピンコントロールなんていう言葉があります。これについては過般の山新の方に も出ておりましたので、行財政改革につきましてはこのスピンコントロールあたりをうまく市長から使って もらいたいと、このように思っております。今のは要望です。要望ですから答えは要りません。

次に、納税意識の高揚であります。

先ほどの市長の答弁からいくと、もう少し変わった答弁出てくるのかなと期待しておったのです。しかしながら、今までと同じような、決算委員会と同じような答弁だったので、もう少し私は、確かに13市の中では上位の方にランクされていると思います。決算委員会でもそのような答弁を聞いています。しかしながら、市税で1億7,400万円、下水道で1,600万円、国民健康保険で1億4,900万円、介護保険で200万円、これが14年度決算の未済額です。要するに過年度未収金。

租税本来の機能は、公共サービスの供給に要する財源の調達、納税は国民の義務、これはもちろんでありますけれども、自治体は公共サービスの供給を図る施設そして機関であるとするならば、それに足りる財源確保、納税等の徴収率を、収納率を高める義務もあるんだと、このように私は理解します。

そういうときに、今日までとってきた単なる周知戦略、例えば市税、住民税、それから固定資産税などは制裁、制止戦略はないわけです。例えば国民健康保険ならば何らかの制止とか制裁戦略があると。ところが市民税などは何もない。何もないから出さなくとも寒河江市民として寒河江に住むことができると。まじめにまともに汗をかいて納税しているという方から言わせれば、全く不公平極まりないと、このように私は判断します。納めて当たり前なことを納めないということについては、これは国民の義務を不履行しているんだから、それだけで私は事済まないだろうと、このように思っています。

例えば、工業団地の造成です。そしてみずき団地の造成、何で行政でやるのかというと、安定性のある税源確保という部分で私はそういう事業も取り組んでいると、税金というのは普遍性とか伸長性とか安定性を求めて課税すると。固定資産税の徴収、これを大きくすれば毎年安定性があると、世の中の変動差ないんだから。そういう部分で片方で頑張っていて、税収入るように頑張っていて、片方で納めない方を野放し状態

では、私は頑張っている寒河江佐藤市長の気持ち、もう少しみんなで買ってくれるような税の収納率の向上 も図るべきであろうと、このように思うんです。

私は、私だけ思っているわけでないと思うんだけれども、税務課の職員も大変だと思っています。例えば 夜間推進ということで頑張っていることも私見ています。今から戸別訪問してお金もらいに行くんだと、大変だなと、まず一服でも飲んでいけということで激励のお茶一服を差し出したことも正直あります。その中で頑張っていることあると思いますけれども、今までのような周知方法で、PRで、今後、今国民年金も6 割しか納めていないという現実。税金もだんだんだんだん都市化すれば都市化するほど私は収納率は下がると、このように推測します。なるべく歯どめきく時点で、ある程度の改善策をやっていかないと何ともならない事態にもなりかねないということであります。

この前の新聞で、5月27日でありますけれども、山形税務署によりますと、納税者所得は4年ぶりに増加しましたけれども、納税額は7年連続前年割れと、このような新聞記事も出ておりました。よって、所得税が減るということは住民税も寒河江市では減ると、このように連動するわけです。だんだん税収も少なくなる中で、収納率を今のままだったらもっともっと総体的に歳入が少なくなるであろうということであります。

もう1回市長の、収納率の向上と、それから納税組合について、もう少し前向きの答弁を期待したいなということであります。2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは行財政改革でございますが、先ほどは、また、きのうからもお話し申しあげたよう に、行政改革、財政の分野も考慮に入れたところの行政改革、これは当然でございますけれども、今度はは っきりと一体となっての改革推進本部というものを立ち上げてまいろうと、こう思っております。

御案内のように、国と地方の中での財政構造というようなものが云々されている今、時代でございまして、特に三位一体というのが華々しく議論されておるわけでございますので、非常に先行き不透明でございまして、財政というもの、基盤というものがどうなるのかということに対しては非常に見えていないという中で、やはりうちにあっては行財政改革というものを徹底して進めていかなくてはならないと、そういうことでの行財政基盤というものを確立していく、基盤づくりをしていくということだろうと、このように思っております。

また、議員が御指摘なったように、あるいは憂慮をされておるように、行財政改革を進めていたことによりまして、いわゆる今までの寒河江の元気さが沈滞するというようなことのないように、あるいはまた活気がそげるというようなことのないようにということは十分これは心して、配慮していかなくてはならないと、このように思っておるわけでございます。

ですけれども、いろいろな分野で寒河江市の経済状況といいますか、あるいは公の経済状況といいますか、予算状況、そういうものは何につけても市民に直結して、響いてくるわけでございますから、その辺のところは十分話を申しあげて、協力していただくところは協力してもらう、あるいはお願いするところはお願いして、そして市民も受けとめていただくというようなことを、やっぱり全員挙げて取り組んでいかなくてはならないと、こう思っております。何も行財政改革は行政だけの問題ではございませんでして、市長だけの問題ではございませんから、市民挙げて取り組まなくてはならないという御認識を、これをちょうだいしなくてはならないというところだろうと、このように思っております。

それから、十分民間の意見を取り上げてと、審議会の審議過程におきましてもそれを考慮しなさいというようなことのお話がございますけれども、これは当然でございまして、ですからこそ審議会を開いて御意見を賜って、それを反映するということになるわけでございますので、それは存分に多くの御意見をいただいて、出してもらいたいと、このように思っておるところでございます。

それから、審議会の開催の件でございますけれども、これちょっと私今条例持っておりませんから何ですけれども、これは行財政改革大綱というものを決める、策定する際に審議会を開くということであって、その後の進行過程というようなものを御議論いただくとか、あるいはチェックしていただくというようなことについては規定がなかったような気がするわけでございまして、これはちょっと今条例も持っておりませんので正確な答弁にはならない場合もあるかと思いますけれども、私の記憶ではそうでございます。

それから、納税の問題でございますけれども、納めない方が得をすると、正直者がばかを見るというようなことになっては納税というものはだめだと、義務だというようなことを徹底しなくてはならない。あるいは、それが形の上であらわれてこなければならないというような御指摘はもっともだと思っておりますが、いわゆる税を納めたこと、それが自分の身に降りかかってこういうまちをつくっているんだというふうな意識というもの、意識づけというようなものは、これは重要なことだろうと、このように思っておりますが、ただ単に納税に協力してください、納期限はいつですかと、こういうことだけではなくて、そういう税の使い道、あるいは税が自分のところに還元されてくると、こういうようなことにつきましても、市民の方々からも十分目を光らせていただきたいものだと思いますし、市といたしましてもいかに税金を使っているか、

あるいは税というものが大切なものかというようなことを、こういう時代になればなるほど十分お互い意識 した納税対策というものに進んでいかなくてはならないと、このように思っておるところでございます。

ですけれども、何か特効薬、即効薬というようなものはないのかというような御指摘もあったわけでございますけれども、さらにいろいろ手を尽くしたりしておるわけでございますけれども、難しいといえば本当に難しいだろうと思っておりまして、納税者の意識に訴えるということ、あるいは今申しあげたように目に見える形での、意識を奮い立たせるようなものに持っていくというようなことにならなければ、しなければならないなと、このように思っておるわけでございます。十分いろいろ手だてを、知恵を働かせていこうと思っておりますので、なお一層議員の方からも御意見を賜ればと、このように思っておるところでございます。以上です。

平成16年6月第2回定例会

佐竹敬一議長 髙橋勝文議員。

髙橋勝文議員 収納率の向上につきまして、一つ特段いろいろなアイデアを出してもらって、上昇を図るように希望して終わります。

散 会 午後2時16分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会します。 大変御苦労さまでございました。

平成16年6月7日(月曜日)第2回定例会

					平	成 1	6年6	5月7日	(F	目曜	日)第2	2 回定例	引会	
111000	¥므 <i>(</i>	- 2 0	<i>5</i> 7 \												
出席請										_					
	1番	셛		竹	敬	_	議員		2番	-	佐	藤		毅	議員
3	3番	明	自河	田	俊	•	議員		4番	Ĭ	楳	津	博	士	議員
(6番	松	7	田		孝	議員		7番	Ē	猪	倉	謙太	郎	議員
8	8番	石	ī	Ш	忠	義	議員		9番	Ī	鈴	木	賢	也	議員
1 (3番	춝	ŧ	木	春	吉	議員	1	1番	Ē	柏	倉	信	_	議員
1 2	2番	髙	5	橋	勝	文	議員	1	3霍	Ē	伊	藤	忠	男	議員
1 4	4番	髙	5	橋	秀	治	議員	1	5番	Ē	松	田	伸	_	議員
1 (6番	셛	Ē	藤	暘	子	議員	1	7番	Ī	Ш	越	孝	男	議員
1 8	8番	内	3	藤		明	議員	1	9番	Ě	那	須		稔	議員
2 (0番	這	Ę	藤	聖	作	議員	2	1番	Ě	新	宮	征	_	議員
欠席議員(1名)															
į	5番	3	そ 孫	子	市争	美夫	議員								
説明のため出席した者の職氏名															
佐	藤	誠	六	市			長	:	荒	木		恒	助		役
安	系子	勝	_	収)	\	役		大	泉	愼	_	教 育	委 員	長
cto			-		学管理				-15	_		N4 L	曲业工		_
奥	山	幸	助士	委	7 5		長		武	田田田		浩	農業委		
芳	賀	友	幸	庶品	務	課	長		鹿	間	/7±1	康	企画部		
秋	場	/7±	元	財	政	課	長		宇	野	健	雄	税務		長
斎	藤	健	_	市	民	課	長		有) •	洋	_	生活環		
浦	Щ	邦	憲	±	木	課	長		柏	倉	隆	夫	都市計	十画	長
犬	餇	_	好	化 推	・緑進	・せせ 課	りさ 長		佐	藤		昭	下 水	道課	長
木	村	正	之	農	林	課	長		兼	子	善	男	商工額		
尾	形	清	_	地	域 振	興課	長		石	Ш	忠	則	健康福	晶祉 謂	長
真	木	憲	_	会	計	課	長		安	彦		守	水道事		
				_											-

菊地宏哉 学校教育課長 鈴木英雄 社会教育課長 選挙管理委員会 石 山 忠 社会体育課長 三瓶正博 事務局長 農業委員会 事 務 局 長 安孫子 雅 美 監査委員 小 松 仁 一 事務局職員出席者 片桐久志 事 務 局 長 安食俊博 局 長 補 佐

熊 谷 英 昭 管 理 課 長

調査係長

大沼秀彦

那 須 義 行 病 院 事 務 長

庶 務 主 査

月光龍弘

議事日程第4号 第2回定例会 平成16年6月7日(月) 午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

一般質問通告書

平成16年6月7日(火)

(第2回定例会)

番号	質 問 事 項	要旨	質 問 者	答 弁 者
15	木の下土地区画整理事	活断層対策について	20番	市長
	業について	2 町の住民の同意を得られなかっ	遠藤聖作	市長
16	1市2町の合併協議の 総括について	た原因をどう見ているか		ע עוי
17		政策課題と達成目標、策定の手法		市長
	について	について		
18	行政改革について	民間委託の取り組み状況と、今後	11番	市長
19	経済対策について	の対応について 建設業界の経営力強化と、新分野 進出の支援体制について	柏倉信一	市長
20	行政一般について	寒河江市、朝日町、西川町の合併 問題とその総括について 行政改革について (イ)予算をわかりやすくするため の事業別予算の作成について	18番 内 藤 明	市長

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、6月4日に引き続き一般質問を行います。

遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号15番、16番、17番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表して、そしてまた関係する多くの市民の声を踏まえて、通告番号に従って、市長 に以下質問いたします。

まず、通告番号15番木の下土地区画整理事業について質問をいたします。

とりわけあの地域の直下に存在すると言われている山形盆地活断層とその対策について伺いたいと思います。同地域の活断層の存在は以前から指摘はされていましたけれども、2002年5月8日、政府の地震調査委員会は山形盆地でマグニチュード7.8程度の直下型地震が発生する可能性が高いと発表をいたしました。昔になりますけれども、関東大震災がマグニチュード7.9であります。1995年の阪神淡路大震災がマグニチュード7.2ですので、予想される山形盆地の直下型地震は極めて大きな地震と言えます。マグニチュードが0.23元ると、エネルギーはその2倍になると言われていますので、山形盆地活断層が動けば最大で阪神淡路大震災の約8倍のエネルギーが放出されることになります。

残念なことではありますけれども、現在の科学水準では、地震の発生は防ぐことはできません。しかし、 発生直前の予知も含めまして、被害を最小限に食いとめることは現代の科学技術ではできるのであります。 無論そのことによってまちづくりや宅地開発ができないなどということではなくて、積極的な活断層対策が なされるならば、恐れずに取り組んでいくことは可能であります。

この木の下土地区画整理事業は、西根小学校通学路でもある石持宝線から柴橋・日田線まで南北約 1,100 メートル。区域内に都市計画道路落衣島線と下釜山岸線の2路線を取り込み、開発総面積16.7へクタール。 計画宅地数は、みずき団地の 1.8倍に当たる 310区画、計画人口 1,100人というものであります。

いわゆる山形盆地活断層は、この計画地域内の西側の直下を南北に平行して走っているのであります。しかも木の下地域はもとは湿地帯で、軟弱地盤が広範囲にわたって存在していることがわかっています。

そこで、市長に以下伺います。

第1に、優良宅地の創設と都市計画道路の建設を目的に実施される、この区画整理事業の成功のためには、活断層対策と軟弱地盤対策は避けて通れない課題だと考えますが、どのような対策を考えているか伺いたいと思います。

第2に、新しいまちが出現するわけでありますが、この地域の防災対策はどのようなことを考えているか、あわせて伺いたいと思います。

次に、通告番号16番について伺います。

この問題では、今議会では既に3名の同僚議員が一般質問で取り上げています。そのこと自体、市民の関心の高さと事態の重大性を示していると思います。なるたけ重複を避けて伺いたいと思っていますが、余り例のないことでありますので、御理解を願いたいと思います。

既に、5月29日の任意協議会で確認されたとおり、今回の1市2町による合併特例法の期限内での合併は 実現しませんでした。この任意協の解散という事態を受けて、以下質問をいたします。

佐藤市長は、朝日、西川町の住民が合併に否定的な結論を出したその理由をどう見ているのか伺いたいと思います。佐藤市長は、今になって2町の首長、朝日、西川の町長が枠組みが問題だったとか、合併によってワクワクするような未来像を描き切れなかったということを言っていると。ところが、任意協では合併協定素案は全会一致で了解しているのであって、何を今さらそんなことを言うのかといわんばかりの批判をしています。

ところが、この点では任意協の設立時から合併の協議と並行して自立の道も検討する。また、最終的な判断は住民の賛否の結果を受けて決定をするというのが両町のスタンスだったのであります。そのことは寒河江市側も承知の上で合併協議を進めてきたのではないかということであります。さらに、住民座談会などでの説明の仕方が悪いとか、アンケートのとり方がおかしいとかなどと批判をしています。これは両町住民と当局の合併問題への、あるいは自立を目指す取り組みへの真剣な対応に対する批判ともとられかねません。

このことについては、逆に西川と朝日の双方の町民の間からは、自分たちは集落座談会を何度も実施したり、真剣に議論を積み重ねてきて、最終的にはアンケートの調査もやったと。なのに、寒河江市は市民に対する説明会や意識調査もやらなかったではないかという批判が出されていて、この点で寒河江市の取り組みはどうだったのか。任意協の解散という今日の事態を受けての市長の見解を伺いたいと思います。

私は以前も申しあげましたけれども、自治体の合併はいろんな事情のもとではあり得るし、そのこと自体は否定しておりません。しかし、その場合の必要な条件は、相互の信頼関係の醸成ということが不可欠なことだと考えています。その点で今回の合併劇の動機からして問題が多かったのではないかと考えます。それは政府の財政危機のツケを地方自治体に転嫁するそのことを主な理由として、全国で展開された今回の合併劇。したがって、各地で大きな摩擦と政府に対する批判と反発を引き起こしていることは市長も御承知のことと思います。

率直に言わせてもらえば、住民の心をつかむことよりも政府の方だけを向いて、専ら財政が大変なことになるという危機感をあおって進めてきた合併協議だったのではないか、ということであります。まして今回の場合、1市2町の首長や議長が任意協議会の場で幾ら議論をして合意したとしても、必ずしもそれが住民に支持されるとは限らないということを示したいい例であります。そこから何を学ぶかは大変大切なことであり、この点で市長はどういう教訓を得たのか伺いたいと思います。

それと関連して、対等合併といいながら、佐藤市長の合併に対する姿勢についても伺いたいと思います。 西村山の中核都市として合併を推進するその責任が寒河江市にはあるという佐藤市長が繰り返し行った発言が2町の住民に与えたインパクトは小さくありません。合併という複雑で困難な問題や課題はその一言ではクリアできないのであります。国や県の当局には受けがいいかもしれませんけれども、文化や歴史、経済など個々の異なった事情を抱える2町の住民は相当複雑な心境だったのではないでしょうか。いわゆる中核都市を標榜する寒河江市に実質的に吸収されるのではないかと、危機感を持った二つの町の経済人や町民も少なくないと聞いています。寒河江市のトップにある人がそこに思いが至らない限り、いつまでたっても円満な合併は実現しないかもしれません。

いずれにしろ、2町とも当面は自立してまちづくりに進むことを決めたのですから、今後は誤りのない行政運営に大変な努力が求められていると思います。その覚悟はあるだろうし、腹は据わっているのかなとも思います。そうした二つの町に対して、合併問題のてんまつについて市長は重箱の隅をつっつくようなことは言わずに、謙虚に受けとめるべきだと思います。むしろ今後、西村山地域の発展のために自治体間の協力・共同の関係、信頼関係の構築をどう進めるのかということに目を向けるべきだということを申しあげたいと思います。

次に、通告番号17番、第5次振興計画の策定について伺いたいと思います。いわゆる自立の道を進まなければならないのは寒河江市も同じであります。寒河江市も財政的にも深刻な事態にあることは二つの町に劣らずの状態であることは承知のことだと思います。全国の自治体の中では寒河江市は、比較すれば小規模自治体の中に入るのであって、朝日、西川をどうのこうのと言っていられないのであります。住民の声を総結集して今後10年間の寒河江市の進むべき道筋を策定するべきであります。

このテーマでもさきに同僚議員の質問がありましたので、1点だけ伺いたいと思います。振興審議会での 審議や市のプロジェクトの計画策定に先立って、市民各層、各分野からの徹底した意見の聴取が必要と考え ます。また、市民の行政に望むものがどこにあるのかをつかむためにも、可能な限り数多くの住民座談会や 多くの市民を対象にした意識調査を実施すべきだと考えます。この計画の有無について伺います。 以上で第1問を終わります。市長の誠実な答弁を求めるものであります。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、木の下土地区画整理の関係でございます。

御案内のとおり、本年2月15日の設立総会によりまして正式に組合が立ち上げられまして、その後3月末の第2回総会におきまして平成16年度の事業及び予算が可決され、4月1日には事務所をJAさがえ西村山西根支所の2階に構え、早速仮換地の準備作業としての路線測量、道路詳細設計などの委託業務を発注するなど、順調に進められております。

市といたしましては、今年度から区画整理担当の体制を拡充し、積極的に支援しているところでございます。

また、かねてから地区に出店希望のありましたスーパー等4社から、詳細な出店内容のヒアリングを実施し、組合員に対し、その内容の説明と換地後の土地利用の意向調査について地区座談会が先月末に行われ、保留地処分の好条件となるスーパー等の商業施設の出店について検討されているようでございます。

御質問の当区画整理事業における活断層対策でございますが、御案内のように、活断層については、平成14年6月議会でも答弁したとおり、今後30年以内に山形盆地断層帯全体が一つとなって活動した場合、マグニチュード7.8程度の地震が0~7%の確率で発生する可能性があると国の地震調査委員会が予測していることはお話のとおりでございます。本市では県主催の説明会のほか、市単独で5カ所において説明会を開催するとともに、防災ハンドブックを全戸に配布いたしまして、市民の防災意識の高揚を図っているところでございます。

木の下地区が活断層の真上にあるということでございますが、山形県活断層調査委員会の委員長である山形大学教授によりますと、活断層の位置については、あくまでも地形を見て推定されたものであり、確定はできないとのことでございます。地震ともなれば、木の下地区のみならず市内全域、県内など広大な区域に及ぶものであり、防災上の観点からも道路や公園を整備し、緊急避難道路や避難場所の確保など、防災機能の強化を図る必要があると考えております。市の防災計画の中でも地震に強いまちづくりを図るため、区画整理事業等による道路や公園などの都市施設の整備によりまして、安全な市街地形成を図るとしているところでございます。

それで、土地区画整理事業において整備する道路につきましては、区画整理地内に縦横に配置されるとともに、既成市街地とのアクセス道もありますので、区画整理地内のみならず既成市街地の避難通路及び防火帯にもなるものでございますし、公園については、2カ所設置されることになっており、双方の避難場所となるものでございます。

また、2カ所の公園内には耐震性の防火水槽が設置されることになっております。

それから、また地震時の飲料水の確保について、現在、市の水道事業の第4次拡張事業の中で、災害の緊急時におけるところの給水拠点を確保するため、配水池の増設と地震による緊急遮断弁などの設置を行っておりまして、また配水管につきましても石綿管を解消し、衝撃等に強いところのダクタイル鋳鉄管に更新するなど、安定供給が図れるよう積極的に整備するところでございます。

それから、軟弱地盤に対しての対応ということになろうかと思いますが、区画整理事業というものは道路、公園と一体となった宅地造成でございますので、道路の建設、それから建築物を建てる場合の地盤について検討し、対処する必要がございます。現在の事業計画は、地盤改良や減歩率についての意向調査の結果を踏まえまして、検討作成され、組合の総会において決定されたものでございます。

その中での地盤対策でございますが、都市計画道路と保留地につきましては、比較的汎用性の高い圧密工法により支持力を高める方法としておりまして、また一般住宅につきましては、現地盤から40センチメートルの掘削置換工法で実施する計画となっております。これまでの地震調査につきましては、あくまでも実施

計画を策定するに当たり現状把握のために実施したものでございますので、地盤対策工法を再検討するため、今年度に土質試験などを委託しまして、地盤解析を行い、都市計画道路、それから保留地、そのほか一般宅地、それから区画道路についても実情に合った最適な工法を決定していく計画でございます。

それから、合併についての何点が御質問がございました。順を追って答えたいと思います。

まず、私が何を今さらそんなことを言うのかと、批判するのはなぜかというような御質問がありましたが、私はそのようなことを相手に対しまして言った覚えはありませんし、両町長を批判したこともございません。

解散を決定した協議会において西川町長と議長が1市2町の枠組みの問題や、それから時間が足りなかったというような趣旨の発言をなされたことに対して、私は心外だと発言したところでございます。

枠組みについてでございますが、だれもが西村山1市4町での合併を望んでいたわけでございますが、御案内のとおり、それは現実的に不可能ということで、1市2町の枠組みで協議することになったものを、今になってその枠組みを否定するというようなことは、任意協議会そのものを否定するというようなことになるわけでございますし、また17年3月を目指すことで合意してきたものでございまして、いずれの時期にか合併を考えなければならないというのも心外だなということを発言したところでございます。

また、新市の構想についても首長自身が協議に参加し、合意した内容を不十分だったのかというような発言をすることは、これも協議会における協議を否定するというようなことになりまして、協議会の会長としてそういうことを言われるのは心外であると発言したところでございます。

それから、自立の道も検討するという両町のスタンスについて市長も了承していたのではないかと、こういうことでございますが、任意協議会はそもそも昨年2月28日の西村山1市4町の首長会議におきまして、1市2町の枠組みで平成17年3月末まで合併するということを目指しまして協議を進めることを確認し、立ち上げた協議会でございます。

その後、両町が独自で自立の道、すなわち合併しない場合の姿を作成することとしたことは知っておりました。町の問題ですから、合併しない場合の姿を作成することを私が了承するとかしないとかの問題ではないと思っております。

それから、アンケートのとり方が悪いというようなことを言っているのはおかしいのではないかというような御質問でございますけれども、西川町におきまして任意協議会で調整された内容というものを町民が十分理解できるような説明がなされたのか、またアンケートにつきましてもきちんと判断できる設問の設定であったのかという思いがするということを申しあげておるわけでございまして、それを又聞きしての御質問のようでございますが、私は実際に座談会の説明を聞いたものではありませんので、説明についての批判のしようがございません。ただ、座談会の説明資料とアンケート用紙を見る機会がありましたので、それを見ての感想を申しあげただけでございます。

つまり、座談会の説明資料には合併協議会で調整した内容を否定するかのような町のコメントが記載されておるわけでございます。住民がサービスがよくなるのも合併当初だけであると誤解するのではないかと思うような内容になっております。また、アンケート用紙には実現不可能な1市4町の枠組みの記載がございまして、町民が戸惑うのではないかなと思うような設問の設定がございます。議員も座談会の説明資料やアンケートを見るならば、同様の感想を持つのではないかなと、こう思っております。

協議会におきましてもそこに参加し、頑張ってきた委員、あるいは職員の真剣な取り組みに対して、協議 会の会長として疑問の残ることは真っすぐ述べることが私の責務であると思います。

それから、座談会やアンケートについての寒河江市の取り組みはどうだったのかというような御質問でございますが、これも前にお答え申しあげておりますので、本市は両町と立場が違うものでございまして、そのことは市民も理解していただいていると思っております。そのためにアンケートなどの取り組みをする必要はなかったところでございました。

それから、信頼関係ということとか、住民の心をつかむ必要があるというようなこと、政府だけの方を見るなというような御指摘のようでございますが、御質問のようでございますけれども、任意合併協議会の協議においても協議の結果、まとめた協定素案や新市建設計画案の内容も、さらには事務レベルでの事務事業の調整の場におきましても、両町を気遣い、両町に十分配慮されているところでございまして、このことが任意協議会の解散を決定した際に、両町長から私に対しまして謝意の言葉となってあらわれたのでありまして、1市2町がお互いの信頼関係を持って合併の協議に当たってきたことを物語るものかなと、こう思っております。

それから、住民の心というようなことでございますけれども、合併協定素案と建設計画案は1市2町の住民が納得できる内容になるよう努めてきたところでございまして、そのことによりサービスの内容がほとんど現行以上となるように調整されたところでございます。建設計画案につきましても財政シミュレーションを行いまして、実現可能な内容を示したところでありますし、さらに協議会の協議内容を逐一情報提供するなど、住民が合併に納得していただけるよう努めてきたところでございます。

誠心誠意、この合併については、住民の皆さんにわかりやすく、広報等を通じまして説明してまいったものと思っておりますが、結果的には協議内容を両町がどう説明したのか、素直にいって疑問が残り、結果として残念であったと申しあげているのでございます。

また、政府の方だけ向いているというようなことでございますけれども、あるいはそういう発言がございましたけれども、前にもそのようなことで質問をされておりますけれども、一貫して私は新時代の要請でございまして、自己決定、自己責任においてみずから地方の都市というものを切り開いていかなければならないということを基本において、今日の合併という大きな行政課題に対応してきたものでございます。したがって、住民軽視だとか、そちらの方ばかり向いているというように言われるような次第はないところでございます。

それから、中核都市の問題、それを市長が申しあげたから、両町では複雑な心境ではなかったかというようなお尋ねがございましたけれども、私は近年住民の活動範囲というものは行政区域を越えて飛躍的に広域化しておりまして、また少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化、高度化、広域化する行政課題への的確な対応が求められていることから、市町村合併は避けて通れないものであると申しあげてきました。そして、合併は歴史的なつながりや通勤、通学などの日常生活圏を考慮しなければならないことから、西村山という日常生活圏での合併が望ましい姿とも申しあげてきたところでございます。

人口の集積、都市的機能、官公庁・公共的施設の集積などからいいまして、本市が西村山の中核都市であることは疑いのないとところでございまして、しかし中核である本市が同意しなければ西村山の合併が前に進まないというのは明らかだと思われます。西村山全体の発展を目指そうとするとき、本市が合併に反対することは許されないし、民意もそうであると考えたところでございます。

対等合併につきましては、私は本市と合併しようとする町があるのであるならば一緒にやっていこうということでありまして、西川町、朝日町が合併に向け一緒にやりたいということでありましたので、西川・朝日両町を尊重し、ともに活力のある地域づくりを進めていかなければならないと考えたところでございます。

それから、重箱の隅をつつくとか、謙虚に受けとめるべきだというような御発言もございましたけれども、議員の質問の方が重箱の隅をつつくような、しかも同じ質問を何回も繰り返していること等、隅をつついているのではなかろうかなと、こう思っているわけでございました。これまでの質問に対しましては、私はいつも真摯に答えているものでございまして、そのことを取り上げて、そう言われるのであれば、いかがなものかなと、こう思っております。

今後については、さきの質問にお答え申しあげましたように、合併が白紙に戻ったとはいえ、本市が西村山地域の中核都市であることは変わりがなく、今後のまちづくりの根幹として西村山地方全体の発展を見据

えたまちづくりに取り組み、西村山地方の中核都市として求心力のあるところのまちづくりを目指していかなければならないと考えているところでございます。

また、合併協議会が解散したからといって、両町との信頼関係や協力、共同の関係が崩れたなどということはなく、これまでどおり信頼関係や協力関係を保ちながら、西村山地域全体の発展を目指していきたいと、こう考えておるところでございます。

それから、最後の第5次振興計画の策定についてのお尋ねでございます。

既に、ほかの議員の質問でお答えしておるわけでございますが、現在平成18年度からの振興計画を策定するため、担当職員をふやし、策定作業に取りかかろうとしているところでございます。

その策定手法等につきましては、まだ白紙の状態でございます。住民座談会、意識調査と言われましたけれども、今後検討していくことになります。以上でございます。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議長 お気にさわった発言がありましたら御容赦いただきたいと思います。

活断層と区画整理の問題、あるいは軟弱地盤対策の問題について伺いたいと思います。

場所によっては3メートル近い、いわゆる軟弱地盤があそこの地域にはあるというふうな調査結果があるようであります。私は専門家ではありませんのでよくはわかりませんが、豆腐のようなものの上に固形物が乗ると、いわゆる住宅が乗るというような形になるのではないかというふうに思います。阪神大震災の教訓から震災対策としての建築規制を強化するとか、あるいは地盤の強化というのが非常に最近注目されておりまして、全国でそのような取り組みが今行われているようであります。

土壌の入れかえも、開発公社でやったみずき団地の場合は50センチの表土をはいで、それに土砂を入れまして、さらに50センチの土盛りをしたと。そして、販売をしたという、平均ですけれども、実績があります。これと比べても、先ほど市長が言われた40センチの表土はぎ取り、土の入れかえということだけではちょっと不十分なのかなというような気がします。とりわけあそこは非常にやわらかい地盤で、昔泥炭といいますか、燃料として周辺の人たちが掘り出して燃料として使ったというようなこともあるくらい、いろんないわゆる葦とか、そういうものが堆積した、そして炭化した土壌の地域でありまして、メタンガスなども噴出するというような地域でありまして、やっぱりあそこに手をかける以上は相当な配慮が必要だというふうに私は思っています。

地権者も積極的にこの区画整理事業に取り組もうとしているわけでありますから、ぜひ優良宅地の造成という観点から、市長は全面的に支援するというふうに3月議会でも答弁しておりますし、何らかの形で市としての財政的な支援も含めまして、強化する必要があるのではないかというふうな思いを持っています。

これ以上減歩をふやしてやると、土壌入れかえの財源として減歩をこれ以上ふやすなんていうことは、区 画整理事業そのものの破綻につながりますので、これはできません。それで、やっぱり行政として応分のて こ入れをする必要があるのではないかと。

それで、一つは、土質の試験をすると、改めてするというふうな話がありましたけれども、その結果次第では、やっぱり相当広範囲に土の入れかえなどが必要になってくるというふうに考えられますが、いわゆるそのこととも関連しますけれども、防災アセスメントというような観点から、ここを一つのモデルケースとして寒河江市として調査をするということが必要なのではないかと。それから、住宅を建設する場合には耐震設計の要請をやっていく必要があるのではないかと。将来、売った人と買った人との間でトラブルが起こるようなことだけは避ける必要があるというふうに私は思います。

個人の責任ということでやってしまえばそれまででありますけれども、少なくとも直下型地震の活断層はあの一帯に存在するわけでありまして、市長は真下かどうかはわからないという話でしたけれども、片側5キロ、双方合わせると10キロ程度は直下型地震が起きた場合は影響を受けるというふうなことでありまして、しかもあそこは逆断層で、高台にある方が実は低い方にのし上がっているというような状態の地域であります。そういう意味では、ほぼあそこら辺だろうというふうに地図の上でも載っていますし、推定はできるわけであります。

余り細かいことを言わずに、そもそもあの一帯は活断層の危険があるというふうな認識をする必要があるのではないかというふうに思いますので、ぜひその点を踏まえて対応の強化をお願いをしたいというふうに思います。

それから、合併問題でありますけれども、いろいろ私も言ったし、市長も言いましたが、結局合併は失敗したわけであります。この原因をしっかりと市長も私たちも受けとめて、やっぱりその背景をしっかりと踏まえるということが今後の寒河江市とその他の自治体とのいわゆる友好な関係、あるいは改めて合併が必要な場合はそちらにスムーズに移っていけるような、そういう環境づくりのためにも踏まえる必要があると。

何もああだこうだというふうに重箱の隅の話をしているわけではありませんで、そこを誤解ないように市長 は受けとめる必要があると思います。

例えば、設問。住民アンケートをとった際の設問は西川も朝日もそんなに違わないですね。選択肢、複数選択、いわゆる合併に賛成の場合、あるいは反対の場合にどういう理由で反対したか、賛成したかという設問が、朝日町と西川町のものを見てみますと、そんなに違わないです。ただ、「合併協議は守られなくなり、結局条件は悪くなる」というふうな設問が西川町はあります。あと、それ以外はほとんど同じですね。

ただ、これだって実は西川町も朝日町も既に合併をした自治体の視察などは相当数やっています。あるいは、調査もしている中でこういう現実が先行して合併した自治体の中には存在したということがあるわけであります。ですから、決して根拠のない話ではなくて、しかも協定素案によりますと、当面は施策やサービス水準が違う場合はそれぞれのサービス、あるいは寒河江市の例によるとか、いろいろありますけれども、先はどうなるかわからないというのはやっぱりお互いさまだと思うんです。そういう意味で、そういう懸念を持つとしても、それは不思議ではないということでありまして、それ自体がそんなに問題なのかなというような気はします。

要するに、合併という問題を身近な例に例えて言いますと、私と私の隣のうちがそれぞれ経済的に大変行き詰まって、これでは単独ではやっていけなくなったと。だから、共同で暮らして1軒のうちで生活をするというふうになっていく。それが自治体間の合併を個人の家庭に例えていうと、そういうことになりますけれども、実際そうなった場合でも非常にためらいや迷いが出てくるわけですね。そう簡単には共同生活にいきなり踏み込めるなんていうことはないと思います。

それが大きな規模でやられるのが自治体の合併なわけでありますけれども、特に周辺部が寂れていくのではないかとか、これは朝日町の場合一番多かったですね。そういう懸念が必ずしも座談会を経ても、朝日も西川もそれぞれ2回やっていますけれども、同じ地域で解決しなかった、あるいは払拭できなかったという事実があるわけです。それをやっぱり率直に受けとめるべきではないかというふうに私は思います。

二つの町とも職員の削減とか、学校の統廃合まで踏み込んだ思い切ったスリム化をやって、自立の道を当面は歩もうというふうになっているようでありまして、それはそれで住民が選択した道ですので、私たちはそれを率直に受けとめるしかないのではないかというふうに思います。無論、病院の問題なども同じでありまして、それぞれ大変なお荷物を抱えていくわけですけれども、少なくとも自分たちの意思で決定して、判断して、行動できるという選択肢を残したという彼らなりの満足があるのではないかというふうに思いますので、それ自体もやっぱり率直に受けとめていく必要があるのではないかというふうに思います。

一方で、西川のアンケートとか、不規則の書き込み欄などにもあるようですけれども、寒河江市は何でアンケートをとらなかったのかという声があったわけですよ、事実として。これを市長は一貫して寒河江は違うんだと、別な立場にあるんだから必要ないということで、私はこの間4回ほど議会に質問していますけれども、同じような答弁をずっと繰り返していました。それが結果的に、寒河江市長の考えはわかる、あるいは任意協議会の中での話はわかると。しかし、市民は一体何を考えているんだというふうな回答は最後までなされなかったというふうなことであります。ですから、市長はそこに思いをいたすべきだったのではないかということを言ったわけでありまして、決してこれは小さな問題ではありません。

最終的に、朝日・西川では住民が判断をした。長でもない、議長でもない、住民が合併は当面しなくてもいいという判断をしたわけでありまして、ここはやっぱり大いに教訓として学ばなければいけないと思います。しかも、枠組みが問題だったとか、ワクワクしなかったとかという問題は、批判か、あるいは心外であるかという言葉の違いはあっても、そのことに市長も当然触れていたわけでありますので、これは恐らくですけれども、清野町長なども積極的に合併を推進すべきだという立場なわけですね。にもかかわらず、枠組みが問題だったというふうに言うのは、住民の声を踏まえてそういう発言をしたというふうに理解すべきでありまして、そこら辺はお互い大人の関係として理解をしておく必要があるのではないかというふうに思い

ます。

それから、振興計画については、10年前も市民の意識調査もやっていますし、座談会も階層別にやっていますし、当然それはやるものだと、やるのが当たり前だというふうに思いますけれども、今まだ白紙だというふうに言う理由が私は理解できないんですけれども、これは基本的にスタンスの問題として常識ではないかなというふうに思います。今後10年間の寒河江市の将来像を描く場合に市の担当者や、あるいは振興審議会委員だけにゆだねられる問題ではなくて、よく市民の声を聴取しながら、その誤りのない方向を選択していくためにも、意識調査等は最低必要だというふうに考えますけれども、そう断定できない理由は何かあるのか、2 問でお伺いしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かのまた御質問がございましたけれども、まずは木の下。

先ほども答弁申しあげたとおりでございまして、圧密工法というようなこと。そして、それ以外につきましては、置換工法ということを考えておると。そして、土質の調査とか、それから地盤解析というようなものをやって、なお検討しようということでございますから、それに結果を見ていきたいと、このように思っております。

それから、防災のアセスメントの実施とか、あるいは住民への、住宅を建てるときに、建設する場合の耐 震設計の要請などをしていったらどうかというようなことでございますけれども、意見として聞いておきた いと思っております。

それから、費用負担のことでございますけれども、都市計画道路等につきましては、公共施設管理者負担金ということで、国、県、それから市が全額負担しまして、さらに上下水道の一部分については、市が負担しますけれども、その他の整備等につきましては、組合で行うべきものと、こういうように考えております。

今後とも組合員の皆さんと十分に協議しながら、最適な地盤対策というようなことを行ってまいりたいと 思いますし、なお一層の事業費縮減というようなこととか、あるいは減歩率の軽減とか、あるいは保留地処 分の低価格化などというようなことを、それらを考えて円滑な事業推進ということに当たってまいりたい と、このように思っております。

それから、西川町の設問とか、朝日町の設問の仕方というようなことの話がございますけれども、またこれは事例を出しますと重箱と、こういうようですけれども、やっぱりここが問題だと思うんですよ。反対であるという理由を選んだという、この前の質問にも答えておりますけれども、ごみ処理などは広域行政事務組合で処理しているように国保などもそれも一部事務組合ではやってはどうかというようなこととか、それから合併した場合の住民サービスの内容に期待が持てないと、こういう選択肢をとっておるとか、それから合併で協議した内容というのは何年かすれば守れなくなる。結局、合併しないよりも条件が悪くなってしまうと。

それから、寒河江市、西川、朝日だけではなくて、もっと違うところの組み合わせがあったのではないかと、こういうように、1市2町でスタートして、そしてまた建設計画、あるいは合併素案というものを出しておるわけでございますから、それを素直に公平な見方で出していただくというのがこれが素直な設問の仕方なり、あるいは説明の対応ではなかろうかなと、こう思っておりまして、これは単に協議書、あるいは建設計画をそのまま出して、両町にとりましても有利なサービスができるように出しておるわけでございますから、それに反するといいますか、そういうことを出した以外について西川町がコメントして見解というものを出しておるわけでございますよ。

この辺というのは私は大きいんだと、大きいのかなと、こう思っておりまして、それは例えば交通確保でございますけれども、現在の寒河江市の地域など新しい市内に市営バスが運行していない地域が存在することになりますと、それから将来的には新しい市全体が同じような状態になっていくと、こういうようなことも言っておりますし、それから例を挙げれば、そのコメントというのはかなり強いインパクトを与えるようなコメントだなと思っています。

病院診療所につきましても、合併した場合、市立病院を三つ持つことになりますが、現在市町の会計からの繰入金が約5億9,000万円に上るなど財政的な負担が大きくなって、これはもうこの前のこの議会でも話が出ておりますけれども、将来的には全体的には病院経営の合理化が図られ、現在の寒河江市立病院の充

実、現在の西川町、朝日町の町立の病院が縮小、もしくは特化されることが予想されます。こんなことを一つも言っていないわけでございまして、これは十分病院の問題は大きな問題になるということでございますので、病院の開設者、あるいは病院長と十分打ち合わせながら、そして事務的にも詰めていって、あのような調整結果を出しておるわけでございますけれども、こういう、それと全然違うようなコメントを、西川町の見解を出しておるわけでございます。

それから、組織機構につきましてもそうでございまして、将来的には職員数の減少とともに担当する機構 も減っていくことが予想されます。機能も減ってくるということが予想されますとか、現在の大井沢支所は 合併するしないにかかわらず、将来的には廃止されることが予想されますと。そんなことを言っていないん ですけれども、そういう西川町の見解として述べておるわけでございます。

それから、また申しあげてなんですけれども、障害者福祉の問題などは、合併した場合、当面はサービス内容はよくなりますが、将来的には事業そのものが見直され、一たんよくなったサービスが低下することも予測されますと、こういうことを言っております。特に、福祉の問題などは児童福祉につきましても合併した場合、当面はサービス内容はよくなりますが、総括的には事業そのものが見直され、一たんよくなったサービスが低下することも予想されますと、こういうことをこれは調整結果そのものではなくて、町の見解として述べておるわけでございまして、町としては任意協議会に町の意見として町長が、あるいは議長が責任を持ってそこに出しておるわけでございますから、それと異なったような予想といいますか、見解を出されるということはどうも、ですから心外だなと、こういうことを言っているわけでございます。

まだまだ健康づくりとか、あるいはごみ処理問題につきましてもそういうことが申しあげられておりますので、そういうことがやっぱりあるわけでございますので、やっぱり情報というものは非常に正確な、そしてまた公平な立場で出していただかなければ、やっぱり将来を左右するところの判断ということを言おうとするならば、なお一層こういうことは考慮してもらわなければならなかったのではなかろうかなと、このように思うところでございます。

それから、本市がアンケートをとらなかったというようなことに再々度もお話が出ておりますけれども、 先ほども答弁申しあげたとおりでございまして、本市としましては、合併したいという両町の意向を受け入 れるべきという気持ちがこれは強かったと、こういうように思っておりますし、また合併というのはやっぱ リ不可避といいますか、避けて通れないというよりも必要と、将来的にはそういう、されるところの時代だ というような認識というものが非常に私はあったのだろうと、このように思っておりますし、要求を受け入 れてもよかろうと。また、そういうことを言いますと、僣越な物の言い方だというように御批判を受けるよ うでございますけれども、両町がすると、合併しましょうということで、こういうことで、スタンスで来ま したわけでございますから、受け入れても市民もそれを合併してよかろうという民意というものが私はあっ たんだろうと、このように思っております。

それから、振興計画でございますけれども、再度の答弁を求められたわけでございますが、先ほどお答え申しあげたように、十分これからそれらのスケジュールなり、あるいは手法等々につきましても検討してまいりたいと、このように思っておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 アンケート並びに座談会の資料を非常に詳しく説明されましたけれども、大小はあっても朝日町も似たようなことを書いている部分があります。例えば、病院診療所についても合併した場合、町の比較として出しているコメントは、高齢化の進展や地域の実情を考慮し、病院の健全経営を踏まえた運営にかかわる長期計画を速やかに策定していくと、つまり当面は現行のスタイル、つまり朝日、西川、寒河江のそれぞれの公立病院を存続させながら、長期的には速やかにその方向についての計画の策定をやるというふうなことも言っていますし、五十歩百歩のことで、しかも両町とも最終的には住民が反対を上回るというような結果をやっぱり率直に尊重すべきだし、私が言いたいのは、西川も朝日も議会も当局者も相当先進事例の調査等を繰り返し繰り返し行ってきた経緯があります。

そういうものが判断に一定の影を落としていたということも否めないことではないのかなというふうに思っています。そういう真剣さは、やっぱり私たちはもっと教訓化すべきではないのかなというふうに思っているわけであります。

しかも西川町のコメントも、朝日町のコメントも、朝日町の議会で出したコメントなんかも非常に参考になるんですけれども、15年後には交付税が激減していくというような指摘が明確にしてあります。これは西川町もそうでありますけれども、そのときに一体どうなるのかと、新しくスタートした新市が、合併したとして。同じようなサービスが維持できるのかというような指摘は非常に私は傾聴に値するというふうに思います。

そのことに関して、私たちも何度も議場で指摘をしてきたわけですけれども、データが出せないとか、基準となる数値がないからとかという理由で結局そのことにさらに踏み込んだ議論はできなかったわけですけれども、やっぱり西川も朝日もそのことも非常に念頭にあったということをやっぱり任意協議会の場でそれが議論にならなかったからといって、余り深くそのことについては、議論にならなかったというだけのことでありまして、問題意識がなかったわけではないわけであります。そういう点で、将来に不安を持つというのもやっぱりこれはあり得ることだったなというふうに私は思います。ですから、そこら辺の率直な議論する時間がなかったというふうに私は思います。そういう点でもう少し事態を謙虚に受けとめて、今後の糧にしていくという姿勢が必要なのではないかと、もう繰り返し言っているわけですけれども、そういうことであります。

それから、戻りますけれども、震災対策、活断層対策、あるいは軟弱地盤対策、これは事件が起こってからでは手おくれなのであります。そういう意味で、あの地域にまちづくりをしようというふうに行政が支援をしていく、しかも全面的に支援をしていくというふうになった場合は、行政としても相当な覚悟で支援をしていく必要があると。通り一遍、区画整理法による組合施工に対する支援というだけではなくて、財政的にも組合の減歩だけではとてもできない作業ですので、ぜひ調査の結果、土質試験をやるということですので、調査の結果が出て、必要な手を打つ必要があるという判断をした場合は、行政としての支援も盛り込んでほしいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六議長 先ほども答弁申しあげましたけれども、建設計画につきましては、将来の財政シミュレーションというようなこともやっておるわけでございまして、それらをどういう御理解と、あるいは御説明がなされたのかというようなこともあるわけでございまして、これからはそれはどこの自治体もしかりでございますけれども、合併特例債というものを十分活用して将来の姿というものを描くというようなことは非常に私は必要だったなと、このように思っておるわけでございます。

それがふいになったわけでございますけれども、ですからこそある新聞の中では合併しないことで活気が失われ、みんなの店が共倒れして商店がなくなるのではないかと、これは西川町の商店街のことでございますけれども、そういう声が出ているとか、あるいは寒河江市の大きな会社に仕事をとられると合併に反対した建設業界にも、自立の町となれば投資的事業そのものが減る可能性があると、これは仕事は今以上に大変だというようなことの見方が出てきているというようなことが載っておりますけれども、やっぱり合併しなければどうなるんだという不安もこれはまず私は町民なり、あるいは業界の方であるんだろうと、このように思っております。

ですからこそ、何回も言うんですけれども、これまでせっかくまとめてきたところの合併素案なり、建設計画というものをこれはもう最初のうちだけであって、あとは一つもどうなるものやらわからないんだというようなコメントをしてみたり、一たんはよくなっても将来は廃止されるんだというようなことをすれば、これは不安というものを残すような結果になったんだろうというように思いますけれども、やっぱり何回も言うんですけれども、公正な立場で正しいところの情報というものを提供して、判断をいただくというのが首長なり行政の立場だろうと、このように思っておるわけでございます。

それから、土地区画整理事業に対してのお話もございましたけれども、話を受けとめて、御意見として賜っておきたいと思います。

柏倉信一議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号18番、19番について、11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。

緑政会の一員として一般質問に入らせていただきます。

先般、友人である天童市の議員と意見交換する機会があり、さまざまな点に関し議論しましたが、その中で天童市の議会では昨年より議会の活性化を主な目的として、議員1人の一般質問の持ち時間を15分と定め、会派所属の議員の人数掛ける15分を会派全体の質問時間とし、一般質問は2日間で終了する旨、申し合わせとして決めたそうです。これも議会活性化の一つの考え方と思います。私もこれを参考にさせていただき、また先日の髙橋我が緑政会会長の議場での発言も十分考慮して、極力端的に質問させていただきますのでよろしくお願いします。

通告番号18番、民間委託の取り組み状況と今後の対応についてでありますが、本市ではこれまで行政改革については、さまざまな角度から検討し成果を上げてきたわけですが、地方分権・三位一体改革・合併問題・少子高齢化・そして長引く景気の低迷といろんな要素が重なり、地方財政はかつてない非常に厳しい状況にあるのは御案内のとおりであり、本市としてもこうした状況を打開すべきさまざまな行政改革を実施し、経費の削減に努めてきたわけで、中でもここ数年は行政職の退職者を補充せず、経費の削減に努めてきましたが、これはある程度限度があるし、弊害も出るはずです。しかし、経費の削減、財源の確保は喫緊の課題であります。そこで、民間委託は今後重要な課題であり、真剣にいろんな角度、分野から検討すべきと考えます。

現在、平成13年に策定した行政改革実施計画に基づき、事務事業の見直しと経常経費の削減に努めているところですが、そもそも平成8年5月に策定した寒河江市行政改革大綱に基づいて進められているはずです。大綱の中では民間委託について今後の課題と推進策として大きく取り上げており、的を射たものと評価しております。

そこで伺いますが、一つには今後の年度ごとの職員の退職者数を教えてください。

二つ目は、行政改革大綱に基づき、民間委託を検討してきたことと思いますが、具体的取り組みはどうなっているのか。

三つ目は、前段で申しあげたとおり、今後民間委託は、行革はもちろん経済の活性化、自主財源の確保、 雇用の拡大等の点で重要なポイントと考えます。今後の取り組みをどのように考えておられるか、市長の見 解を伺います。

次に、建設業界の経営力強化と、新分野進出の支援体制について伺います。

東北財務局発表の東北6県の公共事業の請負金額は、98年度からの5年間で約1兆円減り、98年度から東北6県で合計2,035件の建設業者の倒産があったと報じられています。改めて申しあげるまでもなく、今後国、地方自治体とも公共事業費が大幅削減されるのは必至で、我が寒河江市はこれまでさまざまな投資的事業を展開してきたおかげで、経済効果、雇用の確保、ひいては地域の活性化につながり、ほかの地域と比較すれば大分恵まれた環境にあったと思いますが、今後はかなり厳しい状況になることが予想されます。縮小するパイを奪い合うしか生き残りの道がない。技術力と体力のない企業から脱落していくと言われるのが本市の建設業界にも該当してくることが危惧されます。

公共事業の削減ペースが予想以上に早いことから、県内建設産業の状況を踏まえ、平成15年12月4日に山 形県建設産業懇話会から技術と経営にすぐれた企業が伸びることができる環境、仕組みづくりと企業経営の 多角化による雇用の安定を基本方針として、業界における対応策と行政の支援体制等についての提言を受 け、県の平成16年度当初予算に「建設産業新分野進出等支援事業費」が予算計上されました。こうした状況ですので、各地区でさまざまな角度から検討する動きが出てきています。事業主からすれば、生き残りをかけて必死の取り組みとなるのは当然であります。こうした状況を踏まえ、我が寒河江市も建設業界の経営力強化と新分野進出に支援体制をとるべきと考えます。

そこで伺います。寒河江市の場合、法人市民税より個人市民税の占める割合がかなり高いわけですが、当面リストラの動きが加速している状況で雇用問題が危惧されます。寒河江市の建設業界の雇用者数はどのくらいになるのか。最近の雇用動向はどんな状況か。また、こうした建設業界の支援体制をどのように考えておられるのか、市長の見解を伺い、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六議長 お答えいたします。

まず、行政改革の分野での民間委託の取り組み状況に関してでございます。

まず、質問されたのは年度ごとの職員の退職者数でございますが、職員の定数等に関する条例による職員の定年年齢、満60歳とした退職予定者数は、行政職では平成16年度が2人、17年度は7人、18年度が6人、19年度は8人、そして20年度は5人でございます。それから、医療職でございますけれども、16年度と20年度はありません、ゼロです。17年度、18年度、19年度は1人ずつでございます。それから、技能労務職は平成16年度に2人、17年度にはありません、ゼロ。18年度は3人、19、20年度と1人となる予定でございます。

それから、行革大綱に基づくところの検討してきたこれまでの経過といいますか、具体的な取り組み状況についてのお尋ねでございますが、平成7年5月に「地方分権推進法」が制定されまして、地方分権が時代の大きな流れとなったというようなことを受けまして、昭和61年に策定した寒河江市行政改革大綱を引き継ぎまして、平成8年5月に現在の行政改革大綱というものを策定したものでございます。

失礼しました。平成61年と言いましたけれども、これは昭和61年でございます。訂正します。平成8年5月に現在の行政改革大綱を策定しておるわけでございます。さらに、国におきましては、平成9年度に「地方自治新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」が示されました。そして、一層の行政改革の推進を求めているという状況から、平成8年に策定した大綱に基づき、実施計画を策定しまして推進することとしたわけでございます。計画期間は平成10年度から平成12年度の3カ年間、そして平成13年度から平成15年度の3カ年間と、2期にわたって策定したものでございます。

その中で民間委託でございますが、平成10年から平成12年までの間に、一つには市民浴場の運営、清掃などの業務委託の実施、そして二つには福祉保健システムの開発とパソコンによるところの申告システムの開発というものが実施されたわけでございます。給食調理業務は未達成に終わっております。それから、平成13年から平成15年の民間委託につきましては、介護保険訪問看護調査業務の推進が取り上げられ、そして15年度の全調査件数 1,640件のうちの調査委託数は47.3%の実績となっております。また、平成10年以前から民間委託をしているものにつきましては、施設の清掃や夜間警備、ごみ収集、電話交換業務、学校給食の一部の学校など、9件となっておるわけでございます。

次に、民間委託の今後の取り組みについてでございます。

三位一体の改革による厳しい行財政の状況となっておりまして、そのためにも2日目の一般質問で髙橋議員に、現行の行政改革ではなくて、厳しさの中での財政と一体となった行財政改革の取り組みについてということでお答え申しあげたところでございます。

これからの自治体運営というものは財政的視点というものが重要となり、効率的で生産性の高い行財政運営の実現を目指さなければならないと考えております。人件費等の経常経費を削減し、効率性を高めることは当然のことでありますが、削減にも限界があります。その中でより高いサービスを提供するには効率化とあわせて生産性というものを高めていく必要があると考えております。生産性というのは、削減しながらの行財政運営だけではなく、例えば民間・企業などの協働、一緒になって働く協働によりまして、高い次元の行財政運営を目指すということであろうかと思います。民間委託とか、PFIとか、ボランティア、グランドワークなどが考えられるわけでございます。特に、民間委託については、新聞報道によりますれば、ことしに入りまして厚生労働省では水道事業を民間企業に委託しやすくするところの制度を導入することや、それから総務省で進めようとしておりますところの地方自治体病院事業の民間病院への業務委託などを徹底するという記事が載っておったところでございます。

それから、堺市や横浜市などでは既に保育所の民営化が実施されるなど、保育所の設置、認可に係る規制 緩和以降、全国で保育所の民営化が検討されているようでございますし、昨年の地方自治法の改正によりま して、公共施設の管理運営を民間企業に委託できるようになるなど、国の動向においても民間委託、民営化 に期待するものが大きいものではないかと思っております。そんなことから、議員の発言にありますよう に、本市におけるこれからの行財政改革を推進するためには、民間委託というものは重要な要素となってく るのではないかと考えております。行財政改革大綱というものを策定する中で検討課題として十分議論して まいりたいと考えております。

次に、経済対策、特に建設業界の経営力強化と、あるいは新分野進出の支援体制についてでございます。 近年の社会経済は、少子高齢化、国際化及び産業構造の変化、さらには三位一体改革と大きな変化の中に ありまして、あらゆる産業が厳しい状況にあろうかと思います。こうした中、本市企業につきましては、大 変な経営努力で頑張っていただいておると思っております。敬意を表したいと思っております。

先ほども話がございましたけれども、東北財務局の山形財務事務所の報告によりますと、県内経済は総括 的には緩やかな持ち直しの動きが見られるとの判断が示されておりますが、住宅建設は低調に推移してお り、また公共事業も減少しているなど、建設業界は依然として厳しい状況となっているようでございます。

また、平成16年4月の本市の業況調査によりますと、現在の業況について平均的な業況を 100とした場合、全体としては83%となり、前回調査より 2 %の増加となっておりますが、建設業については68%となり、前回調査と比較いたしまして 4.3%の減少となっております。そういうことで、御質問があった建設業の従業者数でございますが、最も新しい平成13年の事業所・企業統計調査では 2,374名となっております。建設業の従業者の市産業に占める割合につきましては、約12%となっております。

それから、雇用動向でございますけれども、この寒河江公共職業安定所管内の新規求人数で見ますと、平成14年度が 4,199人に対しまして、平成15年度が 4,636人で10.4%の増となっておりますが、建設業につきましては、平成14年度が 355人に対しまして、平成15年度が 331人と 6.8%の減という状況になっております。また、平成16年4月、この4月の本市の業況調査によりますと、建設業の各種雇用調整は5年前と比べると、パートの解雇が約5ポイント増加しておりますが、希望退職者募集・解雇については変化がございません。さらに、昨年と比較した場合、中途採用の削減、停止及び新規学卒者の調整が合計で約8ポイント増加しており、新たな採用を手控えている結果となっております。

そして、建設業界への支援体制についてでございますが、市の経済発展は商工業の発展と一体でございまして、建設業の発展につきましても大変重要であると考えておりまして、これまでも市の制度資金、そして保証による金融の円滑化、技術交流プラザを活用した人材育成事業及び県の緊急地域雇用創出特別基金事業によるところの中小企業特別委託事業などによりまして、建設業の経営力強化を含めた商工業振興施策を行ってまいりました。また、本市の建設事業としましては、公共事業について配慮するというようなことを念頭に置きまして、下水道の整備事業、クア・パークの整備事業、駅前中心市街地の整備事業、それから土地開発公社によるところのみずき団地などの造成事業などを行ってきたところでございます。

今後につきましては、市の業況調査の中で建設業として最も必要な対策は、景気の向上などの経営環境の 改善とあわせ、営業力の強化、人材育成、そして企業体質の改善、技術力の向上及び新製品・新分野の開発 など、各企業の自助努力の姿勢がうかがわれる回答がございます。

また、御案内のように、山形県では県の建設産業振興アクションプログラムというものを策定しております。その中にはパンフレットの作成、先進事例紹介、新分野進出手引書の作成、シンポジウム開催及び実践セミナーの実施、そして二つには新分野進出等についての窓口開設と相談業務、そして三つには新ビジネスの起業化、業を起こす起業化への支援などの支援施策の推進に取り組むこととなっているようでございます。

このことから、本市といたしましては、これまでの金融円滑化事業、人材育成事業、それから相談・情報

提供業務などの取り組みを継続するとともに、県、企業振興公社及び商工会とこれまで以上に連携を密にいたしまして、必要に応じて県アクションプログラム担当者などを招いた研修会及び懇談会の開催や県などの各種助成事業の情報というものを市報で広報するなどの相談・情報提供業務の強化について前向きに検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 柏倉信一議員。

柏倉信一議員 まずは答弁ありがとうございました。

おおむね私の考え方、御理解いただいたというふうに思います。先般の髙橋勝文議員の行革の質問に対して市長は、行財政改革推進本部を立ち上げて、市長みずからが本部長に就任されるというような答弁がございました。行革にかける市長の意気込みというものを感じるわけで、大変共鳴を覚えるところでございます。

私は第1問の中で、かつてない状況が予想されるというふうに申しあげました。かつてない状況ということは当たり前のことながら、かつてない対応を考えなければならない。かなりの決断が必要ではないかなというふうに考えるところでありますが、私ども議会もさまざま意見もある中で、昨年定数削減を実施しました。これは1986年から昨年までで寒河江市の議会の定数を9人減らしたことになります。これはことし3月末現在で44市町村中ナンバーワンの削減率であります。平成16年度全体で3.4%減の一般会計予算の中で議会費は10.2%の削減と。金額にして2,200万円の減額であります。おかげでここにいる議員、同僚、先輩も含めてそうですが、大変厳しい選挙の洗礼を受けるということになったわけですけれども、さまざま議論がある中とはいうものの、こうした財政状況を見ると、やはりやるべきであり、やってよかったのではないかなというふうに私は考えます。

このたびの行財政改革を立ち上げるに当たっても、これはさまざま痛みも伴うことも予想されるわけでございますけれども、やはりかなり思い切った対応が求められるというふうに私は思います。自分なりに考えるんですね。手っ取り早くというか、民間委託が検討される部分として、例えば学校給食、あるいは電算業務、それから先ほど市長がお話しになった、これは私ら建設経済常任委員会の行政視察でもこのたび組むことにしておりますけれども、水道事業の民間委託、こういったものに関しては大いに検討の余地がある部分ではないかなというふうに思います。先ほど、市長もおっしゃいましたが、行政の場合、サービスを落とさないで、なおかつ個人情報保護とか、さまざまな制約がある中で検討していかなくてはいけないというようなことで、簡単に結論を出せるようなものでもない部分も多々あると思いますけれども、いずれにせよこの行革、行財政改革に本腰を入れて取り組まなければならないというふうなことだろうというふうに思います。

先ほど、1問で伺った職員の方々の退職者数を聞くと、もっと先にいけば先にいくほど人数はふえるというふうに私は伺っております。単純に想像すると、ここ10年ぐらいでは 100名ぐらい、あるいは 100名を超えるぐらいの人数の退職者数が出るのかなというふうに考えられるわけでございますけれども、こうした状況、市長もおっしゃいましたが、十分視野に入れた中で行政のスリム化を考えるときにはさまざまな角度で行革につながる手段だというふうに思いますので、具体的な取り組みに関しては企画調整課がこれは取りまとめの窓口になることと思いますけれども、私が考えるに、これは現場で直接指揮をとっておられる各課長方のこれまでの固定観念にとらわれない大胆な発想と英断がぜひとも重要な部分ではないかなというふうに私は考えますので、このたび検討される行財政改革の中に大いに課長方のアイデアが、知恵が反映されることを期待したいというふうに思います。

それから、建設業界の支援体制について伺います。あえて、この部分を選んだことについては、先ほど市 長の答弁にもございましたとおり、寒河江市の場合、これまでこの業界に関してはある程度大変恵まれた状 況にあったのかなと。ほかと比較した場合、さまざまな投資的事業を展開してきたその背景に大変恵まれた 部分があったのではないか。また、いろんな業界を見るに、大概の業界は今ある程度底、あるいは底を過ぎ たというふうな状況にあるのではないかなと。逆に、この建設業界はこれから底に向かっていくというふう な感じを、今まである程度恵まれた部分があっただけにそういうふうな方向になるのではないかと。建設と か農業の動向というのは東北全体の動向も左右するという方もいらっしゃいます。業界各社が体力的に残っ ているうちに対策を打っておくべきだというふうに私は考えるわけです。

先ほどの答弁にもございましたとおり、本来こうしたものというものは民間の方から声が出る部分であって、当然のことだと思いますけれども、現在の予算状況というのをしっかりはっきりと示して、将来を見据えた上で今後の展開を決めるべきときに来ているんだということをぜひ業界の方にも御理解をいただくべきではないかと。これは市長は建設クラブあたりの会合でも盛んにおっしゃっているわけですけれども、いまいちまだ何とかなるのかなというような考えが多いような気もするわけで、あえてここに質問させていただいたようなわけでございます。

具体的な取り組みとして、村山市なんかは市長の肝入りで、さっきの答弁にありましたような企業推進研究会という名前で、業界の代表と市役所のおのおのの担当課の中からこういう新しい職種も考えられるのではないかというようなことを出していただいたり、あるいはこういうことに対応できないかというような勉強会的な話し合いなんかも具体的に進んでおるようでございます。こうしたことも一つの取り組み方であるというふうに思いますので、ぜひ参考にしていただきたいし、1問でも申しあげましたけれども、県の方でも新規の予算を計上して真剣に取り組むというようなことでございます。商工観光課の方の所管というふうなことだと思いますけれども、先ほど答弁にあったようなPFI制度の活用等々も含めながら、周りの状況、環境を生かしながら対策をぜひとも検討していただきたいというふうに思います。

先ほど、15分というふうに申しあげましたので、大体あともう時間も二、三分しかございません。以上、 私なりの提言を申しあげましたけれども、市長の御所見があれば伺って質問を終わります。 佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 職員の退職予定者数は先ほど申しあげましたが、行政職におきましては、5年間で28名と、こういうことになるわけでございますが、それらについても十分、不補充の方針というような考え方で、そして事務を低下させないという考えを持って、これからの行財政改革というものに臨んでいこうと、このように思っております。

それから、民間委託、それから直営というようなことのコスト比較と、こういうようなことがある記事に載っておりましたけれども、可燃ごみの収集では44%、それから学校給食では47%と言われておるようでございまして、そういうことからいいますと、財政が非常に厳しいという自治体にとりましては、これからの民間委託等、大きな事業に取り組むことになるのかなと、このように思っておりまして、限られた財源というものを有効に活用しながら、そしてその中で、この地方分権と言われるような中で十分自立していかなければならないということを考えあわせますと、なおさら民間委託というようなことは大切なことになってくるかと、このように思っております。

それから、建設業の問題でございますけれども、これもある記事に載っておりましたけれども、いわゆる日本の建設投資、政府と民間投資の合計でございますけれども、平成4年は約84兆円と。それが平成15年になりますと、54兆円に減ってきていると。そして、これらをさらに建設経済研究所でございますか、その辺でまたさらに調べますと、予想では平成22年度には約45兆円になるのではないかと、こういうことの一つの予測なり、あるいはこれまでの実績を見ておるわけでございまして、非常に公共投資というものが減ってきている、あるいは将来とも公共事業の依存度の高いところの地方の建設事業というものが非常に厳しい状況になるというようなことは御指摘のとおりだろうと、このように思っておりますし、私もこれまで何年以内となく、こういう時代が来ますよと、公共事業は非常に厳しくなりますよと。寒河江はこういう状況でまだまだ頑張ってやるつもりではございますけれども、本当に厳しい状況になるというようなことを警鐘を鳴らしてきたところでございますが、こういう時代の中ではこれまで以上に業界で十分、十分以上に将来を見詰めたところの対応というものが考えられるのではないかなと、こう思っておりまして、いろいろそういうことで本業だけでは生き残れないのではないかと、新しい分野に転出してはと、こういう考え方もあるわけでございますけれども、簡単にそれら、今までの公共事業でカバーしてきたものをさらにできるかということにあれしても、だれしもができるというものではないわけでございますので、大変な事態を招くだろうと、このように思っております。

そういうことで、さっき申しあげました業況調査によるところの将来の予想というようなこともありましたけれども、体質改善はしなければならないと。それから、新しい企業の転換というものも少しは見詰めていかなくてはならないというようなことが出てくるわけでございますけれども、だれかれと転換するというようなことは非常に厳しいだろうと、このように思っております。

建設業のみならず、こういう産業界が民間が元気がなくなるというようなことはこれは大変なことでございますので、生き生きとしたところの元気のあるという寒河江市を持続発展するという意味におきましても、こういう民間委託、あるいは建設産業というものが一層構造不況というようなことに負けないで、技術向上等々も取り入れながら、あるいはいろいろな分野に出るということも視野に入れて頑張っていただきたいものだなということを思っておるところでございますので、市といたしましても、先ほど1問で答弁申しあげましたような施策を取り入れながら、支援体制を組んでいきたいと、このように思っておるところでございます。以上です。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号20番について、18番内藤 明議員。

[18番 内藤 明議員 登壇]

内藤 明議員 通告番号20番について質問いたしますが、1市2町の合併問題については、私が五番せんじでございます。もはや出尽くし、出がらしの感がありますけれども、最後でありますから、もうしばらく御辛抱いただきたいというふうに思います。

当初から重複しないようにと思いがあって、議員の皆さんの質問や答弁を聞いてからというふうに考えていたのでありますが、当局の担当者によりますと、1問についての答弁をあらかじめ準備をしなければならないということで、まとめていただいております。図らずも同じような内容がありまして、大変恐縮に思っているところであります。

ところで、前にも申しあげましたが、今回の合併について、私は賛成でも反対でもないということで旗色を鮮明にしませんでした。国が強引に進めようとしていることや、その背景に問題はありますけれども、しかし相手である二つの町の町民が賛成し、市民もそのことを選択するのなら、いずれも険しい道でありますけれども、合併という道を選ばなければならないのかなと、こういうふうに思っていたところであります。それであるがゆえに、市長には住民投票やアンケート調査なども求めてきましたし、市民や町民の疑問や問題としているところについて、そのまま白紙の状態でただしてきたつもりであります。

そういうことで、科学的な方法で合併するべしという市民の意思が確認できたなら、自信を持って進めたらいいということも申しあげてまいりました。それにしては反対の意見の方にウエートがかかり過ぎているのではないかというような、ある課長の指摘もありましたが、市長を馬にするわけではありませんけれども、前へ前へ走ろうとする馬には手綱を強く引く、そうしたことも議会人にはあるということを心しているつもりであります。また、今回の合併協議会の解散について平塩橋のかけかえなどもできなくなって大変残念だというふうな話もありました。私は本当の意味での地元でありますから、そうした意味ではだれよりも残念に思っているところであります。

前置きが長くなりましたが、早速合併問題について、その総括について質問に移りたいと思いますが、国が今進めようとしている合併について、主な目的は行政経費の削減であるのに、行政の効率化であるとか、あるいは行政サービスの向上などとわけのわからないことを言っているわけでありますが、こうしたことは住民自治を高める上で私は矛盾をしているのではないかというふうに考えております。今回の法定協議会に至らなかった大きな理由の一つはこうした合併の持つ本質を二つの住民は見抜いているのではないかというふうに考えますし、もう一つは合併について受けて立つとした本市の行政運営について、特に分権という視点では余り評価がなされなかったように聞いております。その他さまざまな理由があろうかというふうに思いますが、この点について、佐藤市長、どのように思われるか、率直な所見を伺いたいと思います。

次に、今後の合併について市長は望むなら拒まないというふうに言っておりますが、これからの合併について少しでもそうした思いもあるのなら、今なすべきことは、敗軍の将兵を語らずというふうな言葉がありますけれども、両町の町長や町民を批判することではなくして、逆に懐深く思いやって、任意協議会の責任者としてのみずからの不明を明らかにすることではないかと思います。その上で両町の町民や他の自治体からお世辞や何かではない、本当に羨望の的になるような分権の基本である参加による住民自治を高める行政運営をすることであるというふうに考えます。私が市長の立場であるならぜひそうしたいと思いますが、佐藤市長はどのように対処されるか、考え方を伺いたいと思います。

次に、住民意思の確認のあり方についてお尋ねしたいというふうに思います。今回は両町のアンケート調査の結果、それを踏まえて合併の断念、協議会の解散となったわけでありますが、私たちもこれまで市民の意思確認はぜひすべきだというふうに申しあげてきました。両町のやり方は住民意思を確認する上で私は賢明だったというふうに思っております。内容についても合意したものからすると、指導性が問われるというふうなことを市長は言われましたが、逆にそれを誘導するような内容であっては合併の是非を問うアンケートとしては適切ではないのではないかというふうに思います。本市では合併に関して是非を問うアンケートとしては適切ではないのではないかというふうに思います。本市では合併に関して是非を問うアンケート 調査などは実施しなかったわけでありますが、確かに制度上は合併の決定権は市長と議会にありますけれども、住民の意思とそごが生じたときは問題で、全国的には住民が対立してリコールなども生じています。

議会において決定することは代表制民主主義の制度でありますが、住民の立場からすれば、それはまさに白紙委任ではないと思います。特に、住民自治の区域の変更をする合併というふうな問題は住民の意思に基づいて決めるべきだというふうに考えるわけであります。制度的決定権者である市長や議会は住民意思を確認して、それを尊重して決める。そのことは至極当然のことではないでしょうか。それは代表制民主主義を軽視するという意見もありますが、決してそうではなく、機能不全に陥らないようにする最善の方策であるというふうに思います。市長は住民意思を確認する住民投票やアンケート調査はしませんでしたが、住民意思を確認する上で重要なことであることを重ねて主張し、任意協議会の解散に当たり、再度市長の見解を伺いたいと思います。

続いて、事務事業別予算の作成についてお尋ねをいたします。分権社会の基本は住民自治の確立であるというふうに言われております。つまり、行政や、それぞれの施策づくりに住民が積極的にかかわって参加をすることであります。しかし、情報なくして参加はありません。また、参加なくして自治体の改革もありません。さて、自治体の予算書や説明書は款項目節という性質別でつくられていて、いろんな事務事業が混在し、本市でもそうですが、ほとんどの自治体では市民はもとより議員や職員ですら担当者以外はわからないというのが実態であるというふうに思います。

今や事務事業別予算は政策決定に住民参加を実践する先進地においては施策づくりに欠かせない条件になっているというふうに言われております。その事務事業別予算でありますが、款項目節と性質別につくられている現在の予算を事務事業という性質別の予算に組み直し、予算をだれもがわかるようにすることを言っているわけであります。自治体の予算策定事項に定められております款項目節の書式の変更を行うわけではありません。備考欄などを十分に活用し、創意工夫をして予算をわかりやすくするという予算説明書作成上の手法を指しております。事業別予算がなければ費用効果も分析できませんし、財政が年々厳しくなる今日、自治体の施策原価などが求められる日も近いものと思います。

そこで伺いますが、自治体運営は市長も言われますように参加による自己決定、自己責任と言われております。そうした視点でいえば、今の予算書や予算の説明書はそれぞれの担当者に聞きに行かなければ議員すらわからず、市民参加というにはほど遠い実態にあるというふうに考えますが、市長の見解はいかがでしょうか。

あわせて、知らしむべからずという古い考えはないというふうに思いますけれども、事業別の予算を作成し、市民にわかりやすく、参加がしやすいようにすることが今行政に求められているのではないかと思います。私は法に基づきながらも工夫次第で事業別の予算説明書は可能であるというふうに思いますが、市長の考え方をお尋ねし、誠意ある答弁をお願いして第1問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 私は馬に例えられましたけれども、うま年というわけではございませんでしょうけれども、首長といたしましては、前を向いてリーダーシップというものを発揮するということが問われているのではなかろうかなと、このように思いますし、ハルウララのように 100回以上も最後部を走っているというのはそれなりに話題にはなるとは思いますけれども、首長というものはそういうものではないと私は思っております。

それで、合併について何点かのお話がございましたが、合併ですけれども、そもそも市町村合併というものは地方分権を推進するために進められてきたものでございました。平成7年に地方分権推進法が施行され、地方分権の推進が明治維新、そして戦後の改革に次いで第3の改革と位置づけられるようになったことは御案内かと思います。地方分権の推進というのは、すなわち地域の行政というものは地域がみずから決定するいわゆる自己決定、その責任もみずから負う自己責任という行政システムの構築と、そしてまた画ーと集積から住民や地域の視点に立った多様と分権への行政システムの変革によりまして、新時代にふさわしいところの地方自治の確立を目指すものでありまして、地方分権を担うための行政体制の整備の一つとしまして、積極的な行政を展開していくために市町村合併というものを推進いたしまして、地域づくりの主体である市町村の行政機能を強化しようとするものであります。

したがいまして、新しい時代にふさわしい地方自治の確立をみずからの手で構築しようとするのが合併の趣旨でございまして、単に経費の削減のためと合併しようとするものではないものでございます。

昨年、7月1日に寒河江市・西川町・朝日町任意合併協議会を設立し、同年12月には合併協定素案と、新市建設計画案を策定したわけでありますが、その内容は経費を削減することが目的となっているものではなく、単独ではなし得ないような事業の展開など、新しい時代を見据えた新市の発展や、住民の安全で安心な暮らしを目指したものでございまして、サービスの調整につきましてもほとんどが現行以上のサービスを提供できるようにしたところでございます。

それから、私があたかも合併を無理に進めたような御発言もありましたが、そもそも私は市町村合併は避けて通れない大きな課題ととらえておりまして、西村山の中核都市として西村山地域全体の発展を担う使命を持つ本市といたしましては、西村山という日常生活圏の中での合併は進めなければならないという考えでおりました。私は合併は無理に進めてはいけないという考えから、合併に前向きな町と合併しようとする態度をとってきたところであります。このことは何回となく申しあげてきたところでございます。また、合併については、それぞれの市町村が対等の立場で十分論議して進めてきたものでございます。任意協議会を設立するに当たっては、1市2町の枠組みで合併することを前提にして協議を進めることを確認し、また計8回行われた協議会におきましては、協議項目について全会一致を得ながら進んでまいったものでございます。

また、協議事項を調整する際にも、寒河江市側としましては両町の立場に気遣い、十二分に配慮したものになっていることは審議の過程、結果を見れば十分に理解していただけるものと思っております。 私だけがこの合併を進めたから両町の町民や職員によい評価が得られなかったのではないかということは、あるとするならば合併が壊れたことへの責任を他に転嫁するためにするところの、余りにも実際とかけ離れた認識と言い分としか言いようがございません。これまでの任意協議会の様子、あるいは約 1,400 項目に及ぶ調整に両町の職員も参加し、延べ 106回にわたる分科会を開催し、合併協定素案をまとめてきたところの経過を見れば、1市2町が協調して事に当たってきたことはだれでもおわかりかと思っております。

もし、そういう批判がなされているとするならば、昼夜を問わず精力的に調整に当たり、短期間の間に素 案並びに建設計画の原案をまとめた事務局を労苦に水を差すものであり、任意協議会の存在を軽んじ、そし て委員の方々にも失礼ではないかと思います。議員にはもっと公正に直視していただきたいことを願いま す。議員自体、合併に対してどう向き合われたのか。反対の立場であったのか、賛成であったのか。今回、 解散されたことを単に外部から批判するだけなのかをやっぱり御自分で自問自答、総括していただければな と思っております。先ほど白紙の状態で臨んだと言っておりますけれども、今になってそのようなことをお っしゃるというのもどうかなと、このように思っております。

それから、今なすべきことは両町長や町民を批判することではない。市長の不明を明らかにすることだと、こういうようなことも申されましたけれども、これについてお答え申しあげたいと思っております。

今回、法定協議会への移行を断念したことについて、両町長や町民を批判するのではなくとの議員の発言でございますけれども、私がどこでどんなそのような発言をなしたか、逆にお聞きしたいところでございます。私が西川町長や朝日町長を批判したことは一度もございません。逆に、前にも申しあげましたけれども、西川町長から何回とも感謝とねぎらいの言葉がございました。

また、議員は任意協議会に出席されて自分の目、耳で調整、協議経過を確かめたことがございましょうか。任意協議会で作成した合併協定素案はサービス水準の高い寒河江市の例によると調整されたものが多く、また独自のサービスの継続を強く求められたものについては、1町だけの区域でのサービスも容認するなど、両町に配慮した、さらには両町にとって合併後ほとんどが現行以上のサービスを受けられる内容のものになっております。

しかし、この素案が両町の、特に西川町の座談会の際に、町独自で作成した合併しない場合の町の姿との 比較や、合併協議会の協定内容に対する町のコメントによりまして、協議会の本意がきちんと町民に伝わら ず、結果として合併について反対が賛成を上回ったことになったことを残念に思っているところでございま す。私としましては、合併協議会で協議した内容を住民がきちんと理解されるような説明がなされたのかど うか疑問に思っていたところでございます。

また、市長の不明というようなことでございますが、何をもってそういうことを言わんとしているのかわかりませんが、ためにするための発言でございましたならば、本当に聞きにくいことと言わざるを得ません。合併協議会への市長の感想というならば、さきにもお答え申しあげましたように、1市2町の合併協議会の協議はすべて全委員の合意によるものでございまして、合意された内容を集約した合併協定素案と新市建設計画案は、ほかにも誇れるすばらしいものであったと思っているところでございます。

それから、住民自治を高めるべきだという御質問でございますけれども、私はこれまでも市民との対話による市政運営を行ってきておりますし、グランドワークなど市民との協働によるまちづくりにも、他に一歩も二歩も先んじて取り組んできたものでございます。今後ともこの考えに変わりはなく、むしろ住民の参加、協働に対してより強い意識を持って市政運営に当たっていきたいと考えているところでございます。

それから、住民意思の確認ということが必要ではなかったかというようなこと、再度お尋ねでございますが、一つは、議員は合併の決定権が首長と議会にあると発言なされたように思いますが、制度上は合併の申請をするということについては、市議会の議決を経まして、市長が県知事に申請し、申請を受けた知事は国と協議し、同意を得た後に県議会の議決を経て、知事が合併を決定することになっているものでございま

す。

議員は、アンケートは賢明なやり方だとの評価でありますが、住民の意向を住民アンケートで問うことも一つの方法であるとは思いますが、時として住民の意思を誘導することもあるのではないかとも思っております。

例えば、今回の西川町のアンケートで1市4町ですれば賛成できるという項目を選択し、合併に反対を投 じた多くの町民がいるわけでありますが、任意協議会そのものの立ち上がりは1市4町の枠組みが実現不可 能であるため、1市2町の枠組みについて合意しているのでありますから、1市2町の枠組みでの将来のビ ジョンができた段階になって、実現不可能な枠組みを持ち出し、振り出しに戻るような問いかけをするとい うことは、逆に住民を戸惑わせる結果ではなかったかなと思っているわけでございます。

1市2町の合併に関し、本市においてもアンケートなどを実施すべきであったとの御質問でございますが、これまで私は何回も何度も申しあげましたように、昨年3月に行った座談会や、その後の各種団体との会合の場において、また地域の声を代表するところの多くの議員の御意見、さらには日常の市民との対話の積み重ねの中から、合併については市民から賛成していただけているということが容易に判断できたところでございます。

さらに、1市2町の合併の協議は、そもそも西川町と朝日町の両町長の合併を進めるという意向を受けて 始めたものであること。合併が不可避であり、必要であるという認識が私だけではなく市民にも多くあった と認識したこと。合併して両町を受け入れようという民意があったこと。情報を正しく提供した中で合併に 反対する声は少なかったことなどから、本市においてはアンケートなどは不要としたものでございます。私 のこの判断は間違いではなかったと思っているところでございます。

私は多くの市民の支持を得、市長という職についている者であり、また負託された案件についても、常に住民の意向というものに耳を傾けながら行政執行に当たっておりますことから、常に市民の意思というものを確認しているのでありまして、任意協議会に至る経過、任意協議会設立後の経過はもちろんのこと、今回法定協議会移行を断念せざるを得なかったてんまつについても多くの市民から理解されているものと思っております。

次に、事業別予算の作成ということの御質問がございました。

まず、市民参加についてでございますが、私は市の事業推進に際し、市民の方々から参加していただくことについては、大変意義があることだと考えております。このことから、これまでも各種審議会等への参加はもとより事業実施段階におきましてもグランドワークの手法が生かされ、多くの市民の方々と協働、連携を図りながら、さまざまな事業を推進してきたところであり、大きな成果を上げてきたものと思っております。

また、市民参加へのアプローチとなる情報の提供につきましても、特に予算に関連して申しあげれば、毎年年度初めに市政運営に臨む基本理念とあわせ、市の施策や予算について市報に掲載するとともに、バランスシートや決算状況などにつきましても定期的に広報してきたところでございます。

市民参加の観点から予算書をわかりやすくできないかということでございますが、御案内のように、予算書や予算に関する説明書の様式につきましては、地方自治法施行規則に定められておりまして、市独自の考えで勝手に変更することはできないことになっております。このため、本市においては、予算の詳細をお知らせするために個別事業ごとに金額や内容を記載した予算説明資料を当初予算書と一緒に作成しております。あわせて、ごらんになっていただければ市民の方々からも容易に御理解いただけるものと思っております。本市の予算書が市民参加の観点からほど遠いなどということは決してないものと思っております。

また、予算に関する説明書に工夫することはできないかということでございますけれども、今申しあげましたように、予算説明資料をごらんになっていただければ、事業の内容、予算額などについての御理解は可能であると思っておりますので、予算に関する説明書は今までで十分と考えております。以上でございます。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 1問にお答えをいただきましたが、短時間で終わらせよというような同僚議員の御意見もありましたので、そのようにしようかなというふうに考えておったのでありますが、今市長の答弁を聞いておりまして、少しテンションが高くなりつつあります。 2問目に入る前にぜひ市長に誤解は解いていただきたいというふうに、そのことから申しあげたいというふうに思いますが、私に対して今になって白紙の状態というのはおかしいというふうなことを言われました。

前から私は申しあげていますように、合併については、会議録をごらんになっていただきますと、おわかりになるというふうに思いますが、あるいはこの答弁書をつくった職員が私の質問を聞いていないのかもわかりませんが、賛否については、先ほども申しあげました、旗色を鮮明にしておりません。住民の方々がそれでいいというならそれもいいでしょうというふうに立場をきちっと示しておりますので、その点はぜひ誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

先ほども申しあげました、議会人としての役割があるわけでありますから、市民の疑問点、あるいは友人等におります両町の方々の御意見等を踏まえまして、いろいろ疑問点や、あるいは市長の考え方がここはおかしいのではないかという点についてただしてきたつもりでありますから、今になって白紙だったなんていうことはありませんので、その点はぜひ誤解を解いていただきたいと、こういうふうに、まずその点は申しあげておきたいというふうに思います。

それから、理由についてもいろいろお聞きをしました。市長は、批判はしていないんだというふうに言われましたけれども、しているところがあれば教えてほしいというような話がありました。アンケートのとり方とか、そういうふうな新聞等の表現をかりれば、私はこれは批判に当たるなという判断をいたしました。 先ほど、遠藤議員の質問にもありましたが、市長は先ほどは心外だというふうにお答えになっております。では、市長にお聞きをしますが、その心外と批判とはどのように違うのか、ぜひお聞きをしたいというふうに思います。

それから、合併の素案について、現行以上のサービスが受けられるというふうにしております。そういうことが十分説明なされたのかどうかというようなことであったかというふうに思いますが、それが両町の判断だというふうに思いますが、どのようにアンケート調査をするか、あるいは内容も含めて座談会の資料等に出すことは、それはそれぞれの自治体の判断であって、そうしたことについての云々というのは私は逆にいかがなものかなというふうに思っております。

それで、合併素案の中について逆に市長にお尋ねしたいというふうに思いますが、その中身を見ますと、中には現行以上のサービスを受けられるもの、確かにあります。しかし、ほとんどが先送りというふうな内容が多いですね。とすれば、そのことは、住民がそのことを知れば、それは不安として持つのが当然のことではないかなというように私は考えるわけですが、住民がそうした懸念を持つことは当然のことであるというふうに思いますが、市長はいかがお思いになりますか、改めて見解を伺いたいというふうに思います。

それから、住民自治を高めることについてのお答えもいただきました。市長がこれまでも言われましたが、中核都市として求心力のあるまちづくりを進めたいというようなことで考え方が示されたわけでありますが、そういう意味からすると、自己決定、自己責任というふうなことからすれば、ぜひそういうことを取り入れて、積極的に進めるべきではないかなというふうに考えているわけでありますが、とすれば今までの行政運営についてはどうだったのかなと、こういうふうにやっぱり考えなければならないというふうに思うんですね。積極的に進めてきたというふうな部分はありました。触れられた点は確かに参加があるというこ

とも私は承知をしております。

しかしながら、この前、例に出すと恐縮ですが、振興審議会の話も出されました。委員の公募制、あるいは原案の段階から市民の参加というふうな話があったわけで、それについて提案がなされたわけでありますけれども、それについて市長は条例でたしか、定かではないんですが、条例で決めているので公募はしないと。白紙で丸投げはしないというふうに言ったかというふうに思うんですが。そうしますと、そこで丸投げというのは、例えばコンサルタント会社あたりに委託をするというのであれば丸投げというのは適当な表現だというふうに私は思いますが、市民自体がこの検討をするというふうになれば、それは丸投げというふうな言葉は私は適切ではないのではないかなというふうに思います。市民参加というようなことからすれば、自己決定、自己責任というような考え方が本当にあるとすれば、私は当然至極の考えではないのかなというふうに思いますが、そうしたことについて、こんなことはお聞きするつもりはなかったんですが、改めて聞いてみたいというふうに思います。

数々のイベントに対する見直しの答弁でもされていますが、市民参加は、参加交流は活性化の源と言われましたかな。ちょっとその辺定かではありませんけれども、本当にそういう意味では政策決定過程に参加する機会が非常に少ないというふうに言われます。確かに、市長が言う花の植栽などに関してのグランドワーク、それはこの間私はずっとそれも市民参加の一つだということで称賛をしているわけでありますけれども、そういう点からすると、行政側が必要なものだけにこの市民参加という手法が強く取り入れられて、いつかも言ったかもしれません、そうしますと、人足というふうな批判は免れないのではないかというふうに私は思っております。

したがって、そういう点からすると、本当に市民参加、あるいは自己決定、自己責任というようなことであれば、そうしたことをやっぱり実践をする。こういうことをやっぱり大事にする必要があるのではないのかなというふうに思います。確かに、市民参加、あるいは住民自治の確立なんていうと、一口でいってもそう簡単ではないことを私もわかっているつもりであります。しかし、今それをやっていかなければ、あるいは醸成をしていかなければ、将来大変な状況になるのでないかというふうに思っております。自治体だけではどうしてもやっぱりやっていけない時代に差しかかっているし、未曾有の財政危機と、こういうふうに言われているわけでありますから、市民の力が必要なんだということを改めて知ってほしいというふうに思います。少し言葉が強くなりましたが、市長の見解を承りたいというふうに思います。

それから、何か気にさわったのかわかりませんが、相当私の考え方が違うんだと、こういうふうな否定をされたわけでありますけれども、私は合併を進める上で、今回は合併ということにならなかったわけでありますが、批判についても先ほど申しあげましたけれども、市長としては余りとやかく云々するよりも、普通は私はこういうふうなものではないかなというように考えているんですが、責任者でありますから、責任者として今回の合併に至らなかった件については、私の指導力が足りなかったと、こういうふうなことで、やっぱりとどめておくことがよかったのではないかなというふうに思います。あえて言えば、それは不明というふうな点について言われましたのでいいますと、それは長としての責任ですよ。それを具体的に明らかにすれば、それで事足りたのではないかというふうに申しあげているつもりであります。御見解があれば再び承りたいというふうに思います。

それから、事業別予算の作成についてお尋ねをしました。どういうふうにお答えになるのかなというふうに非常に関心を持って聞いておりましたが、まさに見当外れの答弁でありまして、私も少しさびついてきたかなと、こういうふうに今改めて反省をしておるわけでありますが、先ほどから申しあげていますように、法律で定まってこうした款項目節別に予算書がつくられ、あるいはそれをもとにして説明書がつくられてい

るということは私も承知をしております。私も議員になって14年近くなりますので、そうした点は知っているつもりであります。

ですが、議員さえもなかなかこれはわからない。したがって、先ほど言いましたように、変更することはできないんだというようなことでありますが、確かに変更はできないでしょう。しかし、工夫次第では幾らでもこれは可能なんですね。将来、財務会計システムを導入するということもありますが、そこまではなかなか事務的に処理能力がないといいますか、職員数が足りなくてできないというのであれば、それはまた一つの答弁だなというふうに理解をするつもりでおったのでありますが、そうでもなかったんですね。

それから、2番目については、この予算書で十分であるというふうなことでありました。しかし、先ほども言いましたが、予算書を見ただけではわからないと。しかも財政が年々厳しくなっていく中で多分行政評価、あるいは施策の原価などもいずれ出さなければならないような時代が来るというふうに思います。それも余り遠くない日に多分来るでしょう。とすれば、予算の事業別予算がわからないなんていうことでは、これはあってはならないし、そんなこともできない。そういうふうな評価や計算もされないというふうなことだろうというふうに思います。したがって、市民もわからないような現在のその予算書のあり方、私は市長の言う決して十分には当たらないというふうに思っております。いかがですか。本当に十分だとお考えですか。改めて市長の見解を求めて2問にいたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 批判と、それから心外ということをどう考えるかと、こういうことでございますが、(「どう違うんだと」の声あり)広辞苑なり漢和辞典を見ているわけではございませんからわかりませんが、やっぱり自分の考えていたというようなことと、あるいは自分の気持ちというようなものと異なっておれば、あるいは今回のことについて申しあげれば、協議会の協議内容というものを受けて、それを住民に説明をする、あるいはアンケートをすると、こういう態度をおとりになったということでございますけれども、そういうことが違っておったと、そうしておったというようなことから見れば、どうもこれは心外と私が考えておったというようなことと、あるいは町のやり方がいわゆるお互いで前提条件を立てながら、そして進めようと言ったことに対しまして違ったようなことをなされたということがこれは私としては心外だと、こういうことを言っているわけでございます。

それから、座談会というものに対してどうというような質問でございましたけれども、今何回も、これまでも申しあげましたように、協議書の成立を待って説明するんだということが両町でも話をされたわけでございますし、協議会でも何回となくその発言がなされたわけでございますけれども、ですから協議書が成立するということになれば、協議書の結果を住民に御説明申しあげるのかなと、こういうことがございましたわけでございましたけれども、先ほど遠藤議員にも答弁申しあげたように、いわゆる町のコメント、見解というようなものが出ておって、協議書の結果というよりもいわゆる住民にはとらえやすいようなといいますか、あるいは町の見解というものが非常に私は大きく作用しておったのではなかろうかなと、こう思っております。

それから、先送りが多いので不安を持っているのではないかと、こういうような御意見でございますけれども、これはあくまでも任意協議会でみんなで決めたわけでございまして、あれだけのものをそれなりに協定し、調整したということは私は大変な成果だと思っておりますし、誇れるものだと、先ほど申しあげましたものだと思っておるわけでございますから、先送りと。やっぱり、これは法定協議会というものもございますし、あるいは全部任意協議会で決められるというようになりますと、また7人の委員で決めたと、こういうことが言われるわけでございますから。やっぱり、法定協議会になって、当の合併というものに本格的に取り組むという段階も次にあるわけでございますし、あるいはまたこういうものを任意協議会なり、あるいは法定協議会なりで示したものを住民にお示しすることになって、またいろいろ合併した暁におきましては、議論と、あるいは御意見というものが出てくるわけでございますから、それを受けとめても一向に差し支えない。そんな任意協議会で全部決めた、あるいは法定協議会で全部決めたというよりも、やっぱり大きな方針というものをそこで示して、そして合併したあかつきにまた議論するというのもこれも一つ、それを先送りしたというような物の言い方というのはどうも私はわかりません。

それから、財政運営というのがどうだったかというふうなことでございますけれども、これは新しい市のつくり方をこれから考えていく、あるいは広域的に見て、こういうことが望ましいというようにしていくわけでございますから、新しい財政運営というものを新しい市の姿の中でやっていこうと、こういうことでございますから、これは何が問題なのか全然わかりませんけれども。

それから、第5次振興計画ということでございますけれども、丸投げという言葉が出ましたけれども、丸投げしろなんて一言も私は言っておりません。十分審議会なり、あるいは事務段階でその手法等につきましては、これから議論していく、あるいは吟味していくということを申しあげましたのでして、丸投げしろとか、どこかの委託会社にするとか、そんなこと一言も言っていないわけでございますから、それはお間違い

のないようにしていただきたいなと、そう思っております。

それから、市民参加なりそういうのは活性化の源だと私は申しあげておりますし、全く私はそのとおりだと思いますが、それに対しまして、グランドワークとかを称して人足だというようなことを言われましたけれども、大変市民に対して失礼千万ではなかろうかなと思いまして、これは本当にまちづくりを自分たちの考えで一緒にやってつくろうとしておるのに対しまして、これは人足だというような決めつけ方というのは私は非常に市民を侮辱して、市民の盛り上がりに対して本当に情けないところの私は見解だなと思っております。これは議員の考え方をもう一度改めていただければ私はいいかと思っております。

それから、指導力の足りなさというようなことを認めなさいと、こういうことを言いましたけれども、任意協議会に当たりましては、これは任意協議会でございまして、そしてまた6人が全員で委員としてまとめていくものでございまして、それの私は会長でございます。そして、委員の全員の合議のもとに合意を得てやっているわけでございまして、私が何か私のための任意協議会だとか、あるいはそれが任意協議会が解散して法定協議会に移行できなかったのが皆市長の責任のように聞き取れるような御発言でございますけれども、全くこれも任意協議会に対して、全くあり方に対して本当に失礼と、先ほども答弁申しあげたときもありましたけれども、本当に失礼なことではないかなと、こう思っております。

それから、予算のことでございますけれども、議員はよくよく知っていらっしゃるわけでございましょうけれども、この予算説明書を見ますと、本当にわかりやすく事業名が、それから事業費なり、あるいは内容というものをこれは述べておりますから、これで私は十分事足りるのではなかろうかなと、こう思っておりまして、先ほどの答弁のようにしたわけでございます。以上です。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 2問目についてもかなり誤解をされて答弁をされています。市民参加の部分のいわゆる丸投げをしないと言ったのは市長の方なんですよ。私が丸投げをコンサルタントにすべきだとか何とかと言っているわけではない。市民参加の上で原案づくりから参加させてみてはどうですかというふうなものに対して、市長は丸投げをしないというふうに言ったんですよ。ですから、そういうふうな問題は、丸投げというのは適切ではないのではないですか、言葉がというふうに申しあげたんですが、御理解をいただけなかったようでありますから、その点について再度伺っておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ誤解されているのは、グラウンドワーク手法、それは私も市民参加の一つだというふうにこれまで何回も申しあげております。今も言いました。それだけが市民参加ではないんだということを、市長、おわかりになってお答えになっているんですね。矛先を私が市民を人足だなんていうのは失礼な言い方だなんていうふうに言うわけですよ。それは私が言ったのではなくて、あの黄色いチラシに、市長は見たか見ないかわかりませんが、前にあったでしょう。「昔人足、今グラウンドワーク」なんてやゆされたことがありましたね。それを私は言っているわけでありまして、そういうふうに行政側に都合のいいところだけがグラウンドワーク手法としてとられるならば、本当に市民参加なんていうのはないのであって、そういうふうにやゆされるのではないですかというふうなことを言ったんです。

したがって、行政全般にわたって、そうした政策過程へ踏み込んで市民が参加できるような、あるいは予算もわからないでそんななぜ検討できるんですか。そんなことも含めてぜひやるべきだということを申しあげているので、再度、そんな当たりもしない批判をしないで真っすぐ答弁をいただきたいなというふうに思います。

それから、町の見解ということで合併問題について再度触れられました。それはいわゆる心外だというふうなことであったわけでありますが、そうしたものに対する町のやり方を心外だというふうに市長は申された点に私は理解をしておりますが、どうも私には批判に聞こえる。それは新聞等で先ほど見た話も申しあげました。それから、先ほど議員は協議会の話を聞いているのかというふうな話もありました。私は又聞きでありますが、聞いております。住民の話も聞いております。そういう中で、ずっとこれまでも御意見を申しあげてきたつもりであります。

それから、先ほどはアンケート調査はしなかったのは間違いではなかったと、こういうふうな話もありました。私はそれはやっぱり認識として改めていただきたいなというふうに思っております。先ほど、遠藤議員の話もありましたが、やっぱりなぜ寒河江はしないんだと。市長だけが独善的に走っているのではないかというような話があります。それをそうではないんだというふうに実証するためにもぜひやってほしかったなと、こういうふうに思っております。だから、さっき私が言いましたように、そうした結果が出るならば自信を持って進めるべきではないかというふうに、私はその点については、市長を叱咤激励をしたつもりでありますが、残念ながらしていただけませんでした。しかし、今後こうした合併問題や何かを機会がある際はやっぱりぜひ積極的に取り入れていただきたいというふうに思います。

また、今後の合併についての話もありました。望むなら拒まないというふうな言い方をされましたけれども、それは聞き方によっては、私が耳がどうも最近遠くなったのかどうかわかりませんが、嫌々だけれども応ずるというふうな受け取り方もできないわけではないんですね。嫌だけれどもしようがない、やるかと、こういうふうに受け取られかねない。それではやっぱり西村山の中心地としては余りにもそんなことを受けとめられたら差しさわりがあるのではないかなというふうに思います。したがって、市民が本当に望むんだ

ったら機会があれば積極的に合併について対処したいというふうなことぐらいはぜひ市長に言ってほしいな と、こういうふうに思っております。

昨日も舟形町で住民投票がなされました。意思決定をする上でそれにやっぱりまさるものは私はないというふうに思うんですね。市長はそれぞれのところで多くの市民の意見を聞いているというふうな話もありますけれども、あるいはまた議員の話も聞いているというふうな話もこれまでありました。しかし、客観的に判断する上で必ずしも私はそういうふうな判断の仕方は十分ではないというふうに思います。先ほど、独善的な手法だったのではないかというふうな両町の町民の話も申しあげました。これは例えば白岩出張所の廃止なんかも非常に微妙に反応しているというふうに聞いております。

当面、役場は残されてもいずれ廃止をされるのではないかというふうな、やっぱり懸念、あるいはこの間この一般質問に入ってから町立病院の話も出されております。確かに、素案では残すことになっておりますが、懸念としては一つの自治体で三つの病院を運営するなんていうことは不可能だというふうな非常に割り切った考え方が一方でありまして、それは私は全国の自治体病院、あるいは先進地を見ればそれは至極当然の懸念だし、住民の心配だというふうに思います。そうしたところにやっぱりきちっとした説明をなす、それはそれについて町独自の判断で座談会やアンケート調査の資料にそれを出す、これが当然のことではないですか。

私はそういうふうに思いますが、平安でない、心外だというふうな市長の御見解ですから、私たちはちょっと理解に苦しみますが、その上で合併の任意協議会の責任者としての、みずからの責任について触れれば事足りるのではないかということを私は申しあげたつもりでおります。敗軍の将兵を語らずというふうに言いました。市長を敗軍の将に仕立てるわけではありませんけれども、失敗した事柄についてあれやこれやとやかう言うことは余り格好のいいものではない。懐を本当に深くして、みずからの不明について反省をする。きちっと慎重に受けとめる、真摯に受けとめる、この方が私は責任者としてあるべき姿なのではないのかなと、こういうふうに申しあげて、私の質問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 振興計画の策定についての話でございますけれども、原案を出さないで市民なり、あるいは そういう協議会に全く案を出させたようではないかと、こういうようなことがありましたから、そういうことはしない、そういう丸投げはしません、こちらが原案を出して御審議をいただくと、こういうことを言っているのでありまして、何か丸投げについての範疇といいますか、受け取り方について違っておるようでございますから、あえて断りしたいと思っております。

それから、心外だとか、アンケートとか、それから今後の合併の仕方とか、病院とか、白岩出張所とか、いろいろ出されましたけれども、前問2問なり、あるいは前回といいましょうか、今回の合併関係のことで事細かに何回も繰り返しましたので、改めて答弁するようなこともないようでございますので。

それから、敗軍の将と、こういうふうに決めつけられましたけれども、これにつきましても先ほど答弁申しあげたとおりでございまして、みんなで決めて、みんなでよかろうということをしたのであって、何かそれを責任をためにするための議論のようになされておるというのはどうも私は議員としての御意見のようとは受け取りがたいし、聞きにくいなと、このように思っておるところでございます。

散 会 午後1時54分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。 大変御苦労さまでございました。

平成16年6月11日(金曜日)第2回定例会

出席議員(20名)																	
1	番	伭	Ē	竹	敬	_	議員	Į		2 霍	Ē	佐	藤			毅	議員
3	3番 鴨		<u> </u>	田	後・		議員	Į		4番	Ě	楳	津	博		\pm	議員
6	6番 松		.\ 4	田		孝	議員	Į		7番	Ě	猪	倉	討	大東	郎	議員
8	8番 石		ī	Ш	忠	義	議員	Į		9番	Ě	鈴	木		Z Z	也	議員
1 0	10番 荒		<u>⊨</u>	木	春	吉	議員	Į	1	1番	Ě	柏	倉	信	Ī	_	議員
1 2	12番 髙		5	橋	勝	文	議員	Į	13		Ě	伊	藤	月	2	男	議員
1 4	14番 髙		5	橋	秀治		議員	Į	1	15番		松	田	佢	Þ	_	議員
1 6	16番 佐		Ē	藤	暘	子	議員		17番		Ш	越	考	ž	男	議員	
18番		内	3	藤		明	議員	Į	19番		Ě	那	須			稔	議員
2 0	2 0番 遠		<u> </u>	藤	聖	作	議員	Į	2 1番		新	宮	徝	E	_	議員	
欠席議	員(1名	i)														
5番 安孫子 市美夫 議員																	
説明のため出席した者の職氏名																	
佐	藤	誠	六	市			長			荒	木		恒	助			役
安孫	子	勝	_	収)	\	役			大	泉	愼	_	教	育	委 員	長
có -			-		学管理					-ı\	_		\4		ルエ		_
		幸士	助去	委	24 24		長			武	田田田		浩			員会会	
	賀坦	友	幸 =	庶		課	長			鹿	間	/7 .1	康 ##			整課	
	場 藤	/2曲	元	財士	政 民	課課	長 長			宇左	野川	健洋	雄	税	務	課 環境課	長
		健 邦	宝	市 土	-	課	長			有粒			_ +				
浦	щ	ナり	憲		・緑	• ##			•	柏	倉	P生	夫	데	ום נוו	十画課	T
犬	餇	_	好	推		課	長			佐	藤		昭	下	水	道課	長
木	村	正	之	農		課	長		:	兼	子	善	男			見光調	
尾	形	清	_	地	域 振	興課	長			石	Ш	忠	則	健	康福	ā 祉 譲	長
真	木	憲	_	숲	計	課	長			安	彦		守	水	道事	業所	f長
那	須	義	行	病	院事	事 務	長			熊	谷	英	昭	管	理	課	長
菊	地	宏	哉	学	校教	育課	長			鈴	木	英	雄	社	会 教	育調	長
_				4.1		<u> </u>	_			_	./-	_	1-45			理委員	
石	Щ		忠	社	会体	育課	長			=	瓶	正	博	事	務本		
安孫子		雅	美	監	查	委	員		:	布	施	崇	_	監事	查 務	委 局	員 長
		•			業業					•				-			
小				事	務	局	長										
事務局職員出席者																	
片				事		局	長					俊		局	長		佐
月	光	龍	弘	庶	務	主	查			大	沼	秀	彦	調	查	係	長

議事日程第5号

第2回定例会

平成16年6月11日(金)

予算特別委員会終了後開議

- 日程第 1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (寒河江市市税条例の一部を改正する条例)
 - " 2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (寒河江市都市計画税条例の一部を改 正する条例)
 - # 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(寒河江市農村地域工業等導入地区固 定資産税課税免除条例の一部を改正する条例)
 - # 4 議第37号 平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)
 - " 5 議第38号 平成16年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)
 - 7 6 議第39号 寒河江市印鑑条例の一部改正について
 - 7 議第40号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - 7 8 議第41号 寒河江市国民健康保険税条例の一部改正について
 - " 9 議第42号 市道路線の廃止について
 - # 10 議第43号 市道路線の認定について
 - # 11 請願第8号 義務教育費国庫負担法を維持し、義務教育費国庫負担金を一般財源化しない よう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
 - # 12 請願第9号 教育基本法の早期改正を求め、国に対して「意見書」の提出を求める請願
 - # 13 陳情第1号 国・地方公務員および民間労働者、ならびに生活保護世帯の生活への影響、 地方自治体財政、地域経済などへの影響をふまえ、寒冷地手当の改悪につな がる「見直し」をおこなわない旨の意見書提出を求める陳情
 - # 14 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1)総務委員長報告
 - (2) 文教厚生委員長報告
 - (3)建設経済委員長報告
 - (4)予算特別委員長報告
 - **" 15 質疑、討論、採決**
 - 16 議会案第4号 義務教育費国庫負担法を維持し、義務教育費国庫負担金を一般財源化しないよう求める意見書の提出について
 - **# 17 議会案第5号 教育基本法の早期改正を求める意見書の提出について**
 - 18 議会案第6号 地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出 について
 - # 19 議案説明
 - 〃 20 委員会付託
 - " 21 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前9時50分

佐竹敬一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、安孫子市美夫議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、5月27日、6月7日及び本日開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

佐竹敬一議長 日程第1、承認第1号から日程第13、陳情第1号までの13案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第14、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番荒木総務委員長。

〔荒木春吉総務委員長 登壇〕

荒木春吉総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、6月8日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名中6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第1号、承認第2号、承認第3号、議第39号及び陳情第1号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、承認第1号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市市税条例の一部を改正する条例)を 議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて(寒河江市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第39号寒河江市印鑑条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申しあげます。

委員より「本人確認ができない場合、今回の改正で回答書のほかに何をもって本人確認とするのか」との問いがあり、当局から「免許証、パスポート類、健康保険の被保険者証、年金証書、養育手帳等の本人しか持ち得ない書類とする」との答弁がなされました。

議第39号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、 全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号国・地方公務員および民間労働者、ならびに生活保護世帯の生活への影響、地方自治体財政、地域経済などへの影響をふまえ、寒冷地手当の改悪につながる「見直し」をおこなわない旨の意見書提出を求める陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、質疑、意見に入り、一たん休憩して意見交換を行い、会議を再開いたしました。

陳情第1号については、質疑、意見もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第1号は賛成少数で不採択にすべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚牛委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。8番石川文教厚生委員長。

[石川忠義文教厚生委員長 登壇]

石川忠義文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、6月8日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等 出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第38号、議第40号、議第41号、請願第8号、請願第9号の5案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第38号平成16年度寒河江市老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第38号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質 疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「対象者に対して案内はどのような形で行うのか」との問いがあり、当局より「現行法で既に対象となっている方がおりますが、それ以外の0歳から6歳までのお子さんを抱える全世帯に通知します」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第40号は全会一致を もって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第41号寒河江市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に 入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護納付金が重くなるわけですが、施設とかが不足していて保険料を払っていても入れないという状況の中で値上げは極力控えるべきと思うがどうか」との問いがあり、当局より「現在いただいている介護保険税の部分を大幅に超える支払いが生じている状況でありますので、介護料という性格上、その部分について改正をしながら負担をいただくことになります。今回は、住民の方々の負担の平準化を考えてこのようにさせていただきました」との答弁がありました。

また、委員より「15年度の収入未収金は、国保と介護分合わせてどのくらいあるのか」との問いがあり、 当局より「3月31日現在で、滞納額が約8,230万円です」との答弁がありました。

委員より「今回の改正の中で、介護分について県内の状況はどうなっているのか」との問いがあり、当局より「介護分については、今回は酒田市、鶴岡市、新庄市、上山市等で値上げを予定しているようです。寒河江市の改正後の金額については、酒田市、鶴岡市あたりとほぼ同じくらいになる予定です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第41号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩を挟み、請願の審査に入りました。

初めに、請願第8号義務教育費国庫負担法を維持し、義務教育費国庫負担金を一般財源化しないよう、国

に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第8号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第9号教育基本法の早期改正を求め、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、 担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申しあげます。

委員より「今の教育制度はさほど間違った方向性にはないと思いますし、この請願からはどのように変更するかといった具体的な改正内容が見えないので、この請願には反対の立場をとります」との意見がありました。

委員より「これからの日本を背負っていく子供たちの教育の根幹はここにあり、きちんとした教育基本法 をつくり上げていくべきだと思うので、この請願に賛成します」との意見がありました。

また、委員より「事実として学校での問題や社会的な問題が起きていることはわかりますが、この現行の教育基本法は何ら問題はないと思います。今ここで早急に改正する必要性は見当たらないので、これには同意できません」との意見がありました。

委員より「戦後、何でも法制化された時代から50年以上経過しており、今の時代の流れの中で将来の日本 を見据えて時代に合ったものにしていくべきで、この請願に賛成します」との意見がありました。

委員より「今は時代の変化が早く感じられ、教育基本法についてもこれまでの過程を踏まえながらそれなりの時代に合ったものにしていくべきであり、これに賛成です」との意見がありました。

ほかに質疑、意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第9号は多数をもって採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

訂正いたします。一番最初に、議第38号、議第40号、議第41号、請願8号、請願9号の4案件でと申しましたけれども、「5案件」に訂正させていただきます。以上であります。

建設経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。11番柏倉建設経済委員長。

〔柏倉信一建設経済委員長 登壇〕

柏倉信一建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本委員会は、6月8日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長出席の もと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第42号、議第43号の2案件であります。

一たん休憩し、市道路線の廃止及び認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し、審査に入りました。順を追って審査の内容を申しあげます。

議第42号市道路線の廃止について及び議第43号市道路線の認定については関連があるため、一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

議第42号については質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第43号については、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。14番髙橋予算特別委員長。

〔髙橋秀治予算特別委員長 登壇〕

髙橋秀治予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について、御報告申しあげます。

本特別委員会は、6月1日午前10時9分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第37号平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)であります。

議第37号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。 主な質疑を申しあげます。

一つ、チェリーランドさがえの損失補償の額はどのくらい残っているか、一つ、チェリーランドさがえの借入金の繰上償還についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日6月11日午前9時30分から本議場において委員20名中19名出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

議第37号平成16年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第15、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、承認第1号は承認することに決しました。

承認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

承認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより承認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第3号は承認することに決しました。

議第37号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

議第41号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

議第42号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

議第43号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙

手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。

よって、議第43号は原案のとおり可決されました。

請願第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第8号は採択することに決しました。

請願第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。19番那須 稔議員。

那須 稔議員 先ほど請願第9号について、委員長から報告があったわけでありますけれども、その報告があったほかに委員会の中で質疑、意見などがあったかどうか、あれば、どのような意見があったのかどうか、お聞きをしたいと思います。

佐竹敬一議長 石川委員長。

石川忠義文教厚生委員長 ただいまの質問についてお答え申しあげます。

当委員会に付託になりました請願第9号の審査において、私が先ほど報告した内容以外に質疑、意見等があれば伺いたいとのことでございますが、請願の内容については先ほど申したとおりでございます。

ただ、審査の前段で、この請願について県議会では議会案として意見書を出す際に超党派で検討されたと の経過が話題になりました。

それと、この請願の紹介議員の件について質問がございました。と申しますのも、公明党の那須議員が紹介議員になっていることに対し、先月の5月28日付の山新の記事で公明党はこの請願内容に否定的な見解を出しているようだが、紹介議員として大丈夫なのかというような疑問が出されたわけであります。

しかしながら、これに対して審査のポイントが外れているのではないかという、請願に対しての賛否の審査を進めるべきだということの意見が出されました。

以上のとおりでございますが、これについては直接請願の審査に関係ないと判断しまして報告を差し控え させたわけでございます。以上でございます。

佐竹敬一議長 19番那須 稔議員。

那須 稔議員 今の委員長からも答弁がありましたけれども、ある委員の意見の中に5月28日の山形新聞の 記事を見られて、教育基本法の改正については公明党として否定的な見解を発表しているというようなこと がありました。もし、そういう形で山新の方に書かれているならば、これは全く違います。そのような見解 は出しておりません。

我が党といたしましては、教育基本法の改正については基本理念、これを堅持しつつ補完それから補強する見直しという検討は必要だという立場を今までもとってまいりました。その検討に当たっては、国を愛す

るという心、これを法律で規定するということについては、戦前の反省を十分に踏まえて慎重に検討する必要があるという見解であります。

それで、委員長の答弁の中にありました紹介議員として疑問という意見がありましたけれども、以上のことから私自身、紹介議員になったことを何ら疑義を挟むものではないと、このように思っておりまして、一言申しあげたいと思います。以上です。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより請願第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第9号は採択することに決しました。

陳情第1号について、委員長の報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は原案について採決いたします。本件は原案を採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第16、議会案第4号から日程第18、議会案第6号までの3案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

佐竹敬一議長 日程第19、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号から議会案第6号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

佐竹敬一議長 日程第20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号から議会案第6号までの3案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第21、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

議会案第5号に対する質疑はありませんか。

18番内藤 明議員。

内藤 明議員 提案者にお尋ねをしたいというふうに思いますが、現在の教育基本法について問題ありというようなことで改正を求めるべきだというようなことの立場だというふうに理解をいたしております。そうした点で伺いたいというふうに思いますが、提案者においてこの現在の教育基本法の理念について、どのようにお考えになっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それからもう一つ、この中に、文面に出ておりますところの行き過ぎた平等主義教育というふうにありました。こういう分野でいろいろと問題が出てきているので看過できないというふうなことでありますが、この平等主義教育というふうなことが適切でないというふうなことであれば、私はこれは差別につながるような教育になるのではないかというふうに思っております。そうした点について、どのようにお考えになっているのか伺いたいというふうに思います。

それからもう一つ、教育の再建に向けてというふうなことで歴史や伝統文化を尊重し、郷土や国を愛する 心、家族愛、先祖を敬う心、国家社会の形成者としての公徳心や公共心云々と、こういうようなものがござ います。今の制度の中でも、教育現場ではこうしたものについてさまざまな形で教育がなされているという ふうに考えますが、この点についてどのように御判断をなさっているのか、この3点についてお尋ねをした いと思います。

佐竹敬一議長 提案者、髙橋勝文議員。

髙橋勝文議員 3点につきまして質問があった中であります。

まず、第1点目の.....(「提出者」の声あり)

佐竹敬一議長石川委員長。

石川忠義議員 今の3点の件について、意見を求めましたが、私どもはこの請願書に対して願意妥当である ということで賛成を申しあげたわけです。以上であります。

佐竹敬一議長内藤明議員。

内藤 明議員 市民から、教育基本法を早期に改正をしてほしいというふうな形で議会に対して請願が出されたわけでありますが、したがってその審査をしたわけであります。その際には、現在の教育基本法はこう

であるから、やっぱりこういうふうに改めるべきだというようなことで、ここに提案なされているというふうに思います。

そうした中で、みずからの教育に対する理念、持っていることは私は当たり前のことだというふうに思いますし、したがって、そうした中でどのような御見解を持たれているのかというふうにお尋ねをしたわけでありますが、請願が妥当だというふうなことでは、いかにも、何といいますか、答弁にはなっていないのではないかというふうに思います。

したがって、提案された方の理念も含めて、今の教育の実態、どのようにお考えになっているのかという ことを、この3点について改めて御見解を承りたいと思います。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 私は、教育基本法は第11条があるわけです。ここに、これを改正するとか、そういうものでは私はないと思います。これは、県議会の議事録を見ましても具体的にここを改正するとか、それはございません。私は、この教育基本法第11条までの中の、その一条、一条をきちっと精査しながら、先ほども委員会の委員長報告の中で賛成討論にもあったように、時代に合ったそういうものを検討したいという願意でしたので、私はそれに賛成ですということを申しあげたわけです。以上です。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。内藤 明議員。

内藤明議員とすれば、提案者はそうした教育理念はお持ち合わせでないということになりますか。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 教育理念を持ち合わせないという質問に対して心外です。私は、委員長として、その請願に 願意妥当だということで賛成を申しあげて意見書を提出させてもらいました、以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかに質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 議会案の意見書について、提案者にお尋ねをしたいと思います。

というのは、関連するものとして先ほど請願第9号の報告があったわけでありますけれども、そこの...... (「あなた文教委員だべ」の声あり)文教だって提案は私していませんから聞けるんです。

それで、先ほど委員長報告に対して那須議員から質問もありました。それで、委員会の方は9条の関係では山新の報道に対して那須議員から公明党の見解も出されました。それで、この意見書の教育の再建へ向けての文章の中で、歴史や伝統文化を尊重し、郷土や国を愛する心、家族愛、先祖を敬う心云々というのがあります。

それで、今、教育基本法を改正すべしという動きの中で戦前の教育のようなことを必要だと言われる方もいます。言われる方もいます。しかし、多くの方はそのことについて心配もしています。先ほど、那須議員からは公明党としてはそういう点について心配だというふうなこともありました。しかし、そういう戦前の教育に戻ってはだめだという、そういう部分がこの意見書の中ではどのように担保されるのかということを提案者にお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 石川忠義議員。

石川忠義議員 今の、戦前の教育に戻らない担保はどういうものかというような質疑の内容だと思いますが、我々は、私は戦前と戦後教育を受けたわけですけれども、私が受けたそういう戦後の教育で、やっぱり今の教育基本法、昭和22年にできたわけですけれども、その教育基本法によって我々も教育受けましたし、今も引き続いているわけです。私は、戦前教育に戻らない担保と言われても、私はどのような担保するのかわかりません。

ただ、言われていることは、教育基本法の制定から時がたって、今の、現在の教育が本当にこれで大丈夫なのかと、今いろいろな中でやっぱり検討しながら改正しようということでございますので、私は戦前の教

育に戻るということは絶対あり得ないというふうに私は確信しております。以上です。 佐竹敬一議長 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。 〔 賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第5号は原案のとおり可決されました。 議会案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。 〔 賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時34分

佐竹敬一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。 これにて、平成16年第2回定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。 寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一 会議録署名議員 荒 木 春 吉